

平成 20 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 21 年 2 月
町田市包括外部監査人
公認会計士 野辺地 勉

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象とした期間	1
4. 外部監査の実施期間	1
5. 外部監査の補助者	1
6. 利害関係	1
第2 実施した外部監査の概要	2
1. 監査対象の概要	2
2. 監査の視点	11
3. 監査範囲・実施した監査手続	15
第3 監査の総括	16
1. 町田市の補助金等の問題点と対応策	16
(1) 監査範囲とした補助金等についての結果・意見の集約	16
(2) 監査範囲とした補助金等の主な問題点とその対応策	18
(3) その他、市全体での対応を求めるもの	30
第4 監査の結果及び意見	31
. 市全体に適用されるルールの設定とその徹底を求めるもの	31
1. 補助目的、補助事業、補助対象経費、補助金額の算定基準について	31
(1) 補助目的の明確化と再評価を求めるもの	31
(2) 補助事業等の明確化を求めるもの	34
(3) 補助と委託の考え方の統一を求めるもの	36
(4) 補助を終了した補助金等の効果の分析を求めるもの	38
2. 補助事業者について	40
(1) 団体に対する運営費補助の条件の明確化を求めるもの	40
(2) 実行委員会に対する補助の見直しを求めるもの	42
3. その他	46
(1) 補助事業者が提出する実績報告書等の正確性の検証を求めるもの	46
(2) 負担金のあり方の見直しを求めるもの	48
(3) 「補助金等のあり方に関する最終報告」の周知徹底を求めるもの	51
. 個々の補助金等について担当課に対応を求めるもの	53
1. 総務部・職員課	53
(1) 町田市職員互助会交付金(交-1)	53
2. 市民部・市民協働推進課	56
(1) 町内会・自治会等補助金(補-11)	56
3. 市民部・防災安全課	60
(1) 自主防災組織補助金(補-2)	60
(2) 消防団交付金(交-3)	61

4 . 文化スポーツ振興部・文化振興課	64
(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金 (補 - 10)	64
5 . 文化スポーツ振興部・博物館	68
(1) 巡回展負担金 (負 - 60)	68
6 . 地域福祉部・福祉総務課	71
(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金 (補 - 26)	71
(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金 (補 - 27) 他	81
7 . 地域福祉部・障がい福祉課	90
(1) 心身障がい者授産事業運営費補助金 (補 - 37)	90
8 . いきいき健康部・高齢者福祉課	96
(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金 (補 - 62)	96
(2) 町田市老人クラブ運営費補助金 (補 - 66)	101
(3) 生活協力員住宅使用料助成費 (そ - 2)	106
9 . 子ども生活部・子ども総務課	109
(1) 預かり保育充実事業費補助金 (補 - 85)	109
10 . 子ども生活部・子育て支援課	113
(1) 保育所運営費加算補助金 (補 - 90)	113
(2) 認証保育所運営費補助金 (補 - 91)	114
(3) 待機児解消緊急対策補助金 (補 - 92)	115
(4) 認可外保育所利用者補助金 (補 - 93)	117
(5) 家庭福祉員補助金 (補 - 96)	118
11 . 経済観光部・産業観光課	120
(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金 (補 - 110)	120
(2) 商工会議所補助金 (補 - 109)	127
(3) 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金 (補 - 107、108)	134
(4) 町田ターミナル総合管理業務負担金 (負 - 92)	137
(5) さくら祭り負担金 (負 - 93)	139
12 . 経済観光部・農業振興課	141
(1) 農業祭負担金 (負 - 97)	141
13 . 都市づくり部・都市計画課	143
(1) 市民バス運行事業補助金 (補 - 136) 他	143
14 . 都市づくり部・住宅課	148
(1) 住宅改良助成金 (そ - 17)	148
15 . 学校教育部・学務課	151
(1) 奨学金 (そ - 26)	151
16 . 学校教育部・指導課	154
(1) 教育研究会補助金 (補 - 146)	154
(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	157
17 . 町田市民病院・経営企画室	164
(1) 病院事業会計負担金 (負 - 6)	164
. その他	167
1 . 補助金、交付金、その他	167

(1) 交付要綱等の見直し及び実績報告書の正確性の検証を求めるもの	167
2 . 負担金	168
(1) 負担金のあり方を見直しを求めるもの	168

参考資料 172

1 . 町田市の補助金等の一覧	172
市担当課に作成を依頼した調査書 (例)	188

「補 - 」 「交 - 」等 本報告書に記載している「参考資料 1 .町田市の補助金等の一覧」の表3～表12に付している番号を記載したものである(以下同じ。)。

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。一部単位未満の端数を四捨五入して表示している場合には、四捨五入している旨の記載を行っている。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・課名

町田市は平成20年4月1日に組織改正を行い、一部の課は他課との統合、名称の変更等を行っている。報告書は組織改正後の課名を使用している。

・本報告書における主な用語の定義

補助金等	総務省令で定める「負担金、補助及び交付金」のうち、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計に関する「負担金、補助及び交付金」を除いたもの
補助事業等	補助金の交付の対象となる事務または事業
補助事業者等	補助事業等を行う者
交付要綱	市長が定める規程形式をとる内規文書で、補助金の交付について定めるもの
団体運営費補助金	特定の団体を対象として、その団体が実施する事業やその団体の運営一般に係る経費を補助対象としている補助金
実績報告書	補助事業者等が、補助事業等が完了したときなどに当該事業等の成果または結果を記載して市長に提出する報告書
監査の「結果」	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の「意見」	「結果」以外で、改善・検討を求める事項

・凡例

法	地方自治法
施行令	地方自治法施行令
施行規則	地方自治法施行規則
補助金等規則	補助金等の予算の執行に関する規則 (町田市が定めている補助金等に関する規則)

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「補助金等について」

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

補助金、負担金あるいは交付金(以下「補助金等」という。)に関する事務は、町田市が行う事務の中でも重要な位置を占めている。

補助金等は、地方公共団体が何らかの目的あるいは効果を達成するために、補助金等を必要としている市民あるいは団体に対して、その目的あるいは効果を達成するために適切とされる額を支出するものである。しかしながら、当初は有用であると考えていた補助金等であっても、その後の社会情勢の変化等によって必要性が薄れてしまうケースや、補助対象者あるいは補助金額等の見直しが必要なケースも考えられる。

町田市においても財政状態は厳しさを増しており、補助金等についてあり方を検討し、見直しを進める必要があると思われる。よって、補助金等の事務の執行等について監査を実施する必要があると認められるため、平成 20 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象とした期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

ただし、必要に応じて平成 18 年度以前又は平成 20 年度の執行分を含む。

4. 外部監査の実施期間

平成 20 年 7 月 28 日から平成 21 年 2 月 10 日まで

5. 外部監査の補助者

宮本和之	公認会計士	山口剛史	公認会計士
青山伸一	公認会計士	作本遠	公認会計士
白山真一	公認会計士		

6. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第2 実施した外部監査の概要

1. 監査対象の概要

(1) 補助金等の定義

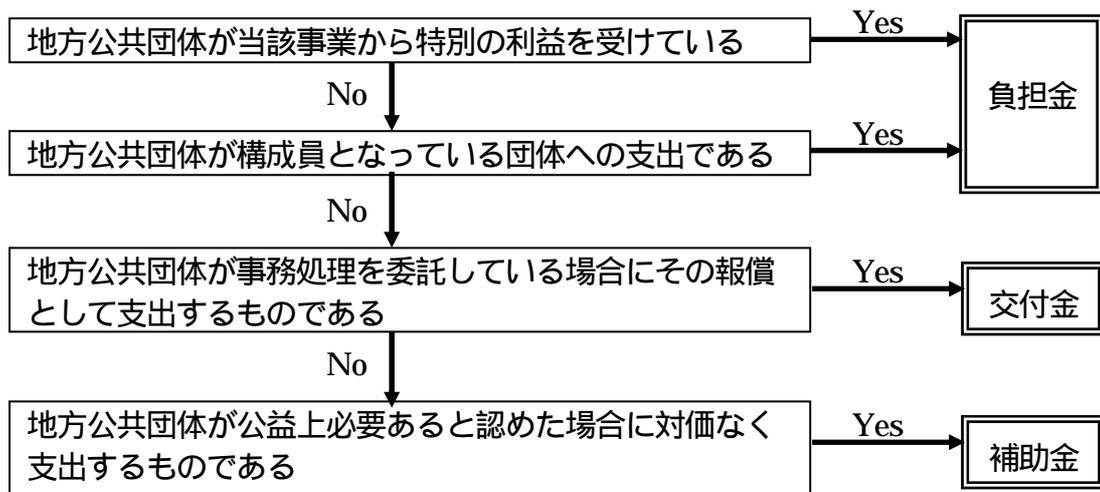
地方公共団体の歳出予算はその目的に従って款項に区分されなければならない(法216条)、各項は目節に区分され、歳出予算の執行は当該目節の区分に従ってなされなければならない(施行令第150条1項3号)。そして目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない(施行令第150条2項)。

総務省令は節を28に分類しており、その第19節を負担金、補助及び交付金と定めている。また、節はさらに細かく細節に区分されており、総務省令は第19節を負担金、補助金及び交付金の3つの細節に区分している。

本報告書においては、総務省令で定める第19節「負担金、補助及び交付金」のうち、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計及び介護保険事業会計に関する「負担金、補助及び交付金」を除いたものを補助金等と定義して監査対象とする。

図1 補助金等の区分

補助事業等(補助金の交付の対象となる事務または事業)の性格



負担金

法令または契約等によって地方公共団体が負担することとなる経費で、次のいずれかの性格を有するものをいう。

- ア. 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するもの。原則として法令等で負担が義務付けられている。
- イ. 財政政策上またはその他の見地から地方公共団体が任意に支出するもの。地方公共団体が任意に各種の団体(市町村関係団体)を構成している場合において、その団体の必要経費に充てるため行われる各種団体への支出などが該当する。

補助金

特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助と、国（あるいは市町村の場合は都道府県）の施策に基づき、国（あるいは都道府県）から補助を受けて地方公共団体が支出する間接補助に大別される。

交付金

法令、条例または規則等により、団体等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するもの。政策上の大きな目的の達成のために、補助金のように細かく用途等を限定せずに一定の額を団体に交付する。

地方公共団体は、事務の委託を受けた者に対して、通常は相当の対価を委託料として交付する。委託料は法令の規定または私法上の契約に基づくものであるが、交付金は報償として一方的に交付されるものである。

(2) 町田市の補助金等の状況

補助金等の内訳について

町田市においては、補助金等を補助金、負担金、研修負担金、交付金及びその他の5つに区分している。研修負担金は市外部で行われた研修に市の職員が参加した際の参加費であり、その他は補助金、負担金、研修負担金及び交付金のいずれにも区分することが困難なものである。

以下、本報告書においてはこの5区分を用いるものとする。なお、5区分のそれぞれの内訳は本報告書中の「参考資料：1. 町田市の補助金等の一覧」に記載している。

平成19年度の状況

平成19年度の補助金等の金額の内訳は表1、補助金等の件数の状況は表2の通りである。

表1によると、金額別にみると一般会計の補助金の金額が最も高く、件数別でみると一般会計の負担金の件数が最も多くなっている。

表1 補助金等の金額

(単位：千円)

区分	補助金	負担金	研修負担金	交付金	その他	合計
一般会計	3,257,375	3,053,150	27,746	99,955	543,214	6,981,442
特別会計	637	60,772	331	81,046	-	142,787
下水道	637	59,839	331	-	-	60,807
鶴川馬北土地区画整理	-	-	-	81,046	-	81,046
受託水道	-	933	-	-	-	933
合計	3,258,012	3,113,923	28,077	181,001	543,214	7,124,229

表2 補助金等の件数

(単位：件)

区分	補助金	負担金	研修負担金	交付金	その他	合計
一般会計	151	204	62	8	26	451
特別会計	1	14	1	1	0	17
下水道	1	13	1	0	0	15
鶴川馬北土地区画整理	0	0	0	1	0	1
受託水道	0	1	0	0	0	1
合計	152	218	63	9	26	468

一般会計の過去20年間の補助金等支出額の推移

図2は、一般会計の補助金等の支出額の昭和63年度から平成19年度までの推移である。一般会計の補助金等の支出額は平成11年度の11,251百万円がピークで、その後年々減少している。平成19年度の支出額は6,981百万円で、平成11年度の6割強の水準である。一方、20年前(昭和63年)の補助金等の支出額は3,568百万円であるから、20年前と比較すると2倍弱増加していることになる。

図2 一般会計の補助金等支出額の推移

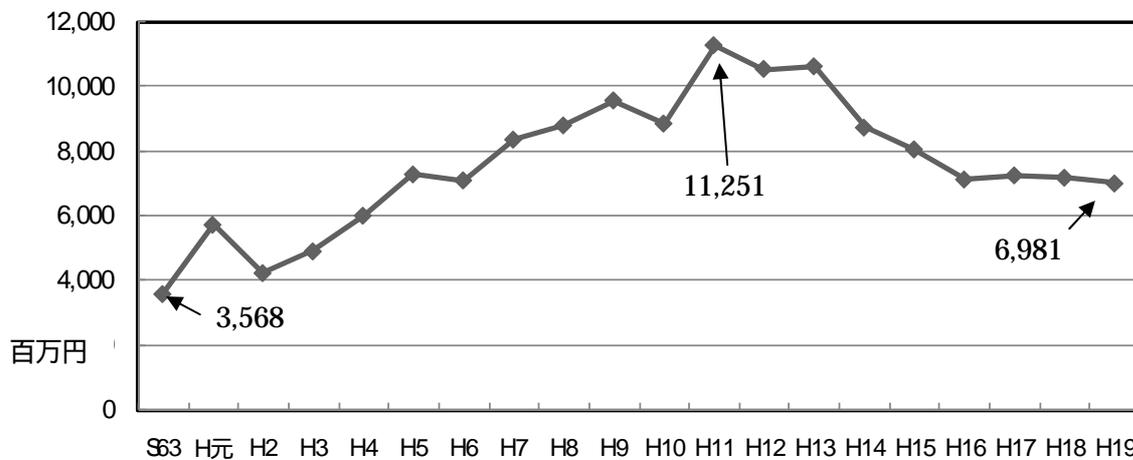
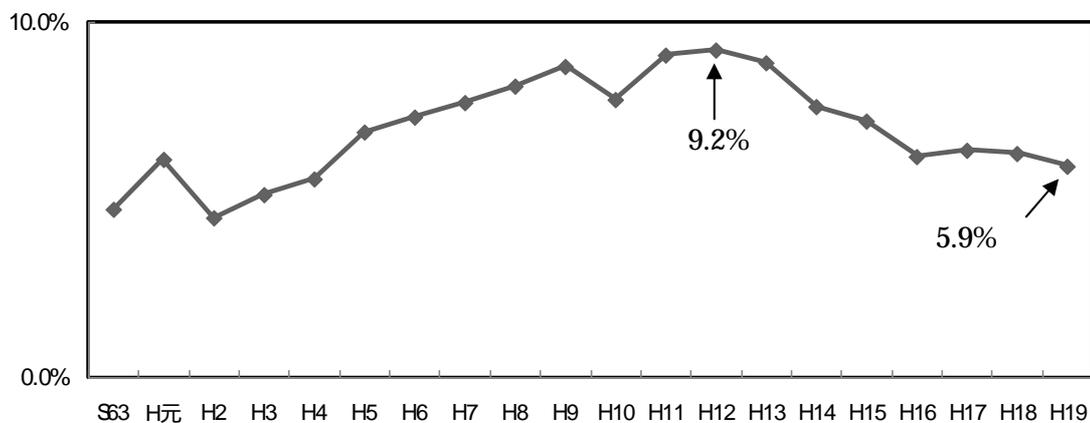


図3は、一般会計について、歳出額総額に占める補助金等の割合の過去20年間(昭和63年度～平成19年度)の推移を示したものである。平成12年度の9.2%がピークでその後年々減少している。平成19年度の割合は5.9%となっている。

図3 歳出額総額に占める補助金等の割合の推移(一般会計)



(3) 町田市の補助金等に関する規定等

「補助金等の予算の執行に関する規則」

昭和42年3月25日付で補助金等の予算の執行に関する規則(以下「補助金等規則」という。)を定めており、同年4月1日から施行している。

補助金等規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的としている。

「町田市における補助金等のあり方に関する最終報告書」

昭和51年10月に学識経験者を中心とした研究会が設置され、「町田市における補助金等のあり方に関する最終報告書」がまとめられている。この報告書の中では補助金等の適正な運用を図るための5原則(正当性、公平性、緊要性、有効性、責任性)が掲げられており、この5原則は現在も町田市の補助金等のあり方の基本となっている。

表3 町田市の補助金等のあり方の基本的な考え方

正当性	所期の目的を達成したもの、達成すべき行政目的・計画目標が不明確なもの、補助の前提条件が大きく変化したもの、社会的合意が得られないもの、補助自体が目的化したもの、同一対象者(団体)に種々の補助が行われているもの、適法性に欠けるものでないかどうか。
公平性	毎年限られた特定の者(団体)しか利用していないもの、制度の透明性が低いもの、類似の補助金と著しく均衡を欠くものでないかどうか。
緊要性	十分な収入のある団体に対する補助、あるいは同好趣味的要素が強い団体(事業)に対する補助でないかどうか。
有効性	適切な評価が行われていないもの、利用がないものや達成度が低いもの、補助以外の手法が適切なもの等でないかどうか。
責任性	公民の負担割合が不適切なもの、団体の自立性や中立性が特に重視されるもの、本来国や都が責任を負うべきもの、補助団体としての自立性に欠けるもの、市民活動への過剰な関与があるもの等でないかどうか。

「補助金等のあり方に関する最終報告」

補助金等の運用を社会で求められる公明性の確保や客観性などの要請に応じて効果的な施策として実現するために、平成9年10月に町田市行財政改革推進委員会補助金部会が設置されている。この部会での検討結果は「補助金等のあり方に関する最終報告」(以下「最終報告」という。)として平成11年3月にまとめられている。最終報告では、先の5原則を踏まえ、評価制度の整備、団体運営費補助の適正化、補助事務の改善及び便益の供与の適正化等の検討が行われている。

この最終報告の考え方は現在も町田市の補助金等のあり方の基本となっている。

表4 最終報告の概要

項目	検討事項
<p>評価制度の整備 補助事業採択時の評価 補助事業の見直し サンセット方式の導入 評価の推進</p>	<p>新規に補助事業を実施する際には、対象事業の育成・助長目標（期間・達成値）等について十分に評価する。 補助金等見直し基準に示した考え方等に基づき、補助事業の見直しを進める。 一定期間後に事業の評価を行い得るよう当該事業等の存続期間をあらかじめ定めておくサンセット方式を原則として全ての補助事業に取り入れる。 評価推進体制の整備を図る。</p>
<p>団体運営費補助の適正化 団体運営費補助の原則廃止 団体運営費補助の廃止の例外 関係団体への要望事項</p>	<p>特定の団体を対象として、その団体が実施する事業やその団体の運営一般に係る経費を補助対象としている団体運営費補助金は原則廃止とする。 例外的に団体運営費補助を認める場合は、その運用を規制する基準を明確にする必要がある。 補助金への依存度が高い団体については、自己財源割合を高め、補助金依存体質からの脱却を図るよう働きかける必要がある。</p>
<p>補助事務の改善 事務処理の改善 補助金等の公正・有効使用 補助制度の統一的運用</p>	<p>事務の簡素・効率化を進める必要がある。 公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法の趣旨に沿った運用に努める必要がある。 補助金等の公正・有効使用のためには、補助条件等の明確化等について改善する必要がある。 上記事項は補助金等規則に定めるものとする。</p>
<p>便益の供与の適正化 補助と便益の供与 便益の供与の制度整備</p>	<p>団体への財産の無償貸付のように、直接の金銭給付は伴わないものの、補助と同様の目的を持ち、事実上金銭給付を行ったと同じ効果を与える便益の供与についても、適正かつ統一的な運用が図られるよう制度整備が必要である。 次の観点に留意して制度整備する必要がある。 1) 特定団体への便益の供与の廃止と例外 2) 実施要綱の整備 3) 公有財産関係規程の運用基準整備 4) 貸付目的の財産取得及び賃借</p>

(4) 平成19年度をもって廃止された補助金等

見直しの概要

市においては、平成20年度の予算編成を行う際に、補助金、交付金及びその他についての見直しを行っている。見直しは、補助金等を所管する各担当課がそれぞれの補助金等の必要性を判断してその結果を財務部財政課に報告し、財務部財政課がその報告を踏まえ、見直しの必要性を最終的に判断する方法で行われている。

見直しの結果、次の9つの補助金等が平成19年度をもって廃止されている。

表5 平成19年度をもって廃止された補助金等 (単位：千円)

	課	補助金等名	平成19年度実績額
補 - 1	広報広聴課	日本司法支援センター補助金	300
補 - 7	納税課	納税貯蓄組合連合会補助金	473
補 - 36	福祉総務課	福祉有償運送運転者講習事業補助金	184
補 - 43	障がい福祉課	美術工芸館運営費補助金	24,401
補 - 45	障がい福祉課	精神障がい者通所授産事業運営費補助金	12,499
補 - 47	障がい福祉課	社会福祉法人まちだ育成会補助金	11,689
補 - 116	産業観光課	町田仲見世商店会公衆便所上下水道使用料補助金	150
補 - 126	農業振興課	防雀網購入事業補助金	157
交 - 7	指導課	小・中一貫教育推進事業交付金	1,964

平成19年度に廃止された補助金の概要と見直し内容

表5に記載した補助金等について、それぞれの交付内容と廃止理由は次の通りである。

(補 - 1) 日本司法支援センター補助金

交付先 / 交付額	日本司法支援センター東京地方事務所 / 300 千円
交付内容	紛争解決のための制度をより身近に受けられる支援組織に対し、要綱に基づき予算の範囲内で補助を行っている。
廃止理由	相談者がセンター（八王子市・立川市）まで出向く必要があり利用率が低いことと、来年度から町田市独自の法律相談を充実するためセンターへの補助を打ち切る。

(補 - 7) 納税貯蓄組合連合会補助金

交付先 / 交付額	町田納税貯蓄組合連合会 / 473 千円
交付内容	町田納税貯蓄組合連合会の実施する事業及び運営費に対し、対象経費の2分の1を補助。
廃止理由	町田市の納税貯蓄組合の解散が相次ぎ、事務局の事務所借り上げも廃止し、活動が縮小されているため廃止する。

第2 実施した外部監査の概要

(補 - 36) 福祉有償運送運転者講習事業補助金

交付額	184 千円
交付内容	道路運送法に基づく福祉有償運送の実施に必要な、福祉有償運送運転者講習会の開催に要する経費の一部を補助
廃止理由	平成 17 年度～19 年度の 3 ヶ年で必要な講習会の需要は満たしており、参加者も減少傾向にあるため廃止する。

(補 - 43) 美術工芸館運営費補助金

交付先 / 交付額	(社福) まちだ育成会 / 24,401 千円
交付内容	指定管理移行に伴う運営費激減緩和
廃止理由	指定管理移行に伴う激減緩和引継期間(平成 17～19 年度)が終了したため廃止する。

(補 - 45) 精神障がい者通所授産事業運営費補助金

交付先 / 交付額	ひあたり野津田、明和荘タイムス、トマトハウス、ラ・ドロン / 12,499 千円
交付内容	精神障害者通所授産施設に対し運営費を補助することで、精神障がい者の地域社会における自立の促進を図る。
廃止理由	障害者自立支援法の施行後、段階的に補助額を減額してきており、各施設において経営努力を講じているため廃止する。

(補 - 47) 社会福祉法人まちだ育成会補助金

交付先 / 交付額	(社福) まちだ育成会 / 11,689 千円
交付内容	指定管理移行に伴う運営費激減緩和
廃止理由	指定管理移行に伴う激減緩和引継期間(平成 17～19 年度)が終了したため廃止する。

(補 - 116) 町田仲見世商店会公衆便所上下水道使用料補助金

交付先 / 交付額	町田仲見世商店会 / 150 千円
交付内容	上下水道使用料として、年額 20 万円を限度とする
廃止理由	一般市民の利用がほとんどないため廃止する。

(補 - 126) 防雀網購入事業補助金

交付先 / 交付額	町田市農業協同組合 / 157 千円
交付内容	防雀網購入代金の 1/2 を補助
廃止理由	他の店舗で安価な製品が販売されており、農協からの購入が減少しているので廃止する。

(交 - 7) 小・中一貫教育推進事業交付金

交付先 / 交付額	小中学校研究モデル校 / 1,964 千円
交付内容	小中一貫教育研究モデルでの事業実施に要する経費を交付 (1 校 200 千円)
廃止理由	教育委員会及び各学校の役割に応じて実施するものであり、教育委員会の主体的な事業として、補助金として執行するのではなく、必要な経費を、適切な予算科目で計上することにより廃止する。

(5) 市の外郭団体に対する補助金等の状況

平成19年4月時点における町田市の外郭団体は表6の通りである。また、表6に記載した外郭団体に対する補助金等の推移は表7の通りである。

市職員が派遣されている外郭団体は(財)町田市文化・国際交流財団のみであり、市が運営費補助を行っている団体は、(財)町田市勤労者福祉サービスセンター、(財)町田市文化・国際交流財団、(社福)町田市社会福祉協議会及び(社)町田市シルバー人材センターの4団体である。

表6 町田市の外郭団体(平成19年4月時点)

名称	法人形態	出資比率 ()	設立年	市派遣 職員数
出資比率が4分の1以上の団体				
町田市勤労者福祉サービスセンター	財団法人	100%	H5	0名
町田市文化・国際交流財団	財団法人	100%	H16	2名
町田まちづくり公社	株式会社	55%	H11	0名
エルム・スリー管理	株式会社	30%	H2	0名
町田センタービル	株式会社	26%	H14	0名
人的・財政的援助団体				
町田市社会福祉協議会	社会福祉法人	0%	S33	0名
町田市福祉サービス協会	社会福祉法人	8%	H14	0名
町田市シルバー人材センター	社団法人	-	S55	0名
町田市土地開発公社	特別法人	100%	S49	0名
町田市スポーツ振興公社	任意団体	100%	S63	0名
町田市リサイクル公社	任意団体	100%	H6	0名

() 資本金または基本金に対する、町田市の出資金または出えん金の割合
(「町田市外郭団体監理委員会答申書」から)

表7 外郭団体に対する補助金等の推移 (単位:千円)

名称	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
町田市勤労者福祉サービスセンター	43,169	31,985	29,800	29,800	30,006
町田市文化・国際交流財団	-	84,000	77,902	66,804	60,000
町田まちづくり公社	12,734	12,527	12,433	11,291	-
エルム・スリー管理 ()	82,702	72,485	72,325	61,489	60,918
町田センタービル	-	-	-	-	-
町田市社会福祉協議会	138,577	122,322	125,666	152,501	185,010
町田市福祉サービス協会	225,116	96,179	21,500	22,120	22,901
町田市シルバー人材センター	64,380	53,923	55,916	53,815	53,428
町田市土地開発公社	-	-	-	-	-
町田市スポーツ振興公社	-	-	-	-	-
町田市リサイクル公社	-	-	-	-	-

エルムビル(町田市立中央図書館等)の維持管理のための負担金である。

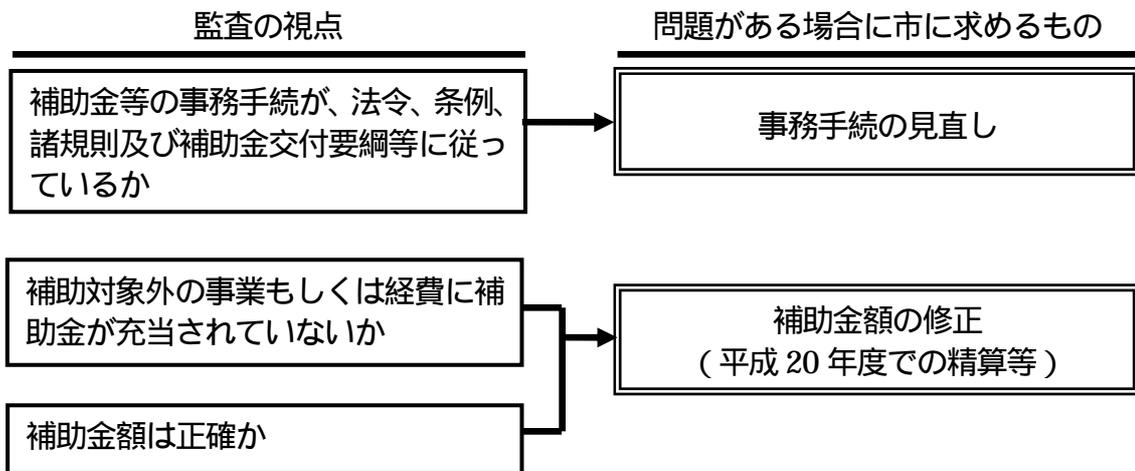
2. 監査の視点

補助金等の事務の執行等は適正に行われているか、及び補助金等のあり方は適切かどうかを基本的な視点として監査を実施した。

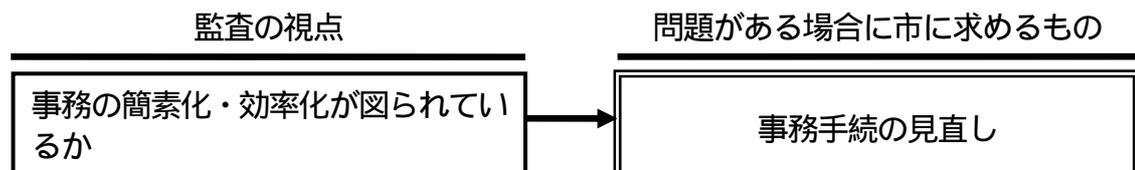
(1) 補助金等の事務の執行等は適正に行われているか

監査対象とした補助金等について、事務の執行等の合規性、経済性及び効率性を検討した。

合規性の検討



経済性及び効率性の検討

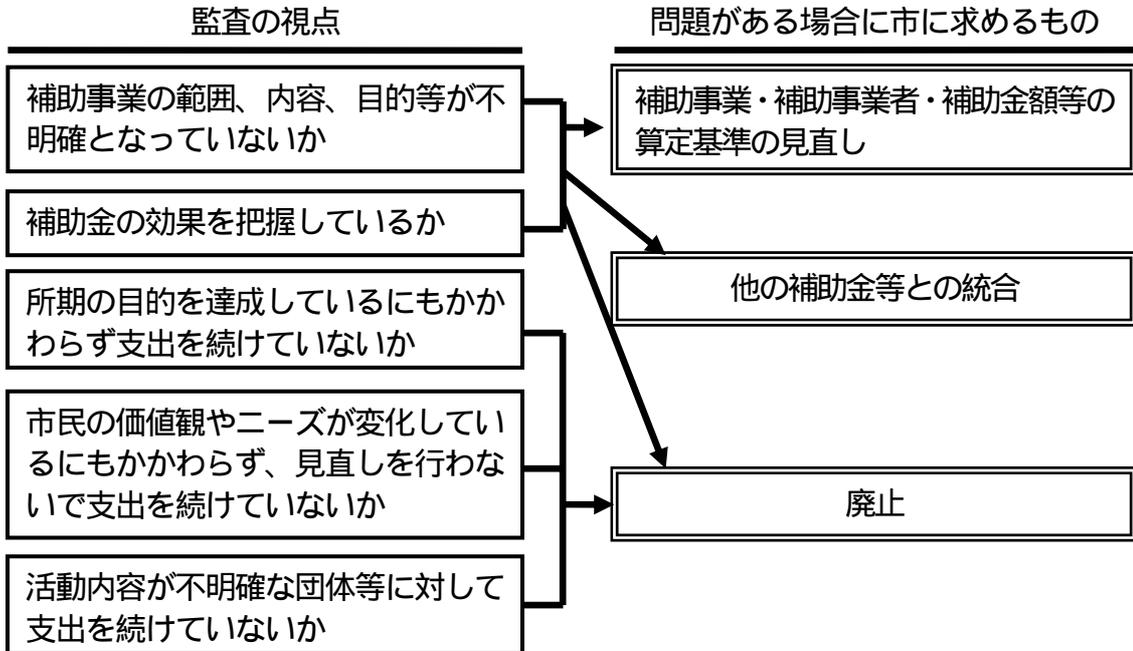


経済性：成果を固定化し、一定の成果をより少ない資源投入で実現すること
 効率性：一定の資源投入で、より多くの成果を実現すること

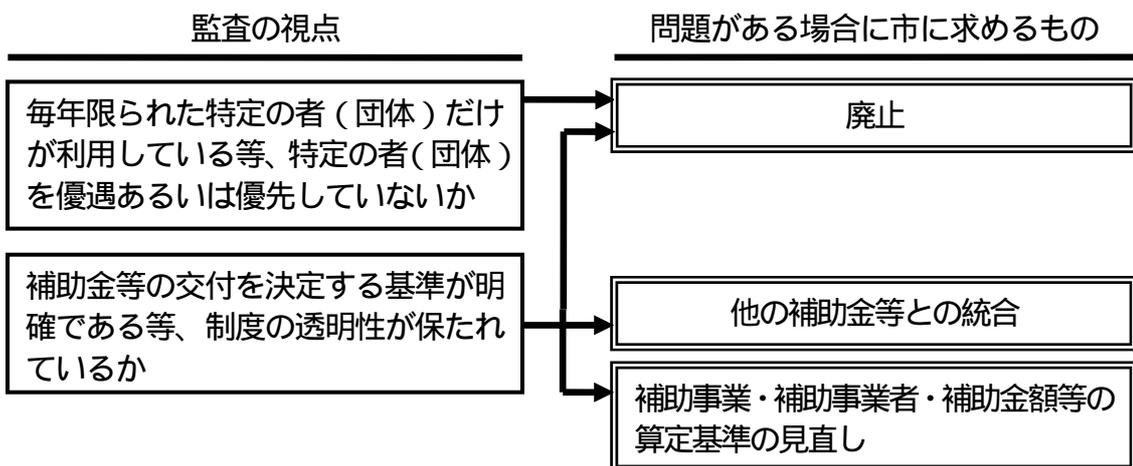
(2) 補助金等のあり方は適切か

正当性、公平性、緊要性、有効性及び責任性の視点から、監査範囲とした補助金等について、そのあり方の適切性を検討した。

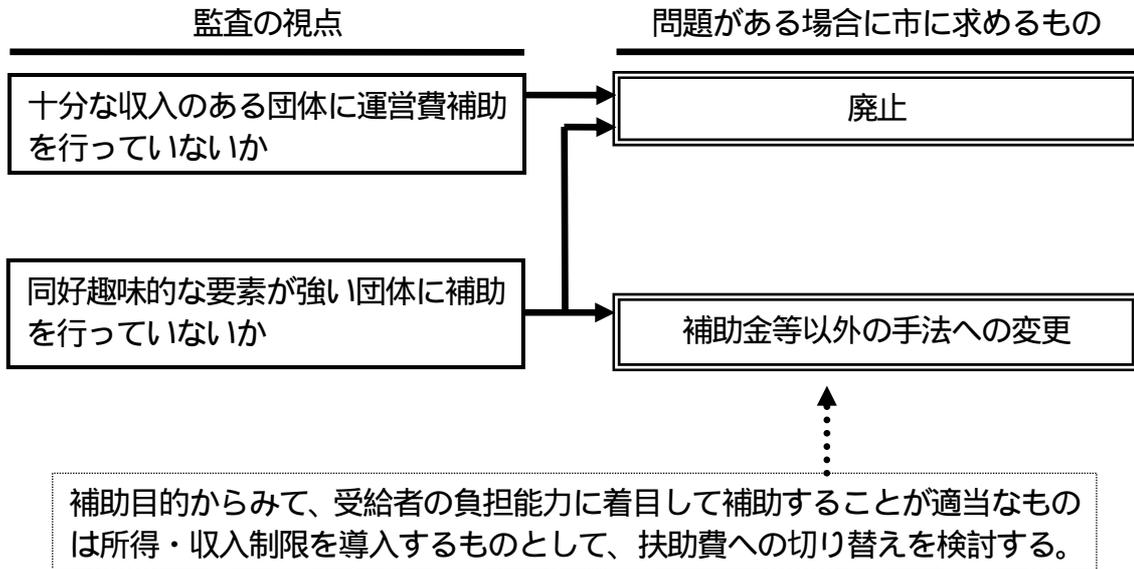
正当性の検討



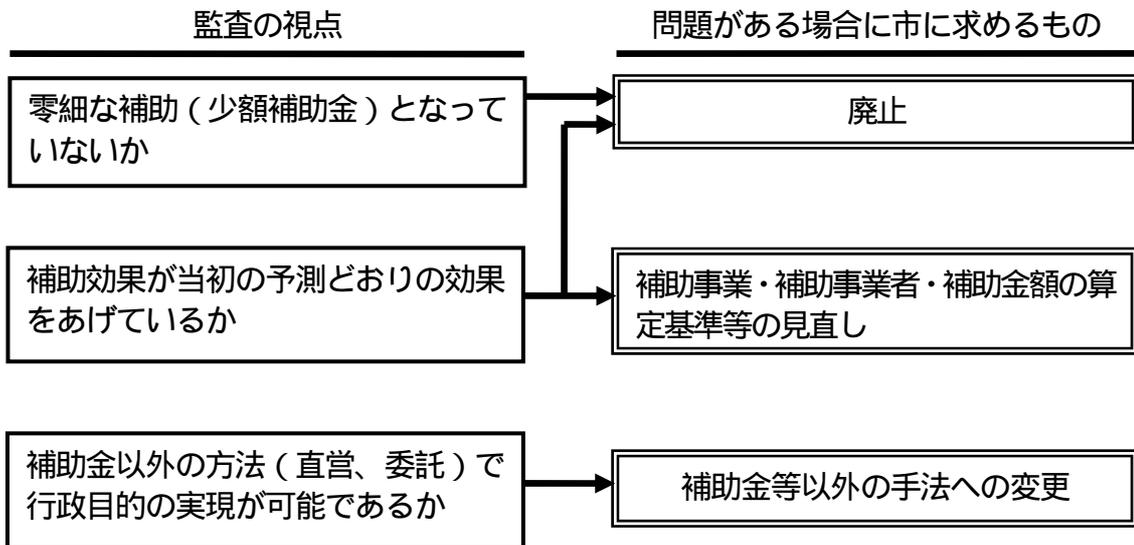
公平性の検討



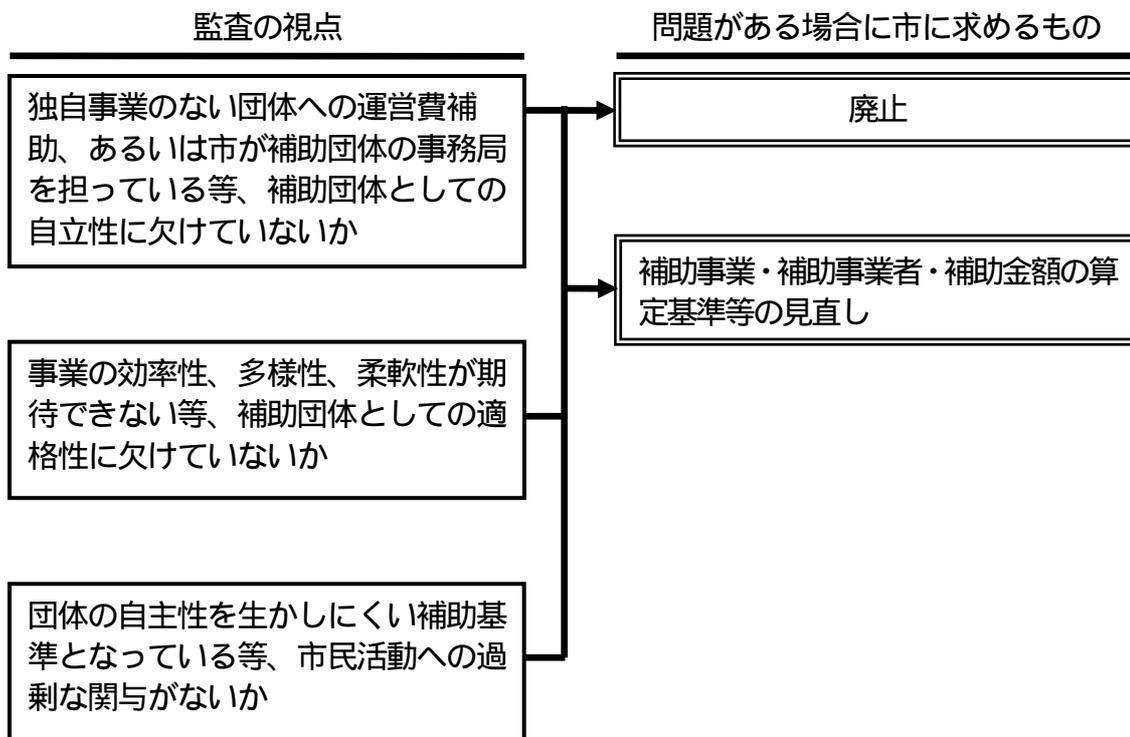
緊要性の検討



有効性の検討



責任性の検討



3 . 監査範囲・実施した監査手続

(1) 個別に監査手続を実施した補助金等

抽出条件

平成19年度の支出額が10百万円以上、または監査を実施する必要があると認められた補助金等を監査範囲とした。ただし、施設の整備費に対する補助金及び廃止が決定している補助金等については、原則として監査範囲から除外した。

監査範囲とした補助金等は本報告書中の「参考資料 1 . 町田市の補助金等の一覧」に示している。

実施した監査手続

1) 補助金等に関する事務の合规性・経済性・効率性の検討

下記規則・書類等を確認し、市担当課へのヒアリングを実施して事務の執行の適正性(合规性・経済性・効率性)を検討した。

表8 監査で確認した規則・書類等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・補助金等の根拠となる法令、条例及び規則等・補助金交付要綱(負担金の場合は要綱に代わる書類)・交付申請書・支出負担行為決議書・交付決定通知書(控)・支出命令書・実績報告書 |
|---|

2) 補助金等のあり方(正当性・公平性・緊要性・有効性・責任性)の検討

表8に記載した規則・書類等の検討及び市担当課へのヒアリング等により、補助金等の正当性・公平性・緊要性・有効性・責任性を検討した。

(2) 調査書により現状分析を実施した負担金

抽出条件

「第2 1 . (4) 平成19年度をもって廃止された補助金等」に記載した通り、町田市は平成20年度予算編成の際に補助金等の見直しを行っている。しかしながら、研修負担金及び負担金は見直しの対象とされていなかったため、(1)で監査範囲とした負担金以外の負担金について現状を分析し、見直しの必要性を検討した。

実施した監査手続

本報告書中の「参考資料 市担当課に作成を依頼した調査書(例)」に記載した調査表について、それぞれの負担金の市担当課に作成を依頼し、回答を入手して全体的な傾向を分析した。

第3 監査の総括

1. 町田市の補助金等の問題点と対応策

(1) 監査範囲とした補助金等についての結果・意見の集約

監査範囲とした補助金等に対して監査手続を実施した結果、町田市の補助金等の主な問題点としては次の事項が挙げられる。

表9 町田市の補助金等の問題点

項目	内容
問題点	補助目的の明確化（補助を行うことの正当性、公平性の問題） 補助を行う目的が適切ではない、もしくは補助を行う目的あるいは補助を行う効果が明確ではない等、あり方を検討する必要がある補助金等が見受けられる。
問題点	補助事業等、補助対象経費及び補助金額の算定基準等の明確化（補助を行うことの正当性、公平性の問題） 交付要綱等において、補助事業等、補助対象経費あるいは補助金額の算定基準が明確になっていない補助金等が見受けられる。
問題点	補助事業等、補助対象経費及び補助金額の算定基準等の見直し（補助を行うことの正当性、公平性、有効性の問題） 補助事業等、補助対象経費あるいは補助金額の算定基準の見直しが必要な補助金等が見受けられる。
問題点	市の別組織への補助のあり方の見直し（補助を行うことの正当性の問題） 市から市への補助となっている補助金等が見受けられる。
問題点	団体に対して運営費補助を行う場合の条件の明確化（補助を行うことの正当性、公平性の問題） 団体への指導・監督、あるいは団体の自立化に向けた対応が十分に行われないまま、団体に対して補助を行っている事案が見受けられる。
問題点	財政上の余裕が認められる団体等に対する補助の見直し（補助を行うことの正当性、公平性、緊要性の問題） 十分な収入がある団体、あるいは保有している財産を有効活用していない団体に対して補助を行っている事案が見受けられる。
問題点	補助と委託の考え方の統一（補助を行うことの有効性、責任性の問題） 補助金以外の方法（委託）で行政目的の実現が可能と思われる補助金等が見受けられる。
問題点	実績報告書の記載項目の標準化・審査体制の見直し（補助を行うことの正当性、公平性の問題） 実績報告書の記載内容等が十分ではない、もしくは実績報告書の記載内容の確認が十分に行われていない補助金等が見受けられる。

第3 監査の総括

監査範囲とした補助金等の表9の区分に従った問題点は表10の通りである。なお、「○」は結果、「△」は意見を表している。

表10 監査範囲とした補助金等についての結果・意見の一覧 (単位：千円)

担当課	名称	問題点							その他
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金								
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金								
3 防災安全課	(1) 自主防災組織補助金								
	(2) 消防団交付金								
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流親睦会補助金								
5 博物館	(1) 巡回展負担金								
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金								
	(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金他								
7 障がい福祉課	(1) 心身障がい者授産事業運営費補助金								
8 高齢者福祉課	(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金								
	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金								
	(3) 生活協力員住宅使用料助成費								
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金								
10 子育て支援課	(1) 保育所運営費加算補助金								
	(2) 認証保育所運営費補助金								
	(3) 待機児解消緊急対策補助金								
	(4) 認可外保育所利用者補助金								
	(5) 家庭福祉員補助金								
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金								
	(2) 商工会議所補助金								
	(3) 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金								
	(4) 町田ターミナル総合管理業務負担金								
	(5) さくら祭り負担金								
12 農業振興課	(1) 農業祭負担金								
13 都市計画課	(1) 市民バス運行事業補助金								
14 住宅課	(1) 住宅改良助成金								
15 学務課	(1) 奨学金								
16 指導課	(1) 教育研究会補助金								
	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等								
17 経営企画室	(1) 病院事業会計負担金								
企画調整課	市制50周年記念事業実行委員会負担金								

市制50周年記念事業実行委員会負担金については、担当課に対応を求める事項は無いため、「第4 個々の補助金等について担当課に対応を求めるもの」には記載していない。

(2) 監査範囲とした補助金等の主な問題点とその対応策

問題点 補助目的の明確化

問題点	対応策
<p>補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならない。そのためには、補助を行う目的を明確に定め、補助を行うことによって期待される効果も明確である必要がある。さらに、補助を行った後には、期待された効果が上がっているのかを分析・検証し、その結果を踏まえて今後の補助のあり方を見直す必要がある。しかしながら、市が行う補助の中には、これらの条件を満たしていないものが見受けられる。</p> <p>例えば、表 11 に記載している町内会・自治会等補助金(25 百万円)については、町内会・自治会等の加入率の向上と地域の交流を成果目標としているが、どのような事業に補助を行うことで成果目標の達成を図ろうとしているのかが明確となっていない。そのため、補助を行っていることの効果が上がっているのかという点が不明確となっている。</p> <p>また、表 11 に記載しているやまゆり号運行サービス運営費補助金他(37 百万円)のように補助と委託の考え方の統一が必要なもの、(社)町田市シルバー人材センター運営費補助金(53 百万円)のように団体運営費補助のあり方を検討する必要があるもの、町田市新・元気を出せ商店街事業補助金(67 百万円)のように補助金支出の効果の明確化が求められるもの、住宅改良助成金(84 百万円)のように公平性への配慮が求められるものがある。さらに、町田市立小・中学校に対する補助金等(108 百万円)については、市の別組織への補助金のあり方を見直す必要がある。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの 補助を行う目的が明確でない補助金等については再評価を行う必要があるが、そのためには、市全体に再評価が確実に行われる仕組みが構築される必要がある。 その仕組みとして、再評価の時期や事業の存続期間をあらかじめ定めておくサンセット方式を、全ての補助金等について導入することが望ましい。</p> <p>市担当課に対応を求めるもの 市が行う補助については、補助を行う目的及び期待される効果を明確にする必要がある。また、期待される効果が上がっているのかを分析・検証し、今後の補助のあり方を見直す必要がある。そのことはあらゆる補助金等にあてはまるが、表 11 に記載した補助金等については早急な対応が必要である。</p>

表11 補助目的の明確化が求められる補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
3 防災安全課	(2) 消防団交付金	7
6 福祉総務課	(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金他	37
8 高齢者福祉課	(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金	53
	(3) 生活協力員住宅使用料助成費	16
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金	12
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30
	(2) 商工会議所補助金	30
	(3) 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金	67
14 住宅課	(1) 住宅改良助成金	84
16 指導課	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108

問題点 補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準等の明確化

問題点	対応策
<p>補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならない。そのためには、補助事業、補助対象経費、補助金額の算定基準、補助事業者の条件等(以下「補助事業等」という。)を条例あるいは交付要綱(以下「交付要綱等」という。)で具体的に定めておく必要がある。しかしながら、補助事業等を具体的に定めていない補助金等が見受けられる。</p> <p>例えば、表12に記載している(財)町田市文化・国際交流財団補助金(60百万円)及び(財)町田市勤労者福祉サービスセンター補助金(30百万円)は、町田市財団法人に対する助成等に関する条例(以下「助成条例」という。)に基づいて補助が行われているが、助成条例では経費の助成に関して、「市は財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を毎年度予算の定めるところにより助成するものとする。」と定めているのみであり、補助事業等について具体的な定めがない。</p> <p>また、表12に記載している(社福)町田市社会福祉協議会補助金(172百万円)は、交付要綱において補助事業及び補助対象経費は定められているが、補助金額については「予算の範囲内で市長が別に定める額とする。」と定めているのみであり、補助金額の算定基準を具体的に定めていない。</p> <p>さらに、表12に記載している認証保育所運営費補助金(216百万円)は、交付要綱に基づき、在籍児童数に応じて運営費の補助を行い、一定の条件を満たすものに対して開設準備経費の補助を行うものであり、現状においては、市外の認証保育所も含めて運営費補助の対象としている。しかしながら、町田市在住の児童数あるいは市内に開設する認証保育所に限定する旨は交付要綱に定められておらず、補助金額等の算定基準が明確になっていない。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの補助事業等については、交付要綱等に具体的に定める必要がある。このことについて各課に周知徹底させる必要がある。</p> <p>市担当課に対応を求めるもの補助事業等を交付要綱等に具体的に定めていない補助金等については、交付要綱等に具体的に定めておく必要がある。</p>

表12 補助事業等の明確化が求められる補助金等 (単位:百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
3 防災安全課	(2) 消防団交付金	7
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金	60
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
8 高齢者福祉課	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金	30
10 子育て支援課	(2) 認証保育所運営費補助金	216
	(3) 待機児解消緊急対策補助金	50
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30
	(2) 商工会議所補助金	30
13 都市計画課	(1) 市民バス運行事業補助金	18
16 指導課	(1) 教育研究会補助金	3

問題点 補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準の見直し

問題点	対応策
補助事業等を交付要綱等で具体的に定めていない補助金等の中には、補助金額の見直しが必要な補助金等が見受けられる。	市全体として対応を求めるもの -
補助事業等を交付要綱等で具体的に定めている補助金等の中にも、現在の補助事業等の見直しが必要な補助金等が見受けられる。	市担当課に対応を求めるもの 補助事業等の見直しが必要な補助金等は、改善が必要である。
例えば、表13に記載している心身障がい者授産事業運営費補助金(269百万円)については、障害者自立支援法の完全施行により、今後の補助のあり方が重要な課題となり、補助事業者の状況に応じた対応が必要となる。	
また、表13に記載している商工会議所補助金(30百万円)については、商工会議所が行う商店街活性化事業を補助事業としているが、商工会議所とは別に、市も商店街に対して補助金等を交付しており、補助金等の重複がみられる。	

表13 補助事業等の見直しが求められる補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
	(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金他	37
7 障がい福祉課	(1) 心身障がい者授産事業運営費補助金	269
8 高齢者福祉課	(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金	53
	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金	30
	(3) 生活協力員住宅使用料助成費	16
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金	12
10 子育て支援課	(4) 認可外保育所利用者補助金	45
	(5) 家庭福祉員補助金	13
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30
	(2) 商工会議所補助金	30
13 都市計画課	(1) 市民バス運行事業補助金	18
16 指導課	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108

問題点 実行委員会、市の別組織への補助のあり方の見直し

問題点	対応策
<p>補助金等規則では、市が市以外の者に対して交付するものを補助金等と定義している。</p> <p>市においては、実行委員会を設立し、当該実行委員会に対して補助を行う事例が見受けられる(表 14 のうち、下線を付した補助金等)。実行委員会は市担当課が事務局機能を担っているケースが多く、実行委員会が市以外の者に該当するかどうかは不明確であり、市において実行委員会に関する統一的な取扱いが定められていない。</p> <p>また、表 14 に記載している町田市立小・中学校に対する補助金等(108 百万円)については、市立小・中学校への補助であり、実質的には市から市への補助となっている。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの</p> <p>実行委員会は市以外の者に該当することを明確にする必要があり、そのためには市において実行委員会に関する統一的な取扱いを定める必要がある。設立要件、実行委員会が定めるべき事務手続等について市の考え方を統一し、その考え方を、例えば、実行委員会規則という形で定め、明確化しておく必要がある。</p>
	<p>市担当課に対応を求めるもの</p> <p>実行委員会については、市全体で定めた考え方(例:実行委員会規則)に基づき、それぞれの担当課等が、例えば、実行委員会要領という形で個々の事務手続を定め、実行委員会の実務はこの実行委員会要領に従う必要がある。</p> <p>町田市立小・中学校に対する補助金等のように、市が市の別組織に対して行う補助は、補助金等規則に定める補助金等に該当しないため、必要性が認められる補助金等であっても、通常の事業予算に含めて対応する必要がある。</p>

表 14 補助金等のあり方の見直しが求められる補助金等 (単位:百万円)

担当課	名称	金額
11 産業観光課	(5) さくら祭り負担金	10
12 農業振興課	(1) 農業祭負担金	4
16 指導課	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108
— 企画調整課	(1) 市制 50 周年記念事業実行委員会負担金	5

市制 50 周年記念事業実行委員会負担金については、担当課に対応を求める事項は無いため、「第 4 . . . 個々の補助金等について担当課に対応を求めるもの」への記載は省略している。

(注) 下線を付している補助金等は、実行委員会に対する補助金等である。

問題点 団体に対して運営費補助を行う場合の条件の明確化

問題点	対応策
<p>団体運営費補助には、例えば次のような問題点が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得権化しがちである ・評価指標が定めにくい ・補助効果の評価が困難である <p>団体運営費補助には、このように様々な問題点が存在するため、次の方向性で見直しを進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則：廃止 ・例外：補助を認める条件を定め、その条件に合致する場合に補助を認める。補助を認める場合でも市担当課は団体の自立化に向けての対応を図る必要がある。 <p>しかしながら、現状において団体運営費補助を認める条件は定められていない。また、団体の自立化に向けた対応が十分に図られていない補助金等(担当課)も見受けられる。</p> <p>例えば、表15に記載している(財)町田市文化・国際交流財団補助金(60百万円)については、自己財源の拡大により繰越金は54百万円となっているので、活動に必要な繰越金を見積り、過大分があれば補助金削減分に充当させることを求める必要がある。</p> <p>また、表15に記載している(社福)町田市社会福祉協議会補助金(172百万円)については、市担当課及び同協議会双方ともに、自己財源の確保(会費収入の増加)への取組みが求められる。</p> <p>さらに、表15に記載している(社)町田市シルバー人材センター運営費補助金(53百万円)は、同センターのあり方を検討するとともに、自立の方向で補助金の条件を明確化し、繰越金(53百万円)についても、補助金との関係で上限額を設定することが必要である。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの</p> <p>団体運営費補助を行う場合の条件及び運用上の考え方を統一し、その考え方を指針としてまとめる必要がある。</p> <p>その指針を踏まえ、団体運営費補助を認める条件を補助金等規則に定めておく必要がある。</p> <hr/> <p>市担当課に対応を求めるもの</p> <p>市担当課は、団体の自立財源の確保等、団体の自立化に向けた対応を図る必要がある。その場合には、単に補助金を削減することを目的としているのではなく、財政的に自立することが団体にとっても有益であるということ、当該団体に理解してもらうことが必要であり、市担当課は当該団体の理解を得られるよう、働きかけていく必要がある。</p>

表15 見直しが必要な団体運営費補助 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金	60
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
8 高齢者福祉課	(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金	53
	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金	30
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30

問題点 財政上の余裕が認められる団体等に対する補助の見直し

問題点	対応策
<p>十分な収入がある団体、あるいは保有している財産を有効活用していない団体に対して補助を行っている事案が見受けられる。</p> <p>例えば、表16に記載している町田市職員互助会交付金については、平成19年度には48百万円の交付金を交付している。同互助会が使用したのは33百万円であるため、15百万円の余剰が生じているが、この余剰分は市に返還する必要がある。また、これとは別に、前年度からの繰越金14百万円についても、過年度にさかのぼって調査を行い、交付金から生じた繰越金を明確にして市に返還する必要がある。さらに、職員会館建設のためとして170百万円の積立金を有しているが、現状において職員会館を建設する可能性は低く、この積立金は市へ返還するよう要求することが望まれる。</p> <p>表16に記載している(社福)町田市社会福祉協議会補助金(172百万円)については、市は同協議会に対して520百万円の出えん金を福祉基金交付金として支出し、同協議会は地方債を購入し、当年度に6百万円の利息収入を計上している。今後、基金となっている同出えん金について、このまま運用を続けていくことの是非を補助金等との代替も含めて検討する必要がある。</p> <p>表16に記載している保育所運営費加算補助金(308百万円)については、各保育所の財政状態のばらつきが大きく、経営状態が明瞭に把握されていないので、補助の必要性の程度を把握するよう努める必要がある。</p> <p>表16に記載している(財)町田市勤労者福祉サービスセンター補助金(30百万円)については、同センターの平成19年度の総資産は386百万円であるが、そのうちの300百万円は基本財産(定期預金)となっている。総資産の約8割が基本財産となっており、事業規模に比して過大であることから、この一部を取り崩してセンターの事業活動に充当することも一つの方法であるので、その実現可能性について検討する必要がある。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの -</p> <p>市担当課に対応を求めるもの 団体に対して運営費補助を行っている担当課は、当該団体の財政状況及び損益状況を注視し、補助金額の見直しを行う必要がある。</p>

表16 財政上の余裕が認められる団体等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金	60
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
10 子育て支援課	(1) 保育所運営費加算補助金	308
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30
16 指導課	(1) 教育研究会補助金	3

問題点 補助と委託の考え方の統一

問題点	対応策
<p>委託と補助金等では、地方公共団体と交付を受けている団体等のどちらが事業主体であるかという点に根本的な違いがある。委託の事業主体はあくまでも地方公共団体であり、補助金等の場合は交付を受けている団体等が事業主体となる。したがって、両者は明確に区分される必要があるが、現状では明確に区分されていない。</p> <p>表17に記載しているやまゆり号運行サービス運営費補助金他(37百万円)は、事業内容の特殊性及び事業内容を実質的には市が決めていることなどを踏まえ、委託事業とすることが実態に沿っていると思われる。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの 補助事業と委託事業の違いについて市全体で共通認識を持つ必要がある。 補助事業、委託事業それぞれの要件を明確にして、市各課に示し、各課に事業の再点検を促す必要がある。</p> <p>市担当課に対応を求めるもの 補助と委託の区分について市全体で共通認識を持つ必要がある。 その認識を踏まえ、補助金等を交付している事業であっても本来は市の責任で行うもの、あるいは実質的に市の責任で行っていると認められるものについては、委託に変更する必要がある。</p>

表17 補助と委託の考え方の見直しが必要な補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
6 福祉総務課	(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金他	37

問題点 実績報告書の記載項目の標準化・審査体制の見直し

問題点	対応策
<p>交付要綱等において実績報告書の入手を定めているが、入手した実績報告書の正確性を検証することを定めたルールが存在していない。市担当課は実績報告書の内容をチェックしているのか、チェックしているとしたらどのような基準でチェックしているのかが不明確となっている。</p> <p>例えば、表18に記載している(社福)町田市社会福祉協議会補助金(172百万円)については、同協議会が作成している実績報告書に記載されている補助金執行額と、同じく市社協が作成している決算書のつながりを確認することが困難となっている。</p> <p>また、表18に記載している町田市立小・中学校に対する補助金等(108百万円)については、実績報告書の正確性を検証する仕組みが存在していないこともあり、市担当課において実績報告書の正確性をどのような方法で検証しているのか不明確であり、検証の記録は残されていない。</p>	<p>市全体として対応を求めるもの 実績報告書の審査に関する基準を定め、各課に周知徹底する必要がある。</p> <hr/> <p>市担当課に対応を求めるもの 基準に従って審査を行い、審査を行った記録を残しておく必要がある。</p>

表18 実績報告書及び審査体制の見直しが必要な補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金	60
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
8 高齢者福祉課	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金	30
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金	12
10 子育て支援課	(3) 待機児解消緊急対策補助金	64
	(5) 家庭福祉員補助金	13
16 指導課	(1) 教育研究会補助金	3
	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108

(3) その他、市全体での対応を求めるもの

負担金の見直し

問題点	対応策
市においては、補助金(交付金等を含む)に関して、必要性あるいは補助金額等の見直しを進めているが、負担金に関しては、十分な取組みが行われていない。負担金は義務的に支出せざるを得ないものと市の判断に基づき支出するものに分類される。市の判断に基づき支出している負担金については、補助金等と同様に見直しを進める必要がある。	市全体として対応を求めるもの 市全体で負担金の必要性あるいは負担金額の見直しについての考え方をまとめ、負担金を所管する各課はその考え方に従って、負担金の廃止、負担金額の見直しを検討する必要がある。
	市担当課に対応を求めるもの 負担金についても、各担当課は必要性あるいは負担金額の見直しについて十分に検討する必要がある。

「補助金等のあり方に関する最終報告」の考え方に沿った対応

問題点	対応策
平成11年3月に市が作成した「補助金等のあり方に関する最終報告」(以下「最終報告」という。)が、現在も市の補助金等に対する基本的な考え方とされている。しかしながら、補助金等を所管する各課においては、最終報告の趣旨、考え方等が周知徹底されていない事案が見受けられる。	市全体として対応を求めるもの 各課は最終報告の趣旨・考え方を再確認し、最終報告の考え方に沿った対応を図る必要がある。
	市担当課に対応を求めるもの 最終報告の趣旨・考え方は現在でも十分に有用なものである。市においては、各課に対して、最終報告の趣旨・考え方を改めて周知徹底させることが必要である。

補助を終了した補助金等の効果の分析

問題点	対応策
施設の整備費に対する補助のように、補助金支出後も補助の効果が長く続くことが期待される補助金等については、補助が終了した後においても、その効果を検討する必要があるが、市においては、補助を終了した補助金等の効果を分析する仕組みがない。	市全体として対応を求めるもの 補助を行う期間が限定されている補助金等について、補助が終了した後における効果を検証する仕組みが市全体に必要である。
	市担当課に対応を求めるもの 補助が終了した後においても、その効果が長く続くことが期待される補助については、補助終了後の状況をフォローして、当該補助金の制度上の問題点、改善点を分析し、今後の施策に活かす必要がある。

第4 監査の結果及び意見

市全体に適用されるルールの設定とその徹底を求めるもの

1. 補助目的、補助事業、補助対象経費、補助金額の算定基準について

(1) 補助目的の明確化と再評価を求めるもの

現状

補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならぬ。そのためには、補助を行う目的を明確に定め、補助を行うことによって期待される効果も明確である必要がある。さらに、補助を行った後には、期待された効果が上がっているのかを分析・検証し、その結果を踏まえて今後の補助のあり方を見直す必要がある。しかしながら、市が行う補助の中には、これらの条件を満たしていないものが見受けられた。

問題点

例えば、表1に記載している町内会・自治会等補助金（25百万円）については、町内会・自治会等の加入率の向上と地域の交流を成果目標としているが、どのような事業に補助を行うことで成果目標の達成を図ろうとしているのかが明確となっていない。そのため、補助を行っていることの効果が上がっているのかが不明確となっている。

また、表1に記載している町田市新・元気を出せ商店街事業補助金（67百万円）については、商工業活性化支援事業として、市内の商店街等が主催する歳末大売り出しや夏祭り等のイベントに対する補助が含まれている。商工業活性化支援事業についての補助金（以下「商工業支援事業補助金」という。）は、都の補助金制度を利用して都から財源を調達し、市が上乗せをして交付するものである。その目的は商店街の振興を図ることにあるが、現状においては振興（活性化）を図る意欲が十分とは思われない商店街等に対しても補助が行われている可能性がある。その理由は、商工業支援事業補助金は都の補助金制度を利用していることから、イベントが都の定める基準に合致していれば、活性化のための努力が期待できなくても補助を行う仕組みとなっていることにある。

表1 補助目的の明確化が求められる補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
2 市民協働推進課	(1) 町内会・自治会等補助金	25
3 防災安全課	(2) 消防団交付金	7
6 福祉総務課	(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金他	37
8 高齢者福祉課	(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金	53
	(3) 生活協力員住宅使用料助成費	16
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金	12
11 産業観光課	(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金	30
	(2) 商工会議所補助金	30

表1 補助目的の明確化が求められる補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
	(3) 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金	67
16 指導課	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108

意見

補助金等については、補助を行う目的が明確に定められており、補助を行うことによって期待される効果も明確である必要がある。さらに、補助を行った後には、期待された効果が上がっているのかを分析・検証し、その結果を踏まえて今後の補助のあり方を見直す必要がある。そのことは商工業支援事業補助金のように、都の補助金制度を利用している補助金等についても同様である。都の補助金制度を利用している補助金については、補助を行う必要性、目的及び補助の効果等に対する市としての考え方が曖昧になる傾向があると思われる。必要性について再評価を行い、十分な効果が期待できない場合は、都の制度を利用することの是非も検討する必要がある。

しかしながら、補助金等の必要性に関する再評価を担当課だけの対応に任せると、見直しが十分に進まない可能性がある。例えば、担当課自身が必要性に疑問を持っていても、様々なしがらみがあるなどして、補助金等の廃止に踏み切れない状況も考えられる。よって、補助金等の再評価を確実に行うためには、外部(担当課以外)からの働きかけが必要である。そして、外部からの働きかけによる再評価を確実に実施するためには、個々の補助金等に対して、あらかじめ再評価の時期や事業の存続期間を決めておき、再評価の時期あるいは事業の存続期間が終了する際に、廃止か継続かを判断する仕組みが必要である。その意味では、市全体にサンセット方式を導入することが望まれる。

サンセット方式とは、太陽が沈むことを意味するサンセットにちなんで、補助金等の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で補助金等を評価して、廃止か継続かを定める仕組みである。市においては、現在新たな補助金等を制度化する場合には、再評価の時期や事業の存続期間を定めることとしており、そのような対応を図って始められた補助金等の中には、継続することなく廃止されているものも見受けられる。よって、サンセット方式を導入しているものはあるが、この考え方が導入される以前から続いている補助金等に対しては導入が進んでいないため、部分的な導入に留まっている。本来であれば、長く続いている補助金等こそ再評価を行い、そのあり方を見直す必要性が高いとも言える。サンセット方式の考え方が導入される前から続いている補助金等にもサンセット方式の導入が進むよう、市全体で対応を図っていくことが望まれる。

平成11年3月にまとめられ、現在も市の補助金等のあり方の基本となっている

「補助金等のあり方に関する最終報告」(以下「最終報告」という。)では、サンセット方式の導入に当たっては、表2に示した考え方により関係制度を整備すべきであるとしている。市においては、最終報告の考え方を踏まえて対応を図っていくことが望まれる。

表2 サンセット方式導入についての考え方

項目	内容
導入対象範囲	原則として、全ての補助事業にサンセット方式を取り入れる。
補助事業の存続期間と再評価の実施	補助事業の存続期間は5年以内とし、期限到来時に政策評価を行うものとする。評価に付されない事業は自動的に廃止。
補助事業の最長存続期間	再評価により継続する補助事業であっても、10年を超えて継続できないものとする。ただし、文化財保護事業のように補償、補てん的な性格を持った事業については例外とする。
達成目標と達成期間 (評価基準)	補助事業は評価に資するため、その達成目標と達成期間を定めるものとする。この場合、最終達成目標のほか、年次ごとの達成目標もできるだけ定めるものとする。
評価審議組織	評価の適正を期するため、評価審議組織を設置する。

(最終報告より抜粋)

(2) 補助事業等の明確化を求めるもの

現状

補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならない。そのためには、補助事業、補助対象経費、補助金額の算定基準及び補助事業者の条件等(以下「補助事業等」という。)を条例あるいは交付要綱等(以下「交付要綱等」という。)で具体的に定めておく必要がある。

市においては、平成20年度の予算編成を行う際に、補助金、交付金及びその他についての見直しを行っているが、その際の調査において、ほとんどの補助金、交付金及びその他については、交付要綱等が存在していた。しかしながら、監査範囲とした補助金等の交付要綱等を検討した結果、補助事業等が明確に定められていないものが見受けられた。

問題点

例えば、財団法人町田市文化・国際交流財団補助金(以下「交流財団補助金」という。)及び財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金(以下「センター補助金」という。)は、いずれも町田市財団法人に対する助成等に関する条例(以下「助成条例」という。)及び助成条例施行規則を補助の根拠としているが、助成条例は補助事業等について第4条で次のように定めている。

町田市財団法人に対する助成等に関する条例 第4条
市は、財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を毎年度予算の定めるところにより助成するものとする。

上記の規定だけでは「運営及び事業に要する経費の一部」が具体的に何を意味しているのかが不明確である。助成条例施行規則にも具体的な定めはなく、また助成条例及び助成条例施行規則以外にも「運営及び事業に要する経費の一部」の具体的な内容を定めた規則等は存在していない。したがって、補助金を交付することは助成条例によって正当化されているが、何に対していくら補助するのかなど、補助事業等について具体的な条件が明確化されていない。

補助事業等が明確に定められていない補助金等は交流財団補助金やセンター補助金以外にも見受けられるが、特に団体運営費補助金にその傾向が見られる。団体運営費補助金の問題点については、後述する「第4 2.(1) 団体に対する運営費補助の条件の明確化を求めるもの」に記載しているが、補助事業等が明確化されていないことにより、補助を行うことについての透明性が十分に確保されておらず、また、客観的にみて補助を行う必要性が疑問視される事業にまで補助が行われてしまう可能性がある。

例えば、補助事業や補助金額の算定基準が明確に定められていない団体運営費補助金については、団体からの予算要望や過去の経緯、市の予算等を勘案して補助金額を決定しているケースが多いと考えられる。そのため、補助金額を決定するプロセスが不明確となってしまう、補助を行うことの透明性が十分に確保されていないといえる。

また、補助事業や補助金額の算定基準が明確に定められていない団体運営費補助

金の場合、補助事業よりも補助金額を先に決定してしまう可能性がある。補助事業よりも補助金額を先に決定してしまうと、その後、正当性、公平性、有効性等を十分に検討せずに補助対象事業を決定してしまい、結果として、補助を行う目的、あるいは補助を行うことによる効果が不明確な事業に対しても補助を行ってしまう可能性がある。

意見

補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならぬが、そのためには制度自体の透明性が十分に確保されている必要がある。また、補助は、補助を行う必要性が客観的に認められる事業に対して行われる必要がある。透明性を確保し、必要性の認められる事業に対して補助が行われることを担保するためには、補助事業等を交付要綱等において明確化しておく必要がある。このことは、団体運営費補助金だけではなく、原則としてあらゆる補助金等に当てはまるものである。そのため、補助事業等の明確化についての市の考え方を統一し、各課に周知徹底する必要がある。また、各課は交付要綱等の内容を見直し、補助事業等が明確に定められていない場合には具体的に定めておく必要がある。

なお、町田市文書管理規程第40条第1項によると、交付要綱は内規文書と位置付けられている。一般に要綱とは、行政運営に関して、「基本的な、または重要な事柄、またはそれをまとめたもの」の総称であり、法律、条例等の法規と異なり、法的拘束力を有するものではないとされている。しかしながら、一方では、行政機関の内部規定である要綱に基づき行われる行政指導、事務取扱等は多数ある状況である。また、市においては、町田市条例等作成手続規程第3条において、交付要綱の立案に当たっては、町田市法務課の事前審査を受けなければならないなど、条例、規則の立案と同様の手続を要することが定められている。

以上より、交付要綱はあくまでも市の内規文書ではあるが、条例等で補助事業等を具体的に定めていない補助金等については、交付要綱で補助事業等を明確に定めることによって、制度の透明性が向上すると考える。

(3) 補助と委託の考え方の統一を求めるもの

現状

地方公共団体が支出する委託料は、団体あるいは個人（以下「団体等」という。）に対する支出という意味では補助金等と同じ性質を有するが、事業主体が地方公共団体にあるという点で補助金等と根本的な違いがある。委託の事業主体はあくまでも地方公共団体であり、受託した団体等は事業を代行しているにすぎない。それに対して、補助金等の場合は交付を受けている団体等が事業主体となり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場にある。

委託は地方公共団体が主導し、市民に委嘱する市民参加方式による形式の協働である。本来は地方公共団体の業務領域であり、地方公共団体の責任で行うものである。よって、受託者は地方公共団体の業務を補完している立場となる。

補助は市民が主導し、地方公共団体が積極的な支援を行う形式をとる協働である。地方公共団体の領域ではない、あるいは地方公共団体の領域であるか判断がつかないが、その団体・事業を支援することにより公共の福祉が増進させられるものについて、税金を再配分することである。

表1 補助と委託の違い

	補助	委託
対象事業	必ずしも地方公共団体の責任で実施する必要がない、もしくは地方公共団体の責任で実施すべきか判断がつかない事業ではあるが、公益性が認められ、団体等が実施することで、公共の福祉が増進すると考えられる事業	本来、地方公共団体の責任で実施すべき事業で、かつ、地方公共団体の中に専門性がない、あるいは団体等に委ねた方が効果的・効率的に目的を達せられると判断される事業。
事業主体	補助を受ける団体等	地方公共団体

問題点

補助と委託は対象事業、事業主体に違いがあり、本来は明確に区分される必要がある。しかしながら、市においては委託と補助の考え方が明確に区分されていないと思われる事案が見受けられる。

表2は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助事業と委託事業をまとめたものである。福祉事業に携わる複数の課が市社協と係わっているが、課あるいは事業によって事業形態が異なっている。

上述したように、委託は市の責任で行うものであり、責任の所在は市にある。委託事業とすべき事業を補助事業としている場合、市側の責任の所在が不明確となる可能性がある。例えば、委託事業を実施することの成果は市の責任において達成する必要があるが、これを補助事業としてしまうと市の責任が曖昧になってしまうことが考えられる。

表2 市社協に対する補助事業と委託事業

事業	市担当課	事業形態
入浴サービス	高齢者福祉課	委託
ガイドヘルパー	障がい福祉課	委託
訪問入浴事業	障がい福祉課	補助
学童保育	児童青少年課	委託
やまゆり号運行サービス	福祉総務課	補助
市民外出支援サービス	福祉総務課	補助
福祉輸送サービス共同配車センター事業	福祉総務課	補助

(市社協決算書より作成)

意見

補助と委託の区分については、市としての考え方を統一し、その考え方を各課が共有する必要がある。そのためには、市全体として補助と委託の違いについての考え方を整理し、その結果をガイドライン等してまとめ、各課に通知し、周知徹底させる必要がある。

補助と委託を区分する場合、少なくとも下記要件を全て満たしている事業については委託事業とする必要がある。

表3 委託事業の考え方の例

<p>ア．事業に特殊性・独自性が見られること</p> <p>事業を実施する必然性は認められるが、事業の特殊性あるいは独自性から団体等が実施していない、あるいは団体等が実施したくとも実施できない事業は、市が事業主体となって実施することが望ましい。そのように市が事業主体となることが望ましい事業であって、実際の業務は団体等に委ねた方が効果的・効率的に目的を達せられると判断される事業。</p>
<p>イ．事業内容を市が決定していること</p> <p>委託の場合、事業内容は市と団体等両者の合意に基づく契約に縛られる。例えば、市が事業の実施条件等を定めて協定書として明文化し、その協定書を団体等と締結して、団体等がその協定書に従って業務を実施している事業。</p>
<p>ウ．資産の所有権が市に帰属していること</p> <p>事業を実施する上で必要となる資産に関して、その所有権が市に帰属している場合、つまり市が所有している資産を用いて実施する事業。</p>
<p>エ．成果物が市に帰属すること</p> <p>事業実施の成果が市に帰属し、受託者に帰属しない事業。</p>

(4) 補助を終了した補助金等の効果の分析を求めるもの

現状

事業に対する補助（事業費補助）には、特定の団体に対するものと、不特定の団体（個人）に対するものがある。いずれも、補助対象とする事業が毎年度行われるのであれば、補助もそれに合わせて毎年度続けられることが多い。しかしながら、事業費補助の中には、単年度あるいは期間を限定して補助を行うものもある。特に設備投資費用の一部を補助する場合には、単年度あるいは期間を限定することとなる。

例えば、町田市新・元気を出せ商店街事業補助金に含まれているポイントカード支援事業（以下「カード支援事業」という。）に対する補助は、期間を限定して行う補助の一つである。

カード支援事業補助金は、町田市商店会連合会が平成19年12月から開始されているポイントカード事業（『すき・まち POINT』）に対する補助である。

市の補助はポイントカードシステム（以下「システム」という。）導入時の初期投資費用の一部を補助するもので、町田市商店会連合会に24百万円の補助を行っている。システム導入時の初期投資費用の一部を補助する目的であるため継続的に補助を行う予定はなく、補助は平成19年度で終了している。

表1 ポイントカード支援事業の概要

補助金	補助事業者	補助金額
ポイントカード支援事業(補-108)	町田市商店会連合会	24,312千円

また、住宅改良助成金（そ-17）には山崎団地一街区地区優良建築物等整備事業（以下「山崎団地整備事業」という。）に対する助成金が含まれているが、これも期間を限定して行う補助の一つである。

山崎団地整備事業への助成は、山崎団地一街区の分譲マンションの建替え費用の一部を助成するもので、町田山崎住宅マンション建替組合に平成19年度は73百万円の助成を行っている。山崎団地整備事業は調査等の準備期間を含め、平成17年度から平成21年度の5年間にわたって行われ、総事業費は5,857百万円と見積もられており、この事業費に対して総額330百万円の助成が行われる予定である。助成は平成17年度から21年度の5年間にわたって行われるため、期間を限定して行われる補助に該当する。

表2 山崎団地整備事業の整備事業費及び補助金額（当初計画）（単位：百万円）

	総額	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
整備事業調査等準備費	14	14	-	-	-	-
整備事業費	5,843	-	178	977	728	3,960
補助金額	330	14	66	73	141	35

問題点

カード支援事業補助金については、町田市新・元気を出せ商店街事業補助金交付要綱に補助の目的が定められているが、同交付要綱によると、「市内の商店街の振興を図り、もって市内経済の活性化に寄与すること」が補助の目的とされている。よって、システムが市内の商店街に導入され、稼働することとなっただけでは補助の目的を達成したことにはならず、システムが導入されて市内経済の活性化が実現したと言える状況になって初めて補助の目的を達成したことになる。

山崎団地整備事業助成金については、町田市優良建築物等整備事業補助金交付要綱に補助の目的が定められているが、同交付要綱によると、「市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給を促進すること」が補助の目的とされている。よって、老朽化した建物等の建替工事を行い、工事が完成して入居し、実際に住宅として使用されている状況になって初めて補助の目的を達成したことになる。

このように、単年度あるいは期間を限定して行われる補助の中には、設備投資費用に対する補助のように、その性質上、補助が行われた時点では補助の効果が現れないものが存在する。しかしながら、現状においては補助が終了した後に補助の成果を検証する仕組みが市には存在していない。例えば、カード支援事業については、システム自体を発展させていくのは町田市商店会連合会及び個々の店舗の責任であるが、市として、今後、市内経済の活性化が実現しているのかをどのような方法で検証していくのが明確となっていない。また、山崎団地整備事業助成金については、町田山崎住宅マンション建替組合に対する補助は平成21年度で終了する見込みであるが、その後は他の団体に対して、建替え費用の一部を補助する可能性がある。その場合に山崎団地整備事業での経験を活かすことができるのか不明確である。

意見

カード支援事業補助金や山崎団地整備事業助成金のように、補助を行う期間が限定されている補助金について、補助が終了した後における効果を検証する仕組みが、市全体に必要である。そのような仕組みを作ることによって、例えば、当該補助事業について、その後に追加的な対応の必要性を検討することや、同じような補助を行う場合の参考例として活用することが考えられる。そのためには、補助は終了していても、その後の成果の検証を行う必要があるという認識を市全体で共有する必要がある。

2. 補助事業者について

(1) 団体に対する運営費補助の条件の明確化を求めるもの

現状

特定の団体を対象として、その団体が実施する事業やその団体の運営一般に係る経費を補助対象としている団体運営費補助金は、特定の団体に対して長く補助を続けることにより、補助金等の既得権益化に結びつきやすい傾向がある。また、運営費に対する補助については、補助を行うことによって特定の成果を期待することが難しく、評価指標が定めにくいいため、補助を行ったことの成果を評価することが困難である。その場合に運営費を補助することによって当該団体が活動を継続できること自体が成果であるとする考え方もあるかもしれないが、それでは本来求められる成果が不明確となる。このように団体運営費補助金にはいくつかの問題点が存在する。

「補助金等のあり方に関する最終報告(平成11年3月31日 町田市行財政改革推進委員会補助金部会)」(以下「最終報告」という。)によると、団体運営費補助について、表1に示した課題、問題点を挙げ、特に運営費の多くを補助金に依存している団体については、市が補助金を支出する必要性や交付団体等の自主性・独立性の確保及び育成の点に問題がある可能性を示唆している。

表1 団体運営費補助の問題点

課題	論点	現状(事例)・問題点
補助金制度の 透明性 (説明責任)	客観的正当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該団体にだけ補助する理由が不明確 ・ 目的達成・変化後も補助を継続 ・ 市民の価値観との不一致 ・ 零細な補助で効果が疑問
	補助の公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体との関係を維持するための名目的な補助 ・ 競合・類似団体の中の一団体のみ補助 ・ 既得権益化による見直しへの強い抵抗
運用の適正性	団体の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営責任者・体制・継続性
	補助対象経費 の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助割合がまちまち(零細から100%補助) ・ 飲食費、会員福利厚生が対象
	団体の自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたる運営費補助への高い依存 ・ 自主財源確保の努力の希薄化
	形式要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 形式は事業費補助、実態は運営費補助であるもの ・ 行政委託費であるもの

(最終報告より作成)

表1に示した課題、問題点に対応するため、最終報告では、特定団体を対象とした補助については、原則として特定事業に対する補助に改めるべきである、との考えを示している。最終報告で示されている考え方の概要は表2の通りである。

表2 団体運営費補助に対する考え方

項目	内容
原則	特定団体の育成が社会的に必要であり止むを得ず政策的に補助する場合を除いて、原則的に廃止とする。
例外	<p>特定団体の育成が社会的に必要であり、止むを得ず政策的に補助する場合等には例外として団体運営費補助を認める。ただし、以下のように、その運用を規制する基準を明確にする。</p> <p>1) 補助金等規則による規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を行うことができる場合の条件を補助金等規則に設ける。 <p>2) 団体運営費補助交付基準の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体運営費補助金交付基準を制定し、補助目的を当該補助団体の育成するものに制限する。 ・補助を行う際は補助団体の育成に係る達成目標や社会成果目標等の補助による成果目標を明確にする。 ・補助団体であっても補助対象経費としない事業経費や補助額・補助費率の基準を設けることにより補助対象経費・補助費率の適正化を図る。 ・所管部長は、補助団体に関して育成目的の達成や自主財源の確保等に関する年次計画を定めて指導監督し、団体としての自立に向けた自助努力を進め、補助金依存体質からの脱却を図るよう働きかける。

(最終報告より作成)

問題点

最終報告の考え方は現在も市の補助金のあり方の基本となっている。その最終報告では団体運営費補助を認める場合には、補助を行うことができる条件を補助金等規則に設けることと、団体運営費補助交付基準の制定を提言している。しかしながら、現状においては補助金等規則の見直しも団体運営費補助交付基準制定の動きも見られていない。

意見

市全体として団体運営費補助を行う場合の条件及び運用上の考え方を統一し、団体運営費補助を認める条件を補助金等規則に定めておく必要がある。また、団体運営費補助を行う場合の具体的な対応を定めた団体運営費補助交付基準を制定する必要がある。市が特定の団体に対して運営費を補助する条件としては、例えば、次の事項が考えられる。

- ア． 団体を育成する意義・必要性が認められ、その説明責任を果たすことができる。
- イ． 現状では市の補助がなければその団体は活動を継続できない状況にある。
- ウ． 市及び当該団体も自立に向けた自助努力を進めている。

団体運営費補助の削減は、団体側にとっては財政的に好ましいことではないが、市の関与を受けず、団体の自主性を発揮する余地が拡大するとも考えられる。市担当課においては、財政的に自立することが団体にとっても有益であるということを担当団体に理解してもらい、その理解が得られるよう団体に対して働きかけていく必要がある。

(2) 実行委員会に対する補助の見直しを求めるもの

現状

監査を実施した補助金等のうち表1に示した負担金については、市が立ち上げた実行委員会に対して負担金を支出している。

表1 実行委員会に対する負担金 (単位:千円)

負担金名称	市制50周年記念事業 実行委員会負担金()	さくら祭り負担金	農業祭負担金
負担金額	5,000	7,800	4,000
市担当課	企画調整課	産業観光課	農業振興課

以下「50周年負担金」という。

問題点

補助金等規則は、「補助金等」を、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金及びその他の給付金であって相当の反対給付を受けないもので市長が指定するもの、と定めている。しかしながら、表1に示した実行委員会は負担金を支出する課が事務局を兼任しており、市職員が実行委員会の事務を執行している。実態としては市が市に対して負担金を支出している状況であり、補助金等規則に定める「市以外の者」の条件に合致しているのかが不明確である。また、実行委員会の中にはどのような規定に従って活動すべきなのかなど、適用すべきルールが不明確となっているものも見受けられる。

意見

1) 実行委員会に関する市の考え方の明確化を求めるもの

実行委員会を設立するメリットとしては、市民との協働を進めたい、協賛金等市以外の団体の協力を得たい、あるいは市全体のイベントとして盛り上げたいなどが考えられる。これらのメリットを活かすために実行委員会を設立するのであれば、実行委員会は「市以外の者」であるということをあらかじめ明確にしておく必要がある。そのためには、実行委員会が満たすべき条件、実行委員会が従うべき事務手続等についての市の考え方を統一し、そのことについて新たな規則(以下「実行委員会規則」という。)を定め明確化しておく必要がある。そして、例えば、その規則に合致しない場合は、実行委員会の設立を認めないなどの対応を図る必要である。この場合に、実行委員会規則はあくまでも市全体に適用される規範的なものとして、個々の実行委員会については、実行委員会規則の考え方によって市担当課が要綱(ガイドライン)を作成することも考えられる。

2) 実行委員会の設立条件の明確化を求めるもの

実行委員会の設立に当たっては次の観点から、設立の是非を判断する必要がある。

表2 実行委員会の設立条件の考え方の例

<p>ア．実行委員会の目的に公益性が認められること 負担金を支出する以上、実行委員会の活動内容あるいは実行委員会が実施しようとする事業（イベント）には公益性が認められなければならない。</p>
<p>イ．市以外の団体（法人）も財政援助を行っていること 実行委員会のメリットとして、一般企業を始めとする市以外の団体から資金面の協力を得られる可能性が考えられる。市以外の団体から資金面の協力が得られず、市の負担金のみで活動せざるを得ないのであれば、市の通常業務との違いが見られない。市以外の団体から協賛金あるいは負担金として一定程度の財政援助を得られる見込みがあることが実行委員会設立の条件と考える。</p>
<p>ウ．財政援助を行っている団体等も事務局機能を担っていること 市担当課が事務局を兼任し、実行委員会の全ての事務を執行しているのであれば、市の通常業務との違いが見られない。実行委員会の設立が認められるためには、財政援助を行っている団体等も事務局機能の一部を担う必要がある。例えば、財務に関する事務は市担当課が執行し、そのチェックを他の団体等が行うことも一つの方法と考える。</p>
<p>エ．市民との一体性が実現可能なこと 実行委員会が実施する事業（イベント）が成功するためには、市民の積極的な参加と市民と市の協働が必要であり、そのためには、実行委員会形式を採用する方が市民の参加意識をより高められると判断できることが実行委員会設立の条件と考える。</p>
<p>オ．解散の条件が明確であること 実行委員会についてはその目的が明確であることは勿論のこと、「目的が達成された場合」には速やかに解散される性格を有していることが必要である。また、その場合、何を持って「目的が達成された」とするのか、その条件が明確であることも必要である。</p>

3) 実行委員会の事務手続について規則化を求めるもの

実行委員会規則には少なくとも次の事項は明記しておく必要がある。

表3 実行委員会規則に定める必要がある事務手続等の例

<p>ア．実行委員会が準拠すべき市の規定 イ．実行委員会の組織形態 ウ．各年度の剰余金の取扱い エ．財務事務に関する承認権限 オ．チェック機能 カ．解散時の事務手続 キ．実行委員会及び負担金の定期的な見直し</p>

ア．実行委員会が準拠すべき市の規定を明記すること

表 1 に記載した実行委員会については、表 4 に示した要綱等が定められている。

市担当課が事務局を兼任している実行委員会は、実質的には市との同一性が認められる面もあることから、事務局が執行する財務事務は原則として市の規則に従う必要がある。

例えば、市においては、売買、貸借、請負その他契約に関する事務の取扱いは町田市契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）の定めに従うこととされていることから、実行委員会の契約事務も契約事務規則に従う必要があると考える。しかしながら、そのことについては表 4 に示した要綱等に定められていない負担金もある。そのような負担金については、市担当課（事務局）がどのような考え方を持っていて契約事務を執行しているのか、あるいは、市担当課（事務局）は契約事務規則に従うという考え方を有していても、それがどの程度徹底されているのかが不明確な状況となっている。

事務局が執行する財務事務は原則として市の規則に従う必要があり、そのことを実行委員会規則に明記しておく必要がある。

表 4 実行委員会に関する要綱等

負担金名称	50 周年負担金	さくら祭り負担金	農業祭負担金
要綱等	町田市市制 50 周年記念事業実行委員会財務・会計処理規程	2008 町田市民さくら祭り実行委員会規約	町田市農業祭「太陽と緑のまつり」開催要綱

イ．実行委員会の組織形態の基本的な考え方を明記すること

表 4 に示した要綱等によると、それぞれの実行委員会の組織形態は次の通りである。

実行委員会ごとに組織形態に大きな違いは見られないが、実行委員会の組織形態をどのように定めるのかについて、市担当課の判断に任せるのか、市として統一的な考え方に基づくのかが明確ではない。

実行委員会の基本的な組織形態については実行委員会規則に明記しておく必要がある。特に実行委員会の予算、決算を決定する組織（以下「総会」という。）の設置は明確にしておく必要がある。

表 5 実行委員会の組織形態

負担金名称	50 周年負担金	さくら祭り負担金	農業祭負担金
組織	総会 事務局	企画委員会 運営委員会 事務局	祭典委員会 運営委員会 事務局
役員	委員長 1 名 副委員長 2 名 監事 2 名	名誉委員長 1 名 実行委員長 1 名 副実行委員長 1 名 会計 2 名 監事 2 名	会長 1 名 副会長 3 名 委員長 1 名 副委員長 1 名 監事 2 名

ウ．各年度の剰余金の取扱いを明記すること

実行委員会への負担金の性格は事業費補助と考えられる。一般の事業費補助では、事業実施の結果、補助金の未使用額が生じた場合には市へ返還することになる。しかしながら、実行委員会への負担金については、各会計年度の決算において補助金の未使用額が生じた場合の取扱い方法が明確となっておらず、現状は市へ返還することなく、実行委員会の翌年度の歳入に繰り入れられている。

実行委員会の各会計年度の決算時に補助金の未使用額が生じている場合には、年度ごとに市へ返還するのかどうか、その取扱いを明確にしておく必要がある。

エ．財務事務に関する承認権限の考え方を明記すること

町田市支出負担行為手続規則によると、課長等は、支出負担行為の手続を行う場合には、支出負担行為の内容を示す書類を作成の上、支出負担行為決議書により所管の支出負担行為の決定の権限を有する者（以下「支出負担行為決定者」という。）の決定を受けることとされている。実行委員会については、支出（負担行為）を行う際の承認手続が明確となっていない。

例えば、実行委員会が支出負担行為を行う場合に、その決定者を誰にするのかなど、承認権限を明確にしておく必要がある。

オ．チェック機能(監査手続)を明記すること

いずれの要綱等にも、実行委員会には監事が置かれ、会計に関する事項を監査するとされている。監事の監査の結果は監査報告書として実行委員会の実績報告書に添付されているが、どのような監査を実施する必要があるのか、監査手続が明確となっていない。

実行委員会の日常の財務事務及び決算について、どのようなチェックあるいは監査を行うのかを明確にしておく必要がある。

カ．解散手続を明記すること

表1に示した実行委員会のうち、50周年実行委員会はイベントの開催を目的としておりイベントが終了すれば解散することになるが、実行委員会を解散する際の手続が明確となっていない。例えば、解散する際に剰余金または欠損金がある場合に、それをどのように取り扱うかは明確となっていない。

実行委員会が解散する場合に、例えば、剰余金は総会の決議を経てから市へ返還するのかなど、事務手続を明確にしておく必要がある。

キ．実行委員会あるいは負担金の定期的な見直しを明記すること

市においては、補助金についてはあり方の見直しを行っているが、負担金は見直しの対象外となっている。しかしながら、実行委員会への負担金は補助金と同様の問題点が見られ、定期的に見直しを行う必要がある。特に解散期限が確定していない実行委員会に対する負担金については、そのあり方を定期的に見直す必要がある。

例えば、「第4 1(1)補助目的の明確化と再評価を求めるもの」で述べたように、実行委員会に対する負担金に対してサンセット方式を導入することも一つの方法である。

3. その他

(1) 補助事業者が提出する実績報告書等の正確性の検証を求めるもの

現状

補助金等に公益性、正当性、公平性、透明性が認められるためには、前述したように交付要綱等が適切に定められていること、交付要綱等に従って交付事務が行われていることが必要である。さらに、事後的な対応として、当該補助事業等の成果または結果を記載した報告書である実績報告書を補助事業者から入手し、その正確性を検証し、補助を行った成果または結果を分析・把握する必要がある。このことは、補助を行ったことについて、市担当課の説明責任を果たすためにも重要な手続である。

問題点

補助を行ったことの成果あるいは結果を把握するために行う実績報告書の正確性の検証と分析は、市担当課の説明責任を果たす上でも重要な手続である。しかしながら、監査範囲とした補助金等のうち、表1に示したものについては、実績報告書の記載内容等が十分ではない、もしくは実績報告書の記載内容の確認が十分に行われていないと考えられるものである。

表1 実績報告書及び審査体制の見直しが必要な補助金等 (単位：百万円)

担当課	名称	金額
1 職員課	(1) 町田市職員互助会交付金	48
4 文化振興課	(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金	60
6 福祉総務課	(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金	172
8 高齢者福祉課	(2) 町田市老人クラブ運営費補助金	30
9 子ども総務課	(1) 預かり保育充実事業費補助金	12
10 子育て支援課	(3) 待機児解消緊急対策補助金	64
	(5) 家庭福祉員補助金	13
16 指導課	(1) 教育研究会補助金	3
	(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等	108

表1に記載した補助金等のうち、下線を付したものは団体運営費補助金である。団体運営費補助金の場合、補助事業者は複数の事業に補助金等を充当するケースが一般的であるため、補助事業者から提出を受ける実績報告書には、その事実が簡潔明瞭に表示されている必要がある。

表1に記載した補助金等のうち、社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金については、社会福祉法人町田市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が、会計年度終了後に事業実績報告書と「事業報告並びに収入支出決算書」(以下「決算書」という。)を市担当課に提出している。事業実績報告書には市社協補助金の補助事業別の執行額が記載されているが、この記載と決算書の表示科目のつながりが不明確となっている。市社協の決算書の表示科目のうち、どの表示科目が補助対象経費

に該当する科目なのか、その補助対象経費とした科目に対して補助金をいくら充当しているのかが不明確となっている。

市担当課は提出された実績報告書が正確かどうかを検証する必要がある。しかしながら、その対応は各担当課に任されており、現状においては実績報告書の正確性をどのように検証するのかについて、市全体としての考え方は統一化されていない。したがって、市担当課あるいは市担当職員の問題意識等の違いにより、実績報告書の正確性の検証方法、検証内容にばらつきが生じている可能性がある。例えば、表1に記載している財団法人町田市文化・国際交流財団補助金については、市担当課は実績報告書を手入しているが、その正確性をどこまで検証しているのかが不明確な状況となっている。

意見

補助事業者から提出された実績報告書については、市担当課はその正確性を検証する必要がある。しかしながら、正確性を検証する際に準拠すべき考え方(ルール)が定められておらず、現状においては、その対応は各担当課の判断に任されている。そのため、担当課によって対応が異なっており、中には正確性の検証を十分に行っていない担当課も見受けられる状況となっている。

市においては、正確性を検証する際に準拠すべき考え方を明確にして、その考え方を市全体に適用させる必要がある。しかしながら、実績報告書の内容、性格、ボリューム等は補助金等ごとに異なる。よって、正確性を検証する際に準拠すべき考え方(ルール)を画一的に定めることは難しいことも考えられるが、そうであれば、例えば団体運営費補助への適用に限定して考え方をまとめることも一つの方法である。

(2) 負担金のあり方の見直しを求めるもの

現状

市においては、平成20年度の予算編成を行う際に、補助金、交付金及びその他（以下「補助金その他」という。）については見直しを行っているが、負担金、研修負担金（以下「負担金等」という。）は見直しの対象とされていなかった。

問題点

補助金その他については、市全体として見直しが図られているが、負担金等についてはその対応が遅れているとの印象を受ける。例えば、前述した実行委員会に対する負担金等については、これまで、市全体であり方を検討しようとする機会が少なかったのではないかと思われる。現状においては、負担金等に区分されてしまうと、例えば、前述した補助金その他に対して行った見直しの対象から外されてしまうなど、存在意義を問われる、あるいはあり方を検討する機会等は少なくなる可能性がある。

負担金の中には、市の判断、対応だけで大幅な見直しを行うことが困難なものが含まれていることも事実であるが、存在意義やあり方の見直しが必要なものが含まれている可能性も考えられる。

意見

1) 負担金等の見直しを行う仕組みの構築を求めるもの

現状では、市全体として負担金等の見直しを行う仕組みが存在していない。負担金等についても定期的に見直しを進めていく仕組みを構築する必要がある。

負担金の中には、市の判断、対応だけでは大幅な見直しを行うことが困難なものが含まれていることも事実である。例えば、一部事務組合に対する負担金（以下「事務組合負担金」という。）はそのような傾向が強いと考えるが、事務組合負担金についても、見直しの余地がないかどうかを検討する必要がある。また、少額の負担金等についてはその存在意義を十分に検討する必要がある。

2) 一部事務組合に対する負担金の見直しを求めるもの

負担金の中には町田市が加入している事務組合負担金が含まれているが、東京たま広域資源循環組合負担金（負担金額933,011千円：以下「循環組合負担金」という。）もその一つである。

東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）は昭和55年11月1日、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、東京多摩地域の25市1町で組織されている。東京たま広域資源循環組合同規約（以下「組合同規約」という。）によると、循環組合の経費は組織団体の負担金及びその他の収入をもって支弁するとされており、当該負担金は循環組合の議会の議決を経て定めるとされている。循環組合負担金は組合同規約に基づく負担金であるが、その算定基準は循環組合が定めており、循環組合は基準に従って各組織団体（自治体）の負担金を算出し、これを各組織団体に請求している。町田市も循環組合が算出し、請求した負担金を支払っている。

現状において、循環組合負担金の算定基準及び算定基準に基づいて算出された負担金額自体を見直すことは難しい。しかしながら、市あるいは市民の努力の結果として負担金額を減少させる余地はあるのではないかと考える。循環組合が算出する負担金額は、各組織団体が排出しているごみ処分量等の実績値をベースとしている。したがって、市全体でごみ排出量を抑えることができれば、負担金額そのものを減らす余地があることになる。町田市としても、究極の目的として「ごみゼロ」を目指し、市民と一体となって取り組んでいくとしている。ごみの排出量を減らした成果は負担金額の減少につながる可能性があることから、負担金額自体を成果指標と捉えることができると考える。

南多摩斎場組合負担金(負担金額 350,953 千円:以下「斎場組合負担金」という。)も一部事務組合に対する負担金の一つである。

南多摩斎場組合(以下「斎場組合」という。)は火葬場施設としての南多摩斎場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理することを目的として設立された一部事務組合で、八王子市、町田市、多摩市・稲城市及び日野市(以下「組織市」という。)により組織されている。斎場組合の経費は使用料、負担金及びその他の収入をもって支弁するとされており、負担金は、原則として組織市が当該年度におけるそれぞれの住民の利用実績に応じた割合で負担する、とされている。循環組合負担金と同様、斎場組合負担金の算定基準は斎場組合が定めており、斎場組合は基準に従って各組織市の負担金を算出し、これを各組織市に請求している。町田市も斎場組合が算出し、請求した負担金を支払っている。

斎場組合負担金は利用実績に応じて決定されるが、そもそも斎場の利用実績は市の施策の影響を受けて決まる性質のものではない。そのため、利用実績の結果として算出される斎場組合負担金については、これを成果指標とする考え方はなじまないと考える。この点、斎場組合負担金は循環組合負担金とは異なる性質を有している。

このように一部事務組合に対する負担金といっても、その性質はおのこの異なる面がある。市としては、一部事務組合に対する負担金という理由だけで見直しの対象から外すのではなく、それぞれの負担金の性質を考慮した上で、そのあり方を検討することが望まれる。

3) 事務手続の見直しを求めるもの

負担金の中に東京市町村総合事務組合(以下「市町村事務組合」という。)に対する負担金が含まれている。市町村事務組合は、昭和63年4月1日に発足した、東京都の全市町村(26市5町8村)で組織する複合的一部事務組合である。東京自治会館の設置・管理運営事業、住民の交通災害共済事業、共同で実施する市町村職員の研修事業、非常勤消防団員や作業従事者の損害補償・退職報償金等の支給事業の4つの事業を行っている。

各市町村が負担する負担金は、管理運営費負担金、研修運営費負担金、消防運営費負担金の3つに分けられ、町田市では、それぞれ総務課、職員課、防災安全課が所管している。

毎年度、市町村事務組合は事業概要(前年度の事業報告を含む)を各市町村に送付している。町田市には5部送付されているが、研修運営費負担金を所管する職員

課は事業概要を入手していない。

補助金等規則によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、または前条に規定する廃止の承認を受けたときは、当該事業等の成果または結果を記載した報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならないとされている。市としては当該事業等の成果または結果を記載した報告書（事業概要）は入手しているが、市担当課がそれを保管していないことから、市担当課は市町村事務組合の決算内容もしくは事業内容を十分に確認していない可能性がある。少なくとも負担金を支出している所管課は、相手先が一部事務組合であっても事業概要（実績報告書）を入手した上で、決算の内容を確認する必要がある。

4) 少額負担金の見直しを求めるもの

本報告書に記載した「参考資料 1. 町田市の補助金等の一覧」に、一般会計の負担金の内訳（「参考資料 表5」）及び一般会計の研修負担金の内訳（「参考資料 表8」）を示している。表5及び表8によると、負担金等には少額のものが多いことが把握できる。これらの負担金等は平成20年度の予算編成を行う際に行った補助金の見直し対象から外されている。少額負担金等の中には、支出の効果が不明確になっているものが含まれている可能性がある。その意味からも、市全体として負担金等のあり方について検討する必要がある。

(3) 「補助金等のあり方に関する最終報告」の周知徹底を求めるもの

現状

市においては、補助金等の交付の適正化を図ることを目的として、補助金等規則が定められている。また、昭和51年10月に「町田市における補助金等のあり方に関する最終報告書」が、平成11年3月に「補助金等のあり方に関する最終報告」（以下「最終報告」という。）がまとめられている。この最終報告の考え方は現在も市の補助金等のあり方の基本となっている。

問題点

最終報告は市の補助金のあり方の基本的な考え方を示すとともに、今後市が対応すべき事項についての提言も行っている。例えば、「第4 2.(1) 団体に対する運営費補助の条件の明確化を求めるもの」で述べたように、最終報告は団体運営費補助を認める場合には、補助を行うことができる条件を補助金等規則に設けることと、団体運営費補助交付基準の制定を提言している。しかしながら、現状において、補助金等規則の見直しや団体運営費補助交付基準制定の動きは見られていない。

また、市の中には、最終報告が今でも市の補助金等の基本的な考え方となっていることを認識していない担当課や、最終報告の存在そのものを把握していない担当課が存在する可能性も考えられる。

意見

1) 最終報告の周知徹底を求めるもの

最終報告の考え方が現在も市の補助金等のあり方の基本となっていることを、改めて市全体で認識する必要がある。最終報告は10年前にまとめられたものであるが、基本的な考え方は現在でも通用するものであると考える。ただし、最終報告の考え方の中には、現状ではなじまないものがあると考え、担当課が存在する可能性もある。そのため、最終報告の考え方を改めて市全体に周知徹底させる前提として、最終報告の考え方について担当課への意見聴取を行うことも一つの方法である。

2) 考え方の明確化を求めるもの

最終報告において、市が対応すべき事項として提言を行っている事項については、今後、対応を図る必要がある。また、本報告書において、市としての考え方を明確にする必要があるとした事項についても対応を図る必要がある。

以上を踏まえ、今後、市全体として対応を図るべき事項をまとめると表1の通りとなる。

表1 市として考え方の統一を図る必要がある事項

項目	
ア	補助金等の再評価のあり方とその周知徹底 (サンセット方式の全面的な導入)
イ	補助事業等、交付要綱に具体的に定めるべき事項の周知徹底
ウ	補助と委託の違いについての考え方
エ	補助金を交付した後の対応についての考え方
オ	団体への運営費補助を認める条件
カ	実行委員会の設立要件と実行委員会が守るべき規則(考え方)
キ	実績報告書の正確性の検証手続に対する考え方
ク	負担金のあり方、見直しに対する考え方
ケ	最終報告の周知徹底

・個々の補助金等について担当課に対応を求めるもの

1. 総務部・職員課

(1) 町田市職員互助会交付金(交-1)

概要

補助金等名称	町田市職員互助会交付金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	地方公務員法 町田市職員互助会に関する条例
条例の内容	-
制定年月日	昭和40年4月
直近の改正年月日	平成18年4月
補助目的	職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため
補助事業	町田市職員互助会の運営に関する事項
補助事業者	町田市職員互助会
補助金額の算定基準	毎年度予算の範囲内で交付金を交付する

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額(千円)	158,610 (決算額)	123,700 (決算額)	61,035 (決算額)	50,149 (決算額)	48,866 (決算額)	51,313 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

町田市職員互助会について

1) 町田市職員互助会とは

町田市職員互助会(以下「互助会」という。)は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため設置された団体である。町田市職員で構成されており、事務所は町田市役所内に置かれている。

互助会の運営は会員の会費、会員の個人負担金(利用者負担)及び市からの交付金で行われている。

地方公務員法 (厚生制度) 第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。
--

2) 互助会の決算状況

互助会の平成19年度の決算は表1の通りである。

表1によると、退職せん別金は歳出のうち大きな部分を占めているが、会員からの会費を充当している。また宿泊利用・旅行補助(宿泊施設利用補助)については、1人1泊2千円の宿泊旅行券を発行するものであるが、利用者(宿泊者)は宿泊の際に宿泊旅行券とともに宿泊料の利用者負担分を宿泊施設に直接支払うため、互助

会の決算数値には利用者負担分は計上されない。

また、前期からの繰越金（14,489千円）は使用されず、19年度は新たに15,193千円の繰越金が発生したため、次期繰越金は29,682千円となっている。

表1 互助会の平成19年度歳入歳出決算 (単位：千円)

	会費	交付金	利用者負担	繰越金	合計
歳入					
当期分	60,538	48,866	18,801	14,489	142,695
歳入合計	60,538	48,866	18,801	14,489	142,695
歳出					
退職せん別金	29,344	-	-	-	29,344
宿泊利用旅行補助	9,895	12,603	-	-	22,499
その他	21,298	21,069	18,801	-	61,169
歳出合計	60,538	33,672	18,801	-	113,012
次期繰越金(-)	-	15,193	-	14,489	29,682

宿泊利用旅行補助(宿泊施設利用補助)は1人1泊2千円の宿泊利用券を発行するものであり、利用者は利用者負担分を宿泊施設に別途直接支払っている。

(市担当課作成資料から)

結果

1) 次期繰越金の返還を求めるもの

表1によると互助会には平成18年度からの繰越金が14,489千円あり、平成19年度には新たに15,193千円の繰越金が発生し、次期繰越金は29,682千円となっている。平成19年度に生じた繰越金15,193千円は、平成19年度の町田市職員互助会交付金(以下「交付金」という。)48,866千円のうち、互助会の活動の目的に使用されなかったものであるため、市へ返還(あるいは次年度の交付金から控除)する必要がある。

また、前期からの繰越金14,489千円にも交付金から発生した部分があると考え。現状においては交付金から生じている繰越金がどの程度あるのかが明確ではないが、過年度にさかのぼって調査を行い、交付金から生じた金額を明確にして市へ返還する必要がある。

意見

1) 補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

交付金は町田市職員互助会に関する条例(以下「互助会条例」という。)に基づいて交付されているが、互助会条例では補助金額等に関して下記のように規定するのみで、補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準を具体的に定めていない。また、互助会条例以外にこれらを定めている規則等も存在していない。補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準等を具体的に定めた規則(交付要綱)を作成する必要がある。

町田市職員互助会に関する条例

(予算)

第3条 互助会の経費は、会員の会費、市の交付金および寄附金等をもってこれにあてる。

- 2 市は互助会の事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2) 実績報告書の充実の見直しを求めるもの

互助会が作成している実績報告書には収支報告書が添付されていないため、収支が把握できない状況となっている。表1に記載した19年度の決算数値も市担当課から別途入手したものである。互助会に対して実績報告書に収支計算書を添付することを要求する必要がある。

補助金については、正当性、公平性等が求められる。本補助金は地方公務員法に基づくものであるが、町田市職員が会員となっている団体に対するものであり、より一層の透明性が求められる。しかしながら、1)で述べたように本補助金には具体的な基準が定められておらず、実績報告書では互助会の収支状況が明らかにされていない。現状においては説明責任を果たしているとは言えず、市担当課においては早急な対応が必要である。

3) 交付金のあり方の見直しを求めるもの

表1によると、平成19年度の互助会の歳出は退職せん別金が大きな部分を占めている。市担当課によると、いわゆる団塊の世代が定年を迎えていることにより、この傾向はあと数年続く見込みとのことである。

現在は会員からの会費収入を退職せん別金に充当しているが、退職せん別金が減少すればその会費収入を他の事業に充当することが可能となる。この場合に、会費収入を新規事業等に充当して互助会の活動自体の拡大を目指すことは、現在の社会環境からすると適切ではないと思われる。会費収入は、現時点では交付金が充当されている部分に充当する必要がある。よって、退職者数が落ち着いた場合には、交付金の大幅な削減を行う必要がある。

4) 職員会館建設時に向けた積立金の返還を求めるもの

互助会の平成19年度の実績報告書によると、平成19年度末時点で互助会は職員会館建設に向けた170百万円の積立金を有している。これは平成6年から平成8年にかけて職員会館建設を目的として別途交付されたものであるが、現時点では職員会館建設実現の可能性は低くなっている。

互助会では返還に向けた準備を自主的に進めているものの、交付目的が達成される可能性の低い当該積立金は市へ返還するよう要求することが望まれる。

2. 市民部・市民協働推進課

(1) 町内会・自治会等補助金(補-11)

概要

補助金等名称	町内会・自治会等補助金									
補助金等交付要綱	町田市町内会・自治会等補助金交付要綱									
制定年月日	昭和56年4月									
直近の改正年月日	平成19年4月									
補助目的	地域住民の共同活動を育成し、もって住民相互の親ぼくと相互扶助の向上を図ることを目的とする。									
補助事業	町内会・自治会等の共同活動									
補助事業者	<p>補助金交付の対象となる町内会・自治会等は、当該補助金に係る市の会計年度(以下「補助対象年度」という。)の9月末日までに市に設立届が提出された町内会・自治会等であって、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一定の区域の住民が共同活動を行うため、会員となり、自主的に運営されている団体であること。 2) 会員の福祉を増進し、会員相互の親ぼくと扶助等の事業を行っている団体であること。 3) 加入世帯が21世帯以上であること。ただし、昭和54年度以前に市に設立届を提出したものは、この限りでない。 									
補助金額の算定基準	<p>補助金の交付額は、予算の範囲内で次に掲げる額とする。この場合において、加入世帯数は、補助対象年度の4月1日現在のもの(当該年度に新たに設立届の提出があった場合は、当該設立届に記載したもの)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交 付 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基 本 額</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>世 帯 額</td> <td>200 円に加入世帯数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>掲示板設置額</td> <td>50,000 円以上の掲示板(設置費を含む。)を設置する場合に限り、50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	交 付 額	基 本 額	12,000 円	世 帯 額	200 円に加入世帯数を乗じて得た額	掲示板設置額	50,000 円以上の掲示板(設置費を含む。)を設置する場合に限り、50,000 円
区 分	交 付 額									
基 本 額	12,000 円									
世 帯 額	200 円に加入世帯数を乗じて得た額									
掲示板設置額	50,000 円以上の掲示板(設置費を含む。)を設置する場合に限り、50,000 円									
その他	平成19年度の改正により、町内会・自治会等の活動を会員のみならず会員以外の者に対して広く知らしめることによる会員数の増加を目的として、新たに掲示板の設置費用の補助を行っている。									

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	22,869 (決算額)	23,239 (決算額)	23,494 (決算額)	23,882 (決算額)	25,964 (決算額)	26,856 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

町内会・自治会等について

町内会・自治会等（以下「町内会等」という。）とは、地域に住む人々が親睦や交流を深めることによって連携を培い、お互いが助け合いながら、よりよい地域づくりや、住みごちのよい街づくりのために、自主的に組織された団体である。

市では中期経営計画重点政策プランの戦略目標の一つに、「市民協働のまちの創造」を掲げ、地域の主体である市民とその活動の拠点である町内会等、NPO等の市民団体、企業などと協働し、市を運営していくという考えを進めている。そのため、地域で活動をする町内会等を市政発展のためのパートナーとして捉えている。

平成19年度末までに市に届出のあった町内会等のうち、活動を行っている団体は297団体であり、このうち291団体に対して補助金を交付している。また、平成19年度から新たに設けられた掲示板の設置費用の補助については、79団体から補助金の交付要望があり、40団体に計2,000千円の補助を実施している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助成果目標の明確化を求めるもの

本補助金は町田市町内会・自治会等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて交付されている。市担当課によると本補助金は町内会等の加入率の向上と地域の交流を成果目標としている。しかしながら、補助事業が交付要綱において具体的に定められていないため、市としてどのような事業に補助を行うことで成果目標の達成を図ろうとしているのかが明確となっていない。そのため、補助を行っていることの効果が上がっているのかが不明確となっている。

加入率の向上と地域の交流のために町内会等が行うべき事業は何か、その事業を行うためにはどの程度のコストがかかるのか、そのコストに対して市はどこまで補助を行うのかなどを明確にしておく必要がある。また、町内会等の加入率の向上のためには、既存町内会等の育成のみならず、町内会等の新規組織化に対する事業補助を行うことも考えられる。

2) 補助事業・補助対象経費の明確化を求めるもの

交付要綱には補助対象団体及び補助金の交付額は定められているが、補助事業及び補助対象経費に関しては「共同活動に要する経費」とされているだけで具体的な定めがない。また、市担当課が平成19年3月に作成している町内会等補助金交付の事務の取扱いにおいても、新たに設置された掲示板設置費を除いては、補助事業及び補助対象経費に関しては具体的な定めがない。補助事業及び補助対象経費を交付要綱に具体的に定めておく必要がある。

3) 補助金のあり方の見直しを求めるもの

町内会等は自主的に組織され、経済的にも自立している団体が多い。例えば、補助対象である291団体の殆どは補助金の額を大きく上回る繰越金を計上しており、

必ずしも財政的な援助は必要ないと考える。

一方、市は町内会等に対して次の事務協力を依頼している。

- ア．市民への広報に関わる連絡事務（回覧板や配布、ポスター掲示）への協力
- イ．市民の声を市政に反映させるための情報収集

町内会等への運営費補助は財政的援助を行う必要性が認められる団体に対して行うべきものであるが、多額の繰越金を有しており、財政的な援助が必要ないと思われる町内会等に対しては、市が事務協力を依頼している活動に限って補助を行うなど、取扱い方法を明確にすることが望まれる。

4) 補助金額の見直しを求めるもの

短期的な対応として、個々の町内会等に対する補助金額をそれぞれの団体の財務状況等を考慮して決定することが望まれる。

例えば、多額の繰越金を有している町内会等に対しては補助金を削減し、活動意欲の高さは認められるが繰越金を含め十分な財源を有していない町内会等に対しては、補助金を交付・増額することも考えられる。

表1は、大中小と規模の異なる町内会等をそれぞれ任意に抽出し、その決算書の要旨を比較したものである。

表1 町内会等の規模による比較 (単位：円)

団体	A 町内会 (小規模町内会等)	B 町内会 (中規模町内会等)	C 町内会 (大規模町内会等)
補助金額	14,600	134,000	453,000
世帯数(単位：世帯)	13	360	2,205
予算(収入)	327,203	3,106,438	47,548,010
歳入	94,807	2,620,815	5,737,357
歳出	108,001	2,868,856	6,672,777
繰越金	219,202	237,582	40,875,233
(繰越金/補助金)倍率	(15.0 倍)	(1.8 倍)	(90.2 倍)
備考	昭和 54 年度以前 の設立である。	歳出は会館の修繕 積立金 229,600 円 を含む。	

A 町内会は、補助金額の 15 倍の繰越金を計上しているが、設立から 30 年以上が経過する団体であるにもかかわらず、加入世帯数が 21 世帯を超えていないため、補助金の額も零細である。A 町内会に加入世帯数を増加させる意思があるかどうかを確かめ、補助金の額と効果を再検討する必要がある。

B 町内会の繰越金が少ないのは、収支差額の一部を集会施設の修繕積立金に計上しているためである。一方、市では町内会等支援事業の一環として集会施設の整備に関する補助金の制度を設けている。この整備の補助に当たり、市は団体に対して一定率の自己負担を求めている。修繕積立金の額が集会施設の修繕計画に比して妥当かどうか、集会施設整備の補助で求めている自己負担が運営費補助により生じた収支差額の積立てによることが双方の補助金の趣旨と照らして妥当かどうか、検討

する余地がある。

更に、C町内会は、補助金額の90倍を超える多額の繰越金が計上されており、すでに自立していると考えられる。当該団体に補助金を交付しなければ、目的を達成することが不可能なのかどうか、検討する必要がある。

5) 町内会等の自立化に向けた対応を求めるもの

3)に述べた通り、市の補助がなくても活動を継続することができる団体に対し、団体立ち上げ時以降も継続的に補助を行うことは合理的ではない。

町内会等は、町内会費等の自己財源で活動を行い、市が補助を行う場合には防災に関連する事業のように公益性の高い、あるいは行政との結びつきが強い事業に限定することが本来の姿と考える。したがって、将来的には2)及び3)で見直しが必要とした補助事業の明確化も可能な限り限定的なものとする必要がある。

また、町内会等も補助金の使途が限定されることによって自立化への努力が必要となるが、自立化を果たすことができれば、より活動の幅が広がる可能性もある。

町内会等が自立化を図るためには、町内会等自身の意識改革が必要と思われる。例えば自主事業に対する財源の考え方についても、支出に当たっては初めに補助金を充当して補助金の不足分を自己財源で補うのではなく、先に自己財源を充当して自己財源で不足する分を補助金で補うという考え方が求められる。市担当課においても、長期的な対応として、自立化が町内会等にとって望ましい姿であることについての理解に努め、町内会等の意識改革を進めていく対応が望まれる。

6) 補助団体への監督・指導の見直しを求めるもの

補助交付申請書類には、補助団体としての適格性を審査するために、現在の交付要綱で求められている事業計画・報告書や予算決算のほか、設立年月日や補助金交付経過、達成目標と実績、事業の概要と評価に関する書類を添付することを求めている。交付要綱においても町内会等に対しこれらの書類の提出に関する定めを設け、団体に対する指導・監督の方法に関する事務の見直しを行う必要がある。

また、単一の町内会等の大規模化は必ずしも地域住民の共同活動を育成し、もって住民相互の親ばくと相互扶助の向上につながるとは限らないと考える。既に適正規模を大きく上回っていると思われる大規模町内会等が、補助目的の達成目標を加入世帯数の増加としている場合等は達成目標が当該補助金の制度趣旨にかなったものであるかどうかを検討し、必要があれば市担当課は当該町内会等に対して目標の見直しを要請することが望ましい。

3. 市民部・防災安全課

(1) 自主防災組織補助金(補-2)

概要

補助金等名称	町田市自主防災組織補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令等	-
補助金交付要綱	町田市自主防災組織補助金交付要綱
制定年月日	昭和55年4月
直近の改正年月日	-
補助目的	地域における防災活動を行うために設立された自主防災組織に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、自主防災組織の充実に寄与することを目的とする。
補助事業	自主防災組織が実施する防災訓練等に要する経費等
補助事業者	当該年度の9月30日までに町田市に編成届が提出され、交付要綱第2各号の要件を満たす自主防災組織
補助金額の算定基準	基本額(一自主防災組織当たり13,000円)及び世帯額(一世帯当たり65円×世帯数)の合算額

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	9,603 (決算額)	9,750 (決算額)	9,867 (決算額)	9,732 (決算額)	10,057 (決算額)	10,451 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 自主防災組織の継続的管理を求めるもの

本補助金は自主防災組織補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき補助が行われる。交付要綱第2(3)では、世帯数が21世帯以上ある自主防災組織を補助対象としているが、平成4年度以前に市に編成届を提出した組織は、21世帯未満であっても補助対象とされている。

平成19年度の補助金の交付実績を確認した結果、平成19年度において21世帯未満となっている団体が3件存在した。これらの団体が平成4年度以前に市に編成届を提出しているかどうかについて市担当課に確認をしたところ、当該事実を確認できる書類は既に廃棄済みとの理由により、平成4年度以前に市に編成届を提出していた事実を確認することができなかった。

書類を廃棄処理せざるを得ないのであれば、継続的な管理が可能となる代替的な仕組みが必要である。例えば、市担当課は自主防災組織名簿を作成しているが、今後新規の編成届が提出された場合、当該団体の編成届出日を自主防災組織名簿に記入して、担当者が変更されても継続的な管理が可能となるよう事務手続を見直すことも一つの方法である。

(2) 消防団交付金(交-3)

概要

町田市消防団に対する交付金は、町田市消防団運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)と町田市消防団家族福利厚生事業に対する交付金(以下「厚生事業交付金」という。)の2つに区分される。

	補助金額
1) 町田市消防団運営費交付金	5,966 千円
2) 町田市消防団家族福利厚生事業に対する交付金	2,000 千円
合計	7,966 千円

1) 町田市消防団運営費交付金

補助金等名称	町田市消防団運営費交付金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市消防団運営費等交付要綱
制定年月日	平成3年4月
直近の改正年月日	平成12年4月
補助目的	町田市消防団本部、分団本部及び部に対し、その運営等に必要な経費の一部を予算の範囲内で交付する。
補助事業	町田市消防団本部、分団本部及び部の運営費等
補助事業者	町田市消防団本部、分団本部及び部
補助金額の算定基準	町田市消防団本部 団本部 250,000円+団本部員7人×7,000円 団本部付団員 4月1日現在在籍の団本部付団員数×7,000円 町田市消防団分団本部 分団本部 70,000円+団本部員5人×7,000円 分団本部付団員 4月1日現在在籍の団本部付団員数×7,000円 部 部数×25,000円+4月1日現在在籍の団員数×7,000円

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額(千円)	5,952 (決算額)	5,910 (決算額)	6,029 (決算額)	5,945 (決算額)	5,966 (決算額)	6,120 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2) 消防団家族福利厚生事業に対する交付金

補助金等名称	町田市消防団家族福利厚生事業に対する交付金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市消防団家族福利厚生事業に対する交付金要綱
制定年月日	平成元年4月
直近の改正年月日	-
補助目的	町田市消防団員の家族の福利厚生を目的として行う事業に対して交付を行う。
補助事業	町田市消防団員の家族の福利厚生を目的として行う事業
補助事業者	消防団長
補助金額の算定基準	市長が予算の範囲内で定める (交付要綱に金額算定基準の記載なし)

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額(千円)	2,358 (決算額)	2,000 (決算額)	2,000 (決算額)	2,000 (決算額)	2,000 (決算額)	2,000 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 団体運営費補助を行うことの正当性についての検討を求めるもの

厚生事業交付金は、「補助金等のあり方に関する最終報告(平成11年3月31日町田市行財政改革推進委員会補助金部会)」(以下「最終報告」という。)に定める考え方によれば、消防団という特定団体への補助となるため、補助対象経費が特定事業費が運営費であるかにかかわらず、団体運営費補助に該当することとなる。

最終報告に記載されている、団体運営費補助の課題によれば、運用の適正化の課題の論点として補助対象経費の適正化が述べられており、その具体的問題点として、「飲食費、会員福利厚生も対象となっているもの」が挙げられている。本交付金は、特定団体への会員福利厚生に支出されるものであるため、同様の課題の対象となる。

一方、市担当課によると、町田市としては政策的に消防団に依拠せざるを得ない状況となっていることや、消防団員はボランティア的な性格があり、家族の方に負担をかけていることから福利厚生を目的とする交付金を支出しているとのことである。このことについて否定するものではなく、本交付金の意義も認められるところである。

ただし、厚生事業交付金の必要性があらゆる市民に認められるかどうかは検討の余地がある。例えば、消防団の活動状況や、あるいは消防団の存在自体を十分に認識していない市民が存在することも考えられる。市担当課として厚生事業交付金の必要性を強調するのであれば、消防団の活動状況について、さらなるアピールに努

めることが望ましい。福利厚生を目的とする交付金を支出することに対して理解を得るためには、多くの市民に消防団の存在意義を認識してもらうことが重要であり、市担当課においてはそのための対応を図ることが望まれる。

表1 最終報告に定める団体運営費補助の条件等の例

<p>(補助目的の制限) 当該補助団体の育成を目的とするもの以外の目的で行ってはならない。</p> <p>(運営成果目標の明確性) 当該補助団体の育成に係る達成目標や社会成果目標等の補助による成果目標が明確でなければならない。</p> <p>(補助団体としての適格性の確保) 運営費補助を受けられる団体は法人であり、市長が特に認める場合は、任意団体に対して運営費補助を行うことができる。</p> <p>(指導監督の徹底) 所管部長は、当該補助団体に関する次に掲げる事項について特に年次計画を定め、指導監督しなければならない。 ア 育成目的の達成に関すること イ 自主財源の確保に関すること ウ 市職員の団体運営に対する関与の縮減に関すること</p>
--

2) 補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

厚生事業交付金は町田市消防団家族福利厚生事業に対する交付金要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。交付要綱には、補助事業に関して、「消防団員の家族の福利厚生目的として行う事業」とされているだけで具体的な定めがない。補助対象経費及び補助金額の算定基準も交付要綱に具体的な定めがない。補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準を交付要綱に具体的に定めておく必要がある。

4. 文化スポーツ振興部・文化振興課

(1) 財団法人町田市文化・国際交流財団補助金(補-10)

概要

補助金等名称	財団法人町田市文化・国際交流財団補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	町田市財団法人に対する助成等に関する条例・施行規則
補助金交付要綱	-
制定年月日	平成4年12月
直近の改正年月日	平成16年4月
補助目的	財団運営の安定を図り、もって住民の福祉の向上に寄与するため
補助事業	財団法人町田市文化・国際交流財団が行う事業
補助事業者	財団法人町田市文化・国際交流財団
補助金額の算定基準	市の提示した予算の額

補助金等の推移	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	84,000 (決算額)	77,902 (決算額)	66,804 (決算額)	60,000 (決算額)	60,000 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%

財団法人町田市文化・国際交流財団について

1) 財団法人町田市文化・国際交流財団とは

財団法人町田市文化・国際交流財団(以下「交流財団」という。)は、文化振興公社、国際協会の2つの任意団体の統合により平成16年4月に設立された財団法人である。その目的は、町田市における地域文化と国際交流の振興を図り、「文化の薫り高く国際感覚豊かなまちづくり」に貢献することにある。

現在、町田市民ホール及び国際交流センターの2施設を拠点に活動しており、町田市民ホールについては指定管理者として施設の管理運営業務を行っている。利用料金制を併用した指定管理制度を採用しているため、交流財団では、管理費削減の他に、町田市民ホール内のホールと貸会議室の稼働率の向上による利用料収入の増加によって、経営効率の改善を図っている。

2) 人件費補助について

交流財団には町田市の外郭団体の中で唯一、市からの派遣職員がいる(平成16年度、17年度は3名、平成18年度からは2名)。派遣職員を含めた人件費については、平成17年度までは原則としてその全額を補助対象とする方向で補助金額が決定されていた。

平成18年度に町田市民ホールに指定管理者制度が導入され、交流財団が指定管理者として指定を受けているが、指定管理者制度が導入された平成18年度以降は、

交流財団の管理に関わる人件費（以下「管理人件費」という。）を従前どおりに補助対象とするものの、交流財団の実施する事業に関わる人件費への補助は徐々に削減していき、補助金額と管理人件費の額を均衡させることを目標としている。なお、事業に関わる人件費への補助の削減分は交流財団の努力で賄うこととしている。

市からの派遣職員は、市と共同で行う企画業務等に従事しており、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益法人等への町田市職員の派遣に関する条例に照らし、違反している事実はなかった。

町田市民ホール（平成21年1月撮影）



3) 交流財団の財務状況について

平成16年度から平成20年度までの交流財団の財務状況は以下の通りである。なお、平成20年度の数値は予算ベースである。

表1 交流財団の財務状況の推移 (単位:千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
収入	337,331	371,586	363,624	392,275	365,351
自己財源	253,331	293,684	296,820	332,275	305,351
補助金	84,000	77,902	66,804	60,000	60,000
管理費	86,177	70,266	87,815	80,583	77,558
市出向職員	34,394	34,746	33,226	23,714	24,800
財団職員	10,608	15,363	31,615	36,837	35,200
管理人件費計	45,002	50,109	64,841	60,550	60,000
繰越金	22,223	14,050	50,469	54,944	54,944
補助金依存度	97.5%	110.9%	76.1%	74.5%	77.4%
市出向職員数	3	3	3	2	2

自己財源は市補助金以外の収入である。また、補助金依存度は管理費に対する補助金の割

合を指す。

表2 補助金と財政改善の関係 (単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金増減額	6,098	11,098	6,804	-
管理費増減額	15,911	17,549	7,232	3,025
自己財源(自己収入)増減額	40,353	3,136	35,455	26,924
財政効果(-)	56,264	14,412	42,687	23,899
繰越金増減額	8,173	36,419	4,475	-

表1の前年度からの増減額(は減少を表す)である。また、財政効果は収入(自己財源)増減額から管理費増減額を控除したものである。

【平成16年度から平成19年度までの推移】

平成16年度は交流財団の設立初年度であるため、多くの管理費を支出している。平成17年度は前年度比6百万円の補助金が削減されたが、交流財団では管理費の削減と市民ホールの利用料収入等の自己収入の確保により合計56百万円の財政改善を実現している。

平成18年度は管理費が17百万円増加しており、このうち14百万円は人件費の増加によるものである。これは、事業費として処理していた国際交流事業に関わる人件費を、公益性の観点から管理費として処理することに変更したためである。補助金の額は11百万円の削減により66百万円となったが、一方で自己収入も増加したため、財政悪化は14百万円に留まっている。また、実施事業の採算性の向上とあわせて、最終的な収支は改善し、繰越金の額は36百万円の増加となっている。

平成19年度の補助金はさらに6百万円削減されて60百万円となった。交流財団は市からの出向職員を3名から2名に減らして人件費を抑える等の支出削減を図るほか、施設の稼働率の向上により自己収入が35百万円増加し、42百万円の財政改善を実現している。

上記の期間において、交流財団は市民ホール等の稼働率の向上等により事業に関わる人件費と人件費以外の管理費を全額自己収入で賄うだけでなく、交流財団の管理に関わる人件費の一部も自己財源により賄うことを実現している。また、管理費の削減を行っているが、人員の削減を行っておらず、収益性の低い公益事業も積極的に行っている。これにより、交流財団は事業規模の拡大を図りながらサービスを向上させると同時に、収入増加・効率化による財務改善を行っているといえる。

【平成20年度の見込み】

平成20年度において市は交流財団に対する補助金は削減していない。一方、平成17年度から連続して増加していた交流財団の自己収入は26百万円の減少に転じる見込みである。これは平成20年度には3ヶ月に及ぶ改修工事が計画されており、改修工事期間は町田市民ホールを閉館せざるを得ないために減収見込みになるとのことである。一方、管理費は3百万円の削減を予定しており、効率的な運営を目指す方向性が保たれていることが伺える。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

交流財団補助金は町田市財団法人に対する助成等に関する条例(以下「助成条例」という。)に基づいて交付されているが、助成条例では経費の助成に関して下記のように定めるのみで、補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準を具体的に定めていない。また、助成条例以外にこれらを定めている規則等も存在していない。市担当課によると、条例の趣旨に基づき補助対象経費は交流財団の勘定科目の「管理費」に充当することとしているが、事実上は管理人件費に限定している。

補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準等を具体的に定めた規則(交付要綱)を作成する必要がある。

町田市財団法人に対する助成等に関する条例

(経費の助成)

第4条 市は、財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を毎年度予算の定めるところにより助成するものとする。

2) 団体の自立化へ向けた対応を求めるもの

1)で述べたように、補助金額について具体的な定めはないが、市担当課によると「事業費に係る人件費は財団事業で賄う」ことが一つの基準(目標)になっているとのことである。19年度にこの目標は達成しているため、新たな目標を明確な形で設定する必要がある。

これまでの補助金額と自己財源の推移を見ると、補助金の削減に対応して交流財団は自己財源の拡大を図っていると思われる。今後も自己財源の拡大を図り、将来的には補助金に依存しない体制となるよう、市としても交流財団に対して自立化を図るための目標を義務付けることが望まれる。

3) 繰越金の取扱いの検討を求めるもの

平成19年度末時点で交流財団には、54百円の繰越金が生じ、平成16年度から2.5倍に増加している。市は交流財団が活動するために必要となる繰越金の額を見積り、繰越金が過大であると判断されるのであれば補助金を削減し、交流財団に対して繰越金の過大部分を取り崩して補助金削減分に充当させることを求める必要がある。

4) 実績報告書の正確性の検証を求めるもの

助成条例第16条では、交流財団は会計年度が終了したときは速やかに実績報告書等を市長に提出するものと定めている。補助事業者から入手した実績報告書については審査を行い、その正確性等を検証する必要がある。しかしながら、現状では正確性を検証する仕組みが存在していない。実績報告書の正確性を検証することをルール化し、そのルールに従って検証を行う必要がある。

5 . 文化スポーツ振興部・博物館

(1) 巡回展負担金(負 - 60)

概要

負担金名称	巡回展負担金
負担金額	5,250 千円
負担金支出先	株式会社朝日新聞社
負担金協定書等	協約書
協定年月日	平成 19 年 6 月 1 日
負担目的	朝日新聞社が主催する巡回展を町田市立博物館で開催するため
負担事業	「日本・インドネシア共和国国交 50 周年記念 インドネシア更紗のすべて - 伝統と融合の芸術」
負担金額の算定基準	巡回展費用の見込み額を巡回参加館で按分

1) 負担金の対象となった巡回展の概要

本負担金は、平成 19 年 7 月 31 日から 10 月 21 日まで町田市立博物館で開催された「日本・インドネシア共和国国交 50 周年記念 インドネシア更紗のすべて - 伝統と融合の芸術」(以下「インドネシア更紗展」という。)に関して、株式会社朝日新聞社に支払った負担金である。

インドネシア更紗展は、朝日新聞社主催によって、平成 20 年 4 月の富山市での臨時開催も含めて全国で 344 日開催された巡回展である。この内、町田市立博物館では全体の約 7 分の 2 である 83 日間開催されている。

平成 19 年 6 月 1 日に、町田市と朝日新聞社との間で協約書が締結され、その後、協約額 5,250 千円(税込)を負担金として支払っている。インドネシア更紗展自体は平成 20 年度まで開催されており、最終の収支はその後確定するが、市としては、収支確定の結果、追加負担を要求されるリスクを避けるために、収支の確定する前、協約書を締結した時点で負担額を確定させている。

2) 町田市立博物館の概要

町田市立博物館は、市内の遺跡から出土した埋蔵文化財及び市内の民家に伝わる民俗文化財など、先人たちが遺した貴重な資料を収集、保存、展示する施設として、昭和 48 年 11 月 3 日、町田市郷土資料館として開館している。その後、美術工芸品等の展示も含め、より広範囲な事業が行えるよう昭和 51 年 4 月、町田市立博物館と名称を改め、現在に至っている。

町田市立博物館では、市内の埋蔵文化財や民俗資料、ガラス器、陶磁器、風俗画、大津絵等の美術工芸品を中心に資料の収集を行うとともに、これらを調査、研究し、展示や出版物を通じて公開している。

3) 町田市におけるインドネシア更紗展の状況

平成19年度の展覧会ごとの入館者数推移は以下の通りである。

表1 平成19年度入館者数統計

開催月	展覧会	入館者数	
		個人(人)	団体
4月	戯画	1,746	3
5月	戯画	439	1
5月	やきもの	396	5
6月	やきもの	1,548	17
7月	やきもの	751	4
7月	インドネシア更紗展	95	1
8月	インドネシア更紗展	2,870	10
9月	インドネシア更紗展	2,207	4
10月	インドネシア更紗展	2,274	8
10月	能装束	115	0
11月	能装束	1,962	5
12月	能装束	1,281	4
1月	民具	959	9
2月	民具	959	6
3月	民具	150	1
3月	土器	845	5

表1に示した通り、町田市立博物館で開催された他の展覧会と比べると、インドネシア更紗展の入館者数は多い結果となっている。次に、過去数年間の同時期の展覧会を比較する。

表2 各年度の展覧会の比較

年度	展覧会	開催時期	1日平均入館者数
平成16年	石の時代	7月から9月	60.3人
平成16年	岩田ガラス	9月から10月	71.9人
平成17年	時計	7月から9月	56.4人
平成18年	プラネタリウム	8月から9月	148.8人
平成18年	おふだ	9月から10月	85.2人
平成19年	インドネシア更紗展	7月から10月	112.8人

表2に示した通り、過去数年間の同時期の展覧会と比較すると、今回のイベントの1日平均入館者数は比較的良好な結果となっている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 博物館のあり方検討委員会に求めるもの

平成20年度の文化スポーツ振興部の目標として、「老朽化した博物館の対応として、その機能の再編と新たな施設整備方針をまとめ、併せて文化芸術創造拠点のあり方を検討します。」とした新博物館構想の策定が打ち出されている。そして、博物館機能を有する各施設の所管部署を構成員とした「博物館のあり方検討委員会」の設置、検討に向けた準備を開始している。

今後の博物館のあり方を検討する際には、博物館のハード面の検討だけでなく、例えば、展覧会の企画の決定から開催までの手続をマニュアル化し、その整備を図ることや、展覧会を実施した後の評価方法の策定等、ソフト面についても検討することが望まれる。特に展覧会実施後の評価については、現状において、展覧会の成功あるいは失敗を判断する客観的な基準がないため、客観的な基準の作成を検討することが望ましい。

6. 地域福祉部・福祉総務課

(1) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会補助金(補-26)

概要

補助金等名称	町田市社会福祉協議会補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	社会福祉法(第58条第1項) 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例・施行規則
補助金交付要綱	社会福祉法人に対する補助金交付要綱
制定年月日	昭和44年
直近の改正年月日	平成16年4月
補助目的	社会福祉の推進
補助事業	(1) 下記補助事業に要する経費 ボランティア活動推進事業 高齢者相談事業 緊急一時保護事業 せりがや会館管理事業 身体障がい者訪問入浴事業等 (2) 人件費その他社会福祉法人の運営に要する経費
補助事業者	社会福祉法人町田市社会福祉協議会
補助金額の算定基準	予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	122,322 (決算額)	127,362 (決算額)	125,666 (決算額)	152,348 (決算額)	172,788 (決算額)	181,522 (予算額)
市負担額	118,544	123,962	122,266	148,948	169,388	178,122
都負担額	3,778	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400

社会福祉協議会について

1) 社会福祉協議会のあらまし

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的としており、営利を目的としない民間組織である。昭和26年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されており、設置は各都道府県及び市区町村ごとに一団体に限られている。

地域の福祉増進を図るため、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動を行っている。

2) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会

社会福祉法人町田市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、昭和33年5月に任意の団体として設立され、昭和44年9月に社会福祉法人として認可されている。市社協は住民を会員として構成される団体であり、住民であれば会員となつ

て市社協の活動に参加することができる。

市社協の活動に必要な財源は、会員からの会費と寄付金、共同募金の配分金及び都・市からの補助金等によって構成されている。

表1 市社協の平成19年度 収入支出決算総括表 (単位：千円)

会計名称	収入	支出	支払資金残高
一般会計	589,121	534,822	54,298
公益事業特別会計	38,635	38,635	-
歳末たすけあい特別会計	8,655	8,626	29
たすけあい資金貸付特別会計	670	469	201
合計	637,083	582,553	54,529
赤い羽根共同募金特別会計	6,319	6,148	171

(市社協「平成19年度 事業報告並びに収入支出決算書」より)

表2 市社協の平成19年度収入内訳 (単位：千円)

項目	一般会計	公益事業 特別会計	その他	合計
会費収入	9,814	-	-	9,814
補助金収入	151,224	37,045	-	188,269
受託金収入	281,503	-	-	281,503
自立支援費等収入	39,420	-	-	39,420
その他	107,159	1,590	9,326	118,075
合計	589,121	38,635	9,326	637,083
収入総額に占める 補助金収入の割合	25.7%	95.9%	-	29.6%

赤い羽根共同募金特別会計を除く

(市社協「平成19年度 事業報告並びに収入支出決算書」より)

表3 市社協の補助金収入の内訳 (単位：千円)

補助金名称	交付額	市担当課
ア) 町田市社会福祉協議会補助金	172,788	福祉総務課
イ) 市民外出支援サービス運営費補助金	6,000	福祉総務課
ウ) 福祉輸送サービス共同配車センター運営費補助金	4,302	福祉総務課
エ) 訪問入浴事業補助金	1,920	障がい福祉課
市からの補助金合計	185,010	
都からの補助金	3,258	
補助金収入合計	188,269	

3) 公益事業(せりがや会館管理事業)について

表1に記載している市社協の会計の一つである公益事業特別会計は、せりがや会館管理事業を経理する会計である。

せりがや会館は、市民及び各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することを目的として昭和61年11月に市が設置した施設である。現在は市社協が知的障がい者通勤寮「せせらぎ寮」や高齢者緊急一時保護宿泊所「なごみの苑」及び障がい者緊急一時保護所「仲間の家」の事業等を行っている。また、市社協以外にも17団体が事務所等を設置しており、市民が無料で利用可能な会議室(定員30人・1室、定員42人・1室)と和室(12畳・2室)も設けられている。これら事務所、会議室及び和室の管理も市社協が行っている。

せりがや会館について市は市社協と土地建物使用貸借契約を結び、無償貸与している。無償貸与された市社協は、せりがや会館で自らの事業を行うとともに、前述したように17団体と使用貸借契約を結んで無償で転貸している。また、市社協は市から補助金を交付され、それを財源としてせりがや会館の管理運営を行っている。これが交付要綱で補助事業として定めているせりがや会館管理事業である。

表4 せりがや会館の概要

設 置	：町田市
運 営	：社会福祉法人町田市社会福祉協議会
場 所	：町田市原町田 4-24-6
規 模	：地下1階、地上4階
面 積	：敷地面積：2,544 m ² / 建物面積：929 m ² / 建物延面積：4,069 m ²

(市社協ホームページより)

せりがや会館



結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

本補助金は社会福祉法人に対する補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。交付要綱には補助事業及び補助対象経費は定められているが、補助金額の算定基準が定められていない。補助金額の算定基準を交付要綱に定めておく必要がある。

表5 補助対象経費と補助金額に関する交付要綱の規定

補助対象経費	(1) 下記補助事業に要する経費 ボランティア活動推進事業 高齢者相談事業 緊急一時保護事業 せりがや会館管理事業 身体障がい者訪問入浴事業等 前各号に掲げるもののほか、社会福祉に関する事業
	(2) 人件費その他社会福祉法人の運営に要する経費
補助金の交付額	予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

表5は補助対象経費と補助金額に関する交付要綱の規定である。交付要綱によると、補助事業に要する経費、及び人件費その他市社協の運営に要する経費を補助対象経費としている。補助金額については、「予算の範囲内で市長が別に定める額」としており、補助対象経費に対する補助金額の算定基準(補助率あるいは補助額)を具体的に定めていない。

例えば、東京都小平市は、小平市社会福祉協議会に対する補助金において、町田市と同様に給与等及びボランティア活動推進事業を補助事業としている。補助対象経費と補助金額については、小平市社会福祉協議会交付要綱で表6のように定めている。表6によると、補助対象経費を具体的に特定し、補助金額についても一定の算定基準を定めている。町田市においても、他自治体の例を参考としながら、補助事業に対する補助率を定め、補助事業に含まれる補助対象経費を具体的に特定し、交付要綱に明記しておく必要がある。

表6 小平市社会福祉協議会補助金交付要綱(抜粋)

項目	補助対象経費	補助金額
給与等	給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、期末勤勉手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、社会保険事業主負担金及び退職手当基金積立金	市長と協議調整した職員で、東京都職員の給与に関する条例等に準じて支給される額
ボランティア活動推進事業	ボランティアのまちづくり推進事業に要する経費(賃金、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、筆耕翻訳料、委託料、使用料及び賃借料、備品費等)	補助対象経費に対する国、都等からの補助金等を減じた額の4分の3以内の額

(「小平市社会福祉協議会補助金交付要綱」より)

2) 実績報告書と決算書の整合性を求めるもの

市社協は、会計年度終了後に事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）と事業報告並びに収入支出決算書（以下「決算書」という。）を市担当課に提出している。

実績報告書には本補助金の補助事業別の執行額が記載されている。表7は、平成19年度の実績報告書をもとに、本補助金の補助事業とその事業に対する補助金執行額をまとめたものである。

現状においては、実績報告書に記載されている補助金執行額と決算書のつながりを確認することが困難となっている。特に、表7のうちのボランティア事業及びせりがや事業（以下「ボランティア事業等」という。）に関しては、補助事業の経費総額とそれに対する補助金執行額が決算書に明瞭に表示されていない。

ボランティア事業等は市社協の会計では一般会計に区分されている。市社協は一般会計を複数の事業単位に区分しているが、現状においては、この事業単位が補助事業と一致していない。ボランティア事業に関する経費は複数の事業単位に跨って計上されているが、それぞれの事業単位にボランティア事業に関する経費がいくらか含まれているのかが把握できない表示方法となっている。したがって、補助対象経費に対する補助金執行額についても、どの事業単位でいくらか執行しているのかが不明確となっている。

1) で述べたように、本補助金については、補助事業に対する補助率を定め、補助事業に含まれる補助対象経費を具体的に特定する必要がある。そのためには、補助事業の経費総額とそれに対する補助金執行額が明瞭に区分されている必要がある。しかしながら、現状においては、その区分が適切ではないため、補助事業ごとに補助率を算定することは困難と思われる。

市担当課は、一般会計の事業単位を補助事業と一致させるよう、市社協に対して事業単位の見直しを要請する必要がある。

表7 補助事業と補助金執行額 (単位：千円)

補助事業	決算額	補助金執行額	会計名称
社会福祉協議会事務	表8 参照	113,192	一般会計
ボランティア事業	10,025	10,025	一般会計
ボランティアセンター管理運営	1,537		
ボランティア講座	5,165		
ボランティアサロン管理運営事業	2,901		
助成事業	421		
せりがや事業	12,526	12,526	一般会計
せりがや会館管理運営	1,069		
高齢者相談	1,089		
知的障がい者通勤寮運営事業	8,738		
緊急一時保護事業	1,630		
公益事業（せりがや会館管理）	表11 参照	37,045	公益事業特別会計
合計		172,788	

(市社協 実績報告書より)

3) 社会福祉協議会事務における補助対象経費の明確化を求めるもの

表5に記載した通り、本補助金においては、人件費その他社会福祉法人の運営に要する経費、いわゆる団体運営費が補助対象経費に含まれている。表7に記載している社会福祉協議会事務に関する補助金執行額113,192千円が、人件費等、市社協の運営に要する経費に充てた補助金執行額である。

表8は社会福祉協議会事務に関する補助対象経費の額と補助金執行額の内訳を示したものである。常勤職員に関する人件費（役員報酬、給料及び諸手当、法定福利費、及び福利厚生費）については全額市の補助金で賄われている。人件費以外では光熱水費を補助対象経費としている。

社会福祉協議会という性質上、一定程度の団体運営費補助は認められると考える。特に人件費については、その内訳からも市が全額負担することは止むを得ないと考える。しかしながら、人件費以外の団体運営費については補助対象経費の範囲の特定と補助率の検討が必要である。市社協の場合、現状においては、光熱水費を補助対象経費としているが、そのことを交付要綱に明示しておく必要がある。ただし、市社協の決算書上には光熱水費という勘定科目はなく、この光熱水費がどの勘定科目を示しているのかが不明確となっている。交付要綱は決算書に表示している勘定科目で定めておく必要がある。

表8 社会福祉協議会事務の補助事業と補助金執行額 (単位：千円)

勘定科目	決算額(A)	補助金執行額(B)	充当率(B/A)
役員報酬(1)	3,827	3,827	100.0%
給料(2)	58,687	58,687	100.0%
諸手当(2)	35,272	35,272	100.0%
非常勤職員給与	7,364	346	4.7%
法定福利費	14,382	13,769	95.7%
福利厚生費	478	273	57.1%
光熱水費	補助対象経費額不明	1,014	-
合計	-	113,192	-

1 常務理事

- 2 職員19名、なお市からの派遣職員はいないため、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律についての問題点はないと判断する。

(市社協 実績報告書及び決算書より作成)

4) せりがや会館管理事業のあり方の継続的な検討を求めるもの

市社協は市の所有する施設であるせりがや会館の管理運営事業を行っている。市はせりがや会館を普通財産としているが、法238条の5第1項によって、普通財産は貸付けることが認められている。せりがや会館については市と市社協との間で土地建物使用貸借契約書が締結されており、本契約によりせりがや会館は市社協に無償で貸付けられている。せりがや会館は当初行政財産であったが、せりがや会館の設置目的等を定めていたせりがや会館条例(以下「条例」という。)が平成18年6月に廃止され、それに伴って、行政財産から普通財産に変更されている。普通財産

に変更されても、せりがや会館の用途自体は変更されていないが、普通財産とした理由について、条例廃止当時、市は表9に記載した説明を行っている。

表9 せりがや会館を普通財産に変更した理由

<p>(理由)</p> <p>町田市せりがや会館は市民及び各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することを目的として1986年に条例を制定しました。</p> <p>条例制定以降、せりがや会館は障がい者の授産施設やボランティア団体などの活動の拠点として活用され、在宅福祉の実現に大きな役割を果たしています。</p> <p>一方、設置から相当の期間が経過し、社会福祉法、地方自治法の改正等、社会環境の変化に対応し、かつ効果的に遂行していくため条例の廃止が必要となりました。</p> <p>なお、条例廃止後は、当初の目的である市民の自主的な福祉活動をこれまで以上に推進するため、普通財産として町田市社会福祉協議会に無償貸与し運営を任せるものです。</p>

(町田市議会議事録より作成)

表10 行政財産と普通財産について

行政財産	地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと決定した公有財産
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産
公有財産	地方公共団体の所有に属する財産をいい、法238条に規定されている。

行政財産の貸付けについては平成18年の地方自治法改正で考え方が変更されているが、地方自治法改正前は、行政財産については原則として私権設定を認めず、市社協のような第三者に使用させるときは、使用許可方式という方式がとられていた。使用許可方式とは行政側が第三者に対して行政財産の使用を許可することであるが、あくまでも行政財産は行政目的に使用するものであるから、第三者の使用は目的外の使用であり、そのため一時的なものとされていた。せりがや会館については、設立当時から行政財産の目的外使用許可を行い市社協が管理運営を行っていた。目的外使用許可は一時的なものでなければならぬため、実務的には一年間のみ使用を許可していたが、その使用許可を毎年度行うことにより、市は長年、市社協がせりがや会館を使用することを認めてきた。

市はせりがや会館を普通財産に変更した理由を表9のように説明しているが、実質的には、市社協が継続的、安定的にせりがや会館を使用できることを目的とした対応と考えられる。

せりがや会館の土地建物の使用貸借については市と市社協との間で土地建物使用貸借契約書が締結されている。本契約書ではせりがや会館の光熱水費は市社協の負担とすることが定められているが、市から補助金が37,045千円ほど支出されており、光熱水費はその補助金で賄われている。せりがや会館の平成18年度及び19年度の収支は表11に記載しているが、光熱水費だけではなく事業活動に要した費用(平成

19年度実績：38,635千円)もその大部分が本補助金で賄われており、せりがや会館の管理運営費は実質的に市が負担していることになる。

表11 せりがや会館管理事業の収支 (単位：千円)

勘定科目		18年度	19年度	増減
収入	市補助金収入	27,527	37,045	9,517
	市受託金収入	21,464	-	21,464
	雑収入	-	636	636
	一般会計繰入金収入	-	900	900
	収入計	48,992	38,582	10,410
支出	人件費支出	10,787	-	10,787
	事務費支出	38,145	38,635	489
	福利厚生費	11	-	11
	研修費	-	2	2
	消耗品費	373	399	26
	水道光熱費	12,317	11,897	419
	修繕費	661	1,529	867
	業務委託費	24,739	24,722	17
	委託費	21,495	21,488	6
	保守料	3,244	3,233	10
	賃借料	-	61	61
	租税公課	42	22	20
	一般会計繰入金支出	59	-	59
	支出計	48,992	38,635	10,357
収支差額		-	53	53

(市社協決算書より)

条例廃止の経緯等をみても、せりがや会館は市社協に使用させることを前提とした対応がなされてきている。せりがや会館が町田市での在宅福祉の実現に大きな役割を果たしており、その管理運営に市社協が貢献してきたことは否定しないが、市の施設を無償で貸付け、さらに管理運営費も市が負担している状況であるので、そのような対応を図る必要性を明確にして、説明責任を果たせるよう備えておく必要がある。また、市社協との関係については、なれ合いとならない配慮が必要となる。しかしながら、例えば、2)で述べたように、市担当課は市社協の事業別の決算額と補助金執行額の関係について十分に把握していない等、市社協への対応については見直すべき事項が見受けられる。

今後は、あくまでもせりがや会館のあり方を優先し、それを踏まえて市社協との係わりを検討していく必要がある。例えば、せりがや会館の水道光熱費や業務委託費についても、更なる削減が可能かどうか、市と市社協との間で十分な検討を行う必要がある。また、市社協への対応も見直しが必要である。補助金額の算定基準を明確にして、実績報告書も補助金執行額との関連性が明瞭となるよう市社協に要請するなど、補助金自体の透明性を高める必要がある。

5) 会費収入の増加に向けた取組みを求めるもの

市社協は社会福祉活動の推進を目的としており、営利を目的としていないことから、団体運営費の全てを自主財源で賄うことは難しいと思われる。したがって、市が運営費補助を一定程度行うことは止むを得ないと考え、市社協自身も自主財源を増加させる努力は必要である。市社協も平成20年3月に作成した「第二次町田市地域福祉活動計画」において、「円滑な事業運営を推進していくために安定した自主財源を確保していくこと」を重要な課題として掲げている。このことから、市社協自身も自主財源の確保の必要性は認識していると考えられる。

自主財源の確保のためには会費収入の増加を図ることも一つの方法である。

表12は市社協と、町田市に隣接する相模原市の社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下「相模原市社協」という。）の会費収入を比較したものである。

平成19年度の会費収入は、市社協の9,814千円に対して相模原市社協は57,470千円で6倍近い開きとなっている。平成19年10月1日現在の人口は、町田市412千人に対して相模原市は705千人であり、市の規模は異なるが、それを考慮してもかなりの開きがある。

表12 相模原市社協と市社協の会費収入の比較(平成19年度) (単位:千円)

相模原市社協		市社協		差異
一般会費収入	1,445	正会員会費収入	643	-
賛助会費収入	56,025	賛助会員会費収入	1,933	-
一般賛助会費	41,306	特別会員会費収入	2,183	-
特別賛助会費	13,559	団体会員会費収入	5,055	-
法人賛助会費	1,160	-	-	-
合計	57,470	合計	9,814	47,656
(参考)平成18年度の合計	50,103	(参考)平成18年度の合計	8,417	41,685

(相模原市社協事業報告書及び市社協事業報告書より作成)

表13は相模原市社協と市社協の年会費を比較したものである。会員の区分の仕方に違いがみられるが、年会費額自体には大きな差異は見られない。このような状況にもかかわらず、会費収入に差が生じていることについては分析が必要と考える。

表13 相模原市社協と市社協の年会費比較

相模原市社協		市社協	
一般賛助会費	1口 200円	正会員	1口 200円以上
特別賛助会費	1口 1,000円	賛助会員	1口 2,000円以上
法人賛助会費	1口 20,000円	特別会員	1口 10,000円以上
		団体会員	町内会・自治会で団体加入

(相模原市社協ホームページ及び市社協ホームページより作成)

自主財源の確保（会費収入の増加）は市社協の努力だけではなく、市担当課のサポートも必要と思われる。「補助金等のあり方に関する最終報告」も、団体運営費補助を受けている団体に対しては、所管部長が自主財源の確保に向けて指導監督を行うことを求めている。相模原市社協の現状について、市は市社協とともに分析を行い、市社協においても対応可能な取組みがないかどうかを検討し、市社協の自主財源の確保（会費収入の増加）のためのサポートを行うことが望まれる。

6) 福祉基金について補助金の代替を求めるもの

市は市社協に対して520百万円の出えん金を支出しており、市社協はこの出えん金を福祉基金交付金（以下「福祉基金」という。）として受け入れている。現在、市社協はこの出えん金（福祉基金）を原資として神奈川県公募公債（以下「神奈川県債」という。）及び東京都公募公債（以下「東京都債」という。）を保有しているが、市担当課は市社協とともに福祉基金のあり方を見直し、補助金の代替としての対応を検討することが望まれる。

市と市社協との間で締結されている「町田市社会福祉協議会福祉基金への追加出えんに関する協定書」（以下「協定書」という。）によると、福祉基金の主旨は、福祉基金の運用から生ずる収益を市社協の行う事業の財源とすることにある。市社協は福祉基金を財源として東京都債と神奈川県債を購入しており、平成19年度にはこれら地方債の利息収入が6,560千円発生している。市社協はこの利息収入を事業の財源に充当している。

低金利が続く状況において、現在の利回りは1%強であり決して高くはない。現状では急激な利率の上昇は考えにくく、今後もしばらくは高い運用利回りは見込めない状況である。市社協及び市においても、このままの運用を続けていくことの是非を検討する必要がある。

協定書によると、福祉基金は市への返還義務はないが、市社協が福祉基金を処分する場合にはあらかじめ市の承認を受けることとなっている。したがって、福祉基金の取扱いは市と市社協との協議で決めることが可能であると考えられる。そのような現状を踏まえ、福祉基金の取扱いについて次のような対応が考えられる。

ア．市への返還

福祉基金については、市社協は市への返還義務はないが、協議により市が返還を要求することは認められると考える。

イ．補助金の3年間の停止と福祉基金の取崩し

福祉基金520百万円は、市社協への補助金のほぼ3年分に相当する。3年間市社協への補助金を停止して、市社協は福祉基金を取崩して補助金の代替とする。

ウ．補助金の部分的な削減と福祉基金の取崩しによる充当

市社協への補助金は継続させるが、補助金額を一定程度削減して市社協は財源の不足分を福祉基金の取崩しで補う。補助金額の削減程度は別途検討する。

(2) やまゆり号運行サービス運営費補助金(補-27)他

概要

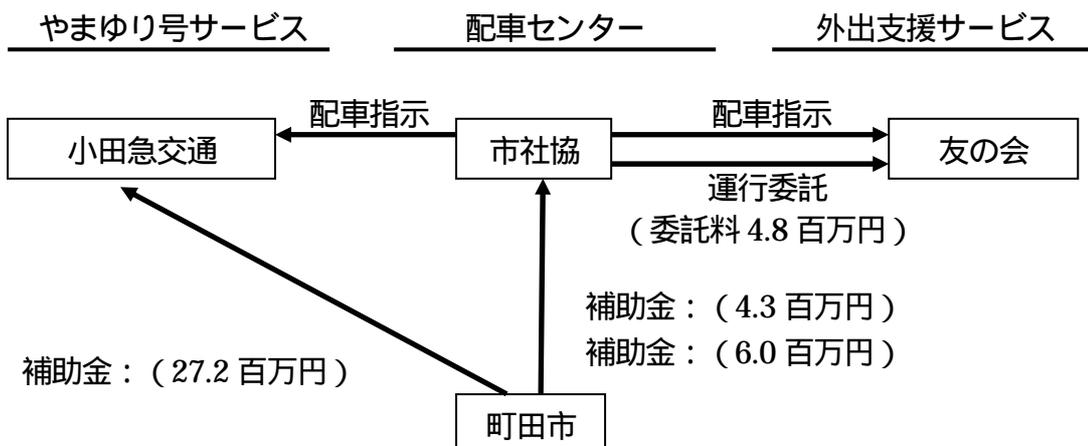
以下の3補助金について検討する。

	補助金額
1) やまゆり号運行サービス運営費補助金(補-27)	27,264千円
2) 市民外出支援サービス運営費補助金(補-29)	6,000千円
3) 福祉輸送サービス共同配車センター運営費補助金(補-30)	4,302千円
合計	37,566千円

福祉輸送サービス共同配車センター(以下「配車センター」という。)は、単独で公共交通の利用が困難な重度の移動制約者の福祉輸送に関して、やまゆり号運行サービス(以下「やまゆり号サービス」という。)及び市民外出支援サービス(以下「外出支援サービス」という。)の利用登録、やまゆり号・外出支援及び加盟介護・福祉タクシーへの配車指示、介護・福祉タクシー、福祉有償運送の紹介、及び福祉輸送サービス全般の相談を行っている。

やまゆり号サービスは市の直営事業であったが、平成19年4月に民間へ移行され、配車センターはやまゆり号の民間移行と同時に開所されている。配車センターは町田市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)、小田急交通南多摩株式会社(以下「小田急交通」という。)及び特定非営利活動法人町田ハンディキャブ友の会(以下「友の会」という。)の共同で運営されており、市社協がやまゆり号サービス及び外出支援サービスの配車指示等、小田急交通がやまゆり号の運行、友の会が外出支援の運行を担当している。市はこれらの事業の対して補助金を交付している。

図1 配車センター、やまゆり号サービス及び外出支援サービス



第4 監査の結果及び意見

補助金等名称	やまゆり号 サービス補助金	外出支援 サービス補助金	配車センター 補助金
補助金等の交付等の根拠となる 法令、条例及び規則等	町田市福祉のまちづくり総合推進条例		
補助金交付要綱	町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業等補助金交付要綱		
制定年度	平成19年度		
直近の改正年度	-		
補助目的	障がい者、要介護高齢者、難病者その他の移動制約者の外出機会の拡大を図り、もって当該移動制約者が自立した社会生活を営むことができるよう支援すること		
補助事業	福祉輸送サービス共同配車センター事業 やまゆり号運行サービス事業 市民外出支援サービス事業		
補助事業者	補助事業の実施に関し、市と協定を締結した者		
補助金額の算定基準	予算の範囲内において補助対象経費の総額から利用料その他の収入額を控除した額	予算の範囲内において補助対象経費のうち、別に定める額	

1) やまゆり号サービス補助金

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	-	-	-	-	27,264	26,114
	-	-	-	-	(決算額)	(予算額)
市負担額	-	-	-	-	15,939	14,951
都負担額	-	-	-	-	11,325	11,163

2) 外出支援サービス補助金

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	-	-	-	-	6,000	7,524
	-	-	-	-	(決算額)	(予算額)
市負担額	-	-	-	-	3,000	3,762
都負担額	-	-	-	-	3,000	3,762

3) 配車センター補助金

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	-	-	-	-	4,302	8,100
	-	-	-	-	(決算額)	(予算額)
市負担額	-	-	-	-	-	-
都負担額	-	-	-	-	4,302	8,100

やまゆり号サービスと外出支援サービスについて
 やまゆり号サービスと外出支援サービスの概要は次の通りである。

表1 やまゆり号サービスと外出支援サービスの概要

項目	やまゆり号サービス	外出支援サービス
事業内容	配車センターからの配車依頼により実施する道路運送法第4条許可事業者による福祉輸送サービス事業	配車センターからの配車依頼により実施する道路運送法第79条登録事業者による福祉輸送サービス事業
運行事業者	小田急交通	友の会
配車指示	配車センター（市社協）	配車センター（市社協）
補助金	市が小田急交通に補助金を交付	市が市社協に補助金を交付 市社協は友の会に委託費を支出
利用条件	・市外に外出する場合 ・ストレッチャーを使用する場合	市内に外出する場合
利用可能者	・利用に当たっては事前登録が必要 ・登録には資格要件を満たしていることが必要	
利用料	統一利用料（やまゆり号サービスには経過措置あり）	
予約	前月20日までに予約することが必要（空いていれば利用日の前日まで可）	

福祉輸送サービス

高齢者や障がい者等、一般の交通機関を利用するのが困難な人の移動を容易にするため、車椅子専用車、寝台車、車椅子寝台兼用車及びバス等、特別に工夫や改造が施された車両を使って行う輸送サービスのこと。

訪問介護事業者等が行う福祉輸送サービス（要介護者等の輸送）は、道路運送法上の一般旅客自動車運送事業に該当し、これを経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない（道路運送法第4条）。小田急交通にはこの規定が適用される。

特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内の住民の運送等（自家用有償旅客運送）を行う場合は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない（道路運送法79条）。友の会にはこの規定が適用される。

やまゆり号



結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 実績報告書の記載方法の見直しを求めるもの

配車センター補助金及び外出支援サービス補助金に関して、市社協から入手している事業報告並びに収入支出決算書（以下「決算書」という。）においては、決算書の全ての項目について予算額と実績額との差額がゼロとなっていた。実務上、全ての項目について実績額が予算と一致することは考えにくい。市は補助事業者に対して実際の収支を報告させるよう指導する必要がある。

表2 配車センターの収支 (単位：千円)

勘定科目		予算	決算	予算決算差額
収入	補助金収入	4,302	4,302	-
	収入計	4,302	4,302	-
支出	人件費			
	非常勤職員給与	1,871	1,871	-
	法定福利費	90	90	-
	人件費合計	1,961	1,961	-
	事務費	7	7	-
	事業費			
	消耗品費	114	114	-
	通信運搬費	206	206	-
	業務委託費	1,819	1,819	-
	賃借料	195	195	-
	事業費合計	2,334	2,334	-
	支出計	4,302	4,302	-
収入 支出		-	-	-

(市社協 決算書より作成)

外出支援サービスの収支は、表4参照。

2) やまゆり号サービスの 事業形態の見直しを求めるもの

やまゆり号サービスは民間事業者への補助事業とされているが、「第4 . 1 . (3) 補助と委託の考え方の統一を求めるもの 表3」に記載した委託事業の考え方の例に当てはめて検討すると、市の委託事業とすることが実態に沿っていると思われる。市担当課においては、やまゆり号サービスの事業形態の見直しが望まれる。

「第4 . 1 . (3) 補助と委託の考え方の統一を求めるもの 表3」に準拠して検討すると、やまゆり号サービスの事業の性格等は次の通りと考えられる。

ア. 事業に特殊性・独自性が見られること

やまゆり号サービスは福祉輸送サービスであるが、福祉輸送サービスに関しては、

市内でも小田急交通以外の事業者等も実施している。ただし、通常の福祉輸送サービスは、事業実施のコストは原則として利用者が全額負担している。一方、やまゆり号サービスは、利用者は実費の一部だけを負担すれば良いことになっており、事業実施のコストの大半は市の公費で賄われることとなっている。市の公費負担なしでは成り立たない事業であり、事業の特殊性・独自性が見られ、委託事業としての性格を備えていると考える。

イ．事業内容を市が決定していること

やまゆり号サービスについては、交付要綱とは別に市と補助事業者との間で町田市やまゆり号運行サービス事業協定書（以下「やまゆり号協定書」という。）が締結されている。やまゆり号協定書には利用料、運行に使用する車両等事業の実施条件が定められており、事業内容は市が決定しているといえる。よって、委託事業としての性格を備えていると考える。

ウ．資産の所有権が市に帰属していること

やまゆり号協定書によると、市はやまゆり号サービスに使用する車両を無償で貸与する、もしくは補助事業者がリース会社とリース契約を締結し、そのリース料を補助することが定められている。このような状況から、実質的には市の資産を使用して実施している事業と考えられる。よって、委託事業としての性格を備えていると考える。

エ．成果物が市に帰属すること

特定の成果物の作成は予定されていないため、やまゆり号サービスについては、本条件は該当しない。

3) 外出支援サービスの事業形態の見直しを求めるもの

外出支援サービスも市の公費負担がなければ成り立たない事業である。また、市と補助事業者との間で町田市市民外出支援サービス事業協定書（以下「外出支援協定書」という。）が締結されており、補助事業者は外出支援協定書に従うことになる等、やまゆり号サービスと類似点が多い。よって、やまゆり号サービスと同様、市の委託事業とすることが実態に沿っていると思われる。市担当課においては、外出支援サービスについても事業形態の見直しが望まれる。

4) 配車センター事業の事業形態の見直しを求めるもの

配車センター事業については、市と補助事業者との間で協定書は締結されていないが、市の公費負担がなければ成り立たない事業であり、やまゆり号サービス及び外出支援サービスと密接に関連した業務である。このようなことから、やまゆり号サービス及び外出支援サービスと一体に委託事業とすることが望ましい。

以上より、やまゆり号サービス、外出支援サービス及び配車センター事業を委託事業とした場合の事業形態は図2の通りとなる。（図中の委託料は平成19年度の補助金額を便宜的に使用している。）

3事業の現況（図1再掲）

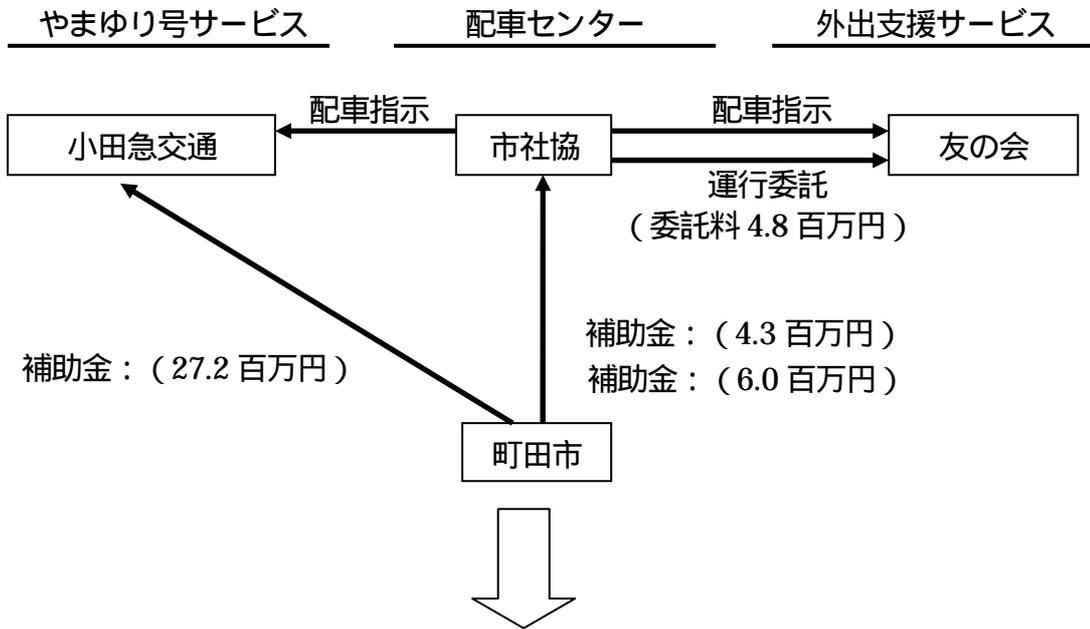
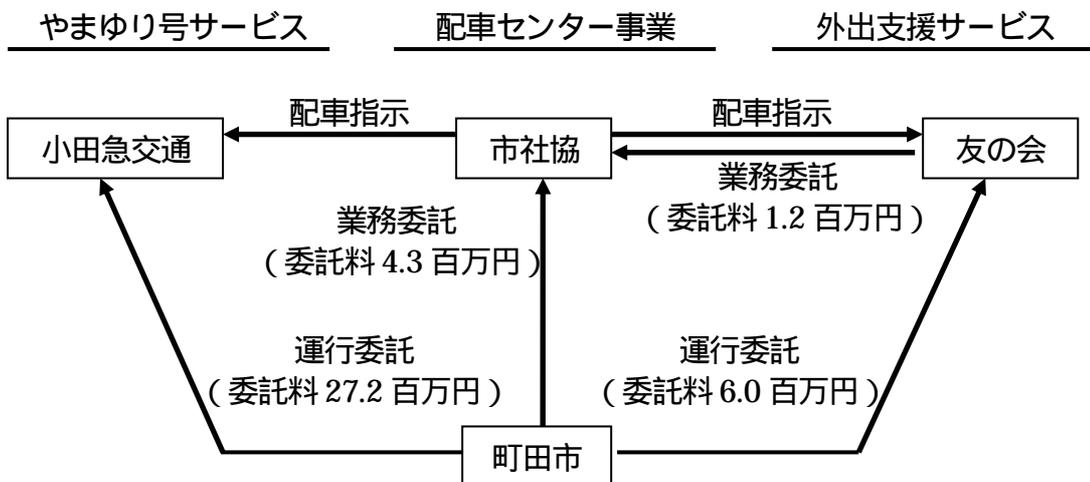


図2 事業形態の見直し案



5) やまゆり号の年間運行目標回数の適正な設定を求めるもの

やまゆり号協定書によると、平成19年度のやまゆり号の年間運行目標回数は市が定めて補助事業者に提示することとされている。それを受けて市担当課は19年度の年間運行目標回数を5,000トリップ（2,500往復）と設定していたが、実際の運行回数は2,486トリップで、目標を大幅に下回っている。

目標を大幅に下回ったことの大いなる要因は、利用者のニーズが午前中に集中してしまい、午後になると稼働率が低くなってしまっていることにある。平成20年度の年間運行目標回数も5,000トリップとのことであるが、市担当課は、小田急交通あるいは市社協とともに、午後のニーズを喚起して運行回数を5,000トリップまで増加さ

せることが実際に可能なのかを検討し、可能性が低いと判断される場合は、次年度以降の年間運行目標回数は、努力目標として適切な数値を設定する必要がある。

6) やまゆり号サービスのコストの正確な見積りを求めるもの

2) で述べたように、やまゆり号サービスは市の公費負担が前提となっている事業である。したがって、公費負担額が適切に設定されていることが重要であるが、現状の公費負担額（補助金額）については再検討が必要である。

表3は平成19年度のやまゆり号サービスの収支である。予算は年間5,000トリップを前提として作成されているが、実際の運行回数がその半分以下であったにもかかわらず予算と決算との間に大きな乖離が生じていない。市担当課は予算の設定方法と決算額の妥当性について、改めて検討することが望まれる。

表3 やまゆり号サービスの収支 (単位：千円)

勘定科目		予算	決算	予算決算差額
収入	補助金収入	27,264	27,264	-
	利用料収入	668	335	333
	収入計	27,932	27,599	333
支出	人件費	17,578	19,392	1,813
	車両リース料	1,512	2,533	1,021
	車両整備・修繕費等	6,253	3,132	3,120
	メンテナンス費	1,793	558	1,234
	任意保険料	560	244	315
	自動車重量税	30	19	11
	ガソリン費	3,133	1,616	1,516
	駐車場代	661	632	29
	諸税等	74	60	13
	事務所運営費	1,020	1,002	18
	一般管理費	1,387	1,538	151
	支出計	27,752	27,599	153
収入 支出	180	-	180	

(小田急交通実績報告書より作成)

表3によると、メンテナンス費及びガソリン費の決算額は予算額を大きく下回っているが、人件費及び車両リース料の決算額は予算額を大きく上回っている。その結果として予算総額と決算総額にそれほどの乖離が生じていない状況となっている。特に人件費は補助事業者の裁量で計上される性格が強いものであり、予算設定時の考え方及び決算額の内容について、市担当課は改めて確認する必要がある。

また、表3中の事務所運営費は人件費、車両リース料及び車両整備・修繕費の3項目の合計額の4%、一般管理費は、前記3項目に事務所運営費を加えた4項目の合計額の6%とされている。このことは、現在の交付要綱に定められていないが、やまゆり号サービスを委託事業に変更した際には、委託契約の中に織り込む必要がある。

7) 友の会と市社協の関係の見直しを求めるもの

外出支援サービスについては、市は運行事業者である友の会ではなく、市社協に補助金を交付している。

表4は外出支援サービスに関する市社協の収支である。市社協は6,000千円の補助を市から受け、そのうちの4,896千円を業務委託費として友の会に対して支出している。この差額1,104百万円(業務委託費以外の経費)の主な内容は非常勤職員給与562千円と消耗品費339千円である。

表4 外出支援サービスの収支(市社協分) (単位:千円)

勘定科目		予算	決算	予算決算差額
収 入	補助金収入	6,000	6,000	-
	収入計	6,000	6,000	-
支 出	人件費			
	非常勤職員給与	562	562	-
	法定福利費	3	3	-
	人件費合計	565	565	-
	事業費			
	諸謝金	75	75	-
	消耗品費	339	339	-
	通信運搬費	45	45	-
	業務委託費	4,896	4,896	-
	賃借料	50	50	-
	租税公課	2	2	-
	雑費	28	28	-
事業費合計	5,435	5,435	-	
支出計	6,000	6,000	-	
収入 支出		-	-	-

(市社協収支計算書(実績報告書)より作成)

市担当課によると、非常勤職員給与562千円は、友の会の資料等を市社協が代行して作成していることにより発生するとのことであるが、現状においては、金額の計算方法が不明確であり、このことはその他の勘定科目についても同様である。

また、表5は外出支援サービスに関する友の会の収支である。外出支援サービスについては、市社協、友の会がそれぞれ収支計算書を作成しており二度手間となっている。(実際には友の会の収支計算書は市社協が代行して作成している。)

2)で述べたように、外出支援サービスは市と友の会の委託事業とすることが望ましい。その場合には、友の会の事務作業も友の会自身で行うことが望ましいが、市社協(もしくは他の事業者等)に委託せざるを得ない場合には、受託者と委託契約を締結して事務を行わせることが望ましい。

以上について、市担当課は友の会及び市社協とともに十分な検討が必要である。

表5 外出支援サービスの収支（友の会分）（単位：千円）

勘定科目		予算	決算	予算決算差額
収 入	運行協力金	1,600	980	619
	助成金（受託金）	4,896	4,896	-
	雑収入	0	143	143
	収入計	6,496	6,020	475
支 出	総務費			-
	人件費	1,200	946	253
	運転者活動費	3,000	1,892	1,108
	その他	260	392	132
	総務費合計	4,460	3,230	1,229
	研修費	0	154	154
	車両運行費	500	604	104
	車両維持費			
	車検点検修理費	1,146	798	347
	保険料	300	693	393
	その他	89	87	2
	車両維持費合計	1,536	1,579	43
	日本財団充当金	0	613	613
支出計	6,496	6,181	314	
収入 支出	-	161	161	

（友の会収支計算書（実績報告書）より作成）

7. 地域福祉部・障がい福祉課

(1) 心身障がい者授産事業運営費補助金(補-37)

概要

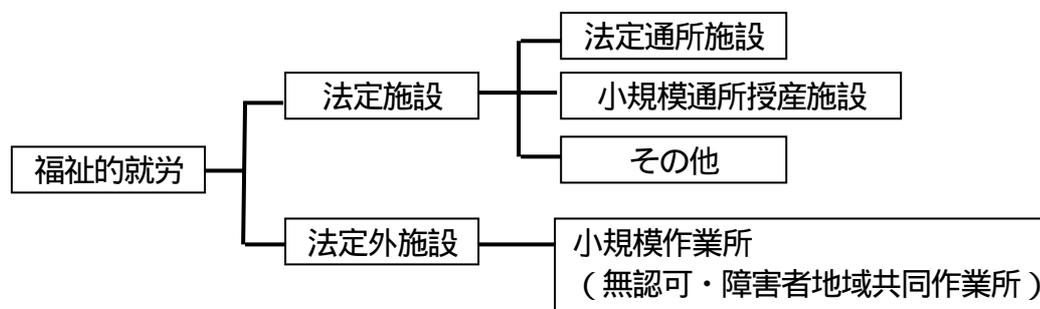
補助金等名称	心身障がい者授産事業運営費補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法
補助金交付要綱	・町田市心身障がい者(児)通所訓練等事業運営費補助金交付要綱 ・町田市小規模授産施設事業運営費等補助金交付要綱
制定年月日	昭和58年
直近の改正年月日	平成19年4月
補助目的	小規模・無認可作業所、小規模通所授産施設に対し運営費を補助する
補助事業	施設の管理・運営
補助事業者	・小規模・無認可作業所を運営する特定非営利活動法人 もしくは任意団体 ・小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人
補助金額の算定基準	要綱に記載

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	461,151 (決算額)	456,397 (決算額)	410,486 (決算額)	399,631 (決算額)	269,426 (決算額)	231,461 (予算額)
市負担額	174,506	172,745	153,817	163,471	84,068	82,210
都負担額	286,645	283,652	256,669	236,160	185,358	149,251

1) 福祉的就労について

障がい者の働き方には、会社勤めや自営などの一般的な就労のほかに、福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働く「福祉的就労」がある。福祉的就労の場は次のように分けられる。

図1 福祉的就労



2) 小規模作業所（無認可・障害者地域共同作業所）

小規模作業所（無認可・障害者地域共同作業所）は福祉関係の法律に基づかない任意の障がい者施設で、企業など一般就労が難しい人に働く機会を提供する施設である。障がいのある人、親、ボランティアを始めとする関係者の共同の事業として、地域の中で運営されており、共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれている。現在、全国に約5,800か所あるといわれている。

小規模作業所は法定施設に比べ柔軟な運営が可能である。法定施設は、設立・運営から解散に至るまで、省令、通達、通知などによって規定されており、予算の使い方や事業内容の細部に至るまで法律によって規制される。一方、小規模作業所はこのような法律や行政の縛りは比較的少ないとされている。

3) 小規模通所授産施設について

小規模通所授産施設は小規模作業所の法定施設への移行を進めるために設けられた施設である。法律上は法定施設で、設置運営主体も社会福祉法人等となっているが、指導員の設置基準や設備基準も法定通所施設よりは小規模作業所に近い。

4) 障害者自立支援法とは

障がいごとに分かれていた法律を一本化し、平成18年10月に完全施行されている。小規模作業所については、次に示した法定施設に移行すると国が財政的支援を行うこととなっている。

ア．障がい者の交流などを図る「地域活動支援センター」

イ．働く場所の提供などを主な目的とした自立支援給付事業を行う施設

従来の財政的支援（補助金）は「利用者数に応じた定額支給」であったが、法定施設への移行によって「利用日数に基づく支給」となる場合もあり、利用予定日に利用者が休んだ場合はその分報酬が減ってしまう等、施設にとっては収入減が懸念されている。

5) 小規模作業所の対応

小規模作業所については、法定施設に移行しないで小規模作業所として継続するという選択肢も残されている。ただし国庫補助を受けていた施設はそれが受けられなくなるため、運営の見直しが必要となる可能性が高く、また、移行しない施設に対して補助を行うのか、あるいは補助を行う場合にどの程度の補助を行うのかは地方公共団体の判断に委ねられることになる。

6) 町田市の状況

平成19年度の心身障がい者授産事業運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）の内訳は表1の通りである。13施設に対して補助を行っているが、1から10までが小規模作業所、11から13までが小規模通所授産施設である。

第4 監査の結果及び意見

表1 心身障がい者授産事業運営費補助金の内訳 (単位：千円)

	施設名	施設種類	補助金額	補助事業者
1	まちだ福祉作業所	小規模作業所	34,780	NPO 法人かがやき福祉会
2	第二まちだ福祉作業所	小規模作業所	20,397	NPO 法人かがやき福祉会
3	第三まちだ福祉作業所	小規模作業所	14,105	NPO 法人かがやき福祉会
4	わかば	小規模作業所	14,269	NPO 法人わかばの会
5	くらふと工房ラ・まの	小規模作業所	24,424	クラフト工房ラ・まの
6	名産品の店まちだ	小規模作業所	13,335	名産品の店まちだ
7	喫茶けやき	小規模作業所	17,495	NPO 法人アミティ町田けやき
8	プラスアルファ	小規模作業所	26,534	NPO 法人あ・うん
9	ワークショップハーモニー	小規模作業所	17,103	NPO 法人ワークショップハーモニー
10	町田リス園	小規模作業所	17,536	町田リス園愛の鈴
11	はたらけバンク	小規模産所授産施設	24,609	社会福祉法人 空
12	町田ゆめ工房	小規模産所授産施設	25,256	社会福祉法人 つぼみの家
13	町田おかしの家	小規模産所授産施設	19,578	社会福祉法人 愛の鈴
	合計		269,426	

表2は表1に示した補助事業者の平成19年度の事業会計の収支、月平均の通所者延人員数及び一日平均の通所人数を示したものである。

いずれの施設も収支はプラスとなっている。また、月平均の通所者延人員数と一日平均の通所人数は施設ごとにばらつきが見られる。

表2 補助事業者の収支状況(平成19年度) (単位：千円、人)

	施設名	事業会計			月平均通所者 延実人員	1日平均 通所人数
		収入	支出	差引		
1	まちだ福祉作業所	39,633	36,806	2,826	428.0	21.7
2	第二まちだ福祉作業所	23,971	21,689	2,281	292.4	14.8
3	第三まちだ福祉作業所	15,792	14,398	1,394	196.3	10.0
4	わかば	17,805	15,132	2,672	194.8	9.7
5	くらふと工房ラ・まの	30,358	30,075	282	317.7	16.2
6	名産品の店まちだ	14,575	13,903	671	122.9	5.8
7	喫茶けやき	20,978	20,465	512	200.8	7.8
8	プラスアルファ	34,325	33,481	843	300.8	15.2
9	ワークショップハーモニー	19,297	18,769	528	194.0	7.5
10	町田リス園	34,450	31,729	2,721	232.2	9.2
11	はたらけバンク	48,108	41,012	7,096	367.7	18.1
12	町田ゆめ工房	39,874	37,136	2,737	240.8	12.6
13	町田おかしの家	58,118	39,662	18,455	241.2	12.2
	合計	397,289	354,265	43,024	3,329.6	160.8

第4 監査の結果及び意見

表3は表1に記載した補助事業者の平成19年度の事業会計の収入額、収入額に含まれる補助金額（補助金収入）、収入額に占める補助金収入の割合、表2に記載した月平均通所者延実人員（以下「月平均通所者数」という。）、及び月平均通所者数から算出した通所者1人1日当たりの補助金額を示したものである。

表3によると、小規模作業所については、プラスアルファ（8）及び町田リス園（10）を除き、補助金収入が収入額の8割以上を占めている。小規模通所授産施設については、補助金収入の収入額に占める割合は3割～5割前後となっている。なお、小規模作業所の補助金収入以外の主な収入は、プラスアルファは寄付金収入（4,790千円）、町田リス園は売店収入（12,000千円）である。

また、表3に記載した通所者1人1日当たり補助金額は、通所者1人が1日通所した場合に補助金がいくら充当されているのかを表したものである。表3によると、平均で6,743円の補助金が充当されていることになる。最も額が大きいのは名産品の店まちだ（6）の9,042円で、最も額が小さいのははたらけバンクの5,577円である。

表3 補助事業者の収入状況（平成19年度）（単位：千円）

	施設名	収入額 (A)	補助金額 (B)	$\frac{B}{A}$	月平均通所 者数(人) (C)	通所者1人1日当 たり補助金額 (円) $\frac{B}{C \times 12 \text{ヶ月}}$
1	まちだ福祉作業所	39,633	34,780	87.8%	428.0	6,772
2	第二まちだ福祉作業所	23,971	20,397	85.1%	292.4	5,813
3	第三まちだ福祉作業所	15,792	14,105	89.3%	196.3	5,988
4	わかば	17,805	14,269	80.1%	194.8	6,104
5	くらふと工房ラ・まの	30,358	24,424	80.5%	317.7	6,406
6	名産品の店まちだ	14,575	13,335	91.5%	122.9	9,042
7	喫茶けやき	20,978	17,495	83.4%	200.8	7,261
8	プラスアルファ	34,325	26,534	77.3%	300.8	7,351
9	ワークショップハーモニー	19,297	17,103	88.6%	194.0	7,347
10	町田リス園	34,450	17,536	50.9%	232.2	6,293
11	はたらけバンク	48,108	24,609	51.2%	367.7	5,577
12	町田ゆめ工房	39,874	25,256	63.3%	240.8	8,741
13	町田おかしの家	58,118	19,578	33.7%	241.2	6,764
	合計	397,289	269,426	67.8%	3,329.6	6,743

表4は表1に記載した補助事業者の平成19年度の事業会計の支出額、支出額に含まれる人件費、支出額に占める人件費支出の割合、表2に記載した月平均通所者数、及び月平均通所者数から算出した通所者1人1日当たりの人件費額を示したものである。

表4によると、小規模作業所については、喫茶けやき（7）及び町田リス園（10）を除き、人件費支出が支出額の7割前後を占めている。一方、小規模通所授産

施設については、人件費支出の支出額に占める割合は5割前後となっている。なお、小規模作業所の人件費支出以外の主な支出は、喫茶けやきは施設借上費(1,950千円)及び運営資金積立金(1,950千円)、町田リス園は売店仕入(8,344千円)である。

また、表4に記載した通所者1人1日当たり人件費額は、通所者1人が1日通所した場合にどの程度の人件費が発生しているのかを表したものである。表4によると、平均で5,441円の人件費が発生していることになる。最も発生額が大きいのはプラスアルファ(8)の6,896円で、最も発生額が小さいのは第三まちだ福祉作業所の4,122円である。

表4 補助事業者の支出状況(平成19年度) (単位:千円)

	施設名	支出額 (A)	人件費 (B)	$\frac{B}{A}$	月平均通所 者数(人) (C)	通所者1人1日 当たり人件費額 (円) $\frac{B}{C \times 12 \text{ヶ月}}$
1	まちだ福祉作業所	36,806	25,519	69.3%	428.0	4,969
2	第二まちだ福祉作業所	21,689	16,613	76.6%	292.4	4,735
3	第三まちだ福祉作業所	14,398	9,710	67.4%	196.3	4,122
4	わかば	15,132	11,533	76.2%	194.8	4,934
5	くらふと工房ラ・まの	30,075	22,029	73.2%	317.7	5,778
6	名産品の店まちだ	13,903	10,001	71.9%	122.9	6,782
7	喫茶けやき	20,465	9,577	46.8%	200.8	3,975
8	プラスアルファ	33,481	24,891	74.3%	300.8	6,896
9	ワークショップハーモニー	18,769	14,437	76.9%	194.0	6,202
10	町田リス園	31,729	14,429	45.5%	232.2	5,178
11	はたらけバンク	41,012	21,138	51.5%	367.7	4,791
12	町田ゆめ工房	37,136	19,723	53.1%	240.8	6,826
13	町田おかしの家	39,662	17,809	44.9%	241.2	6,153
	合計	354,265	217,415	61.4%	3,329.6	5,441

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助事業者の状況に応じた対応を求めるもの

表3より、収入の約8割を補助金に依存している施設にとっては、法定施設への移行によって補助金額が減額されることになれば経営に大きな影響を与えると推測される。その場合に、小規模作業所及び小規模通所授産施設に対して国庫補助に上乘せして補助を行うのか、補助を行うとした場合にどの程度の補助を行うのかは、原則として町田市の判断に委ねられることになる。また、このことは法定施設に移行しない施設があった場合でも同様である。

このように小規模作業所及び小規模通所授産施設に対する補助のあり方は今後の重要な課題であるが、あり方を検討する前提として、各施設の状況のより詳細な分析が必要となる。表3に記載した通所者1人1日当たりの補助金額あるいは表4に記載した通所者1人1日当たり人件費額は分析の一例として示したものである。また、図2及び図3はそれらをグラフ化したものである。通所者一人当たり補助金額及び通所者一人当たり人件費とも施設ごとにばらつきが見られることが把握できる。

このように、同じ小規模作業所あるいは小規模通所授産施設といっても施設によって様々な違いがあると考え。今後、新たな補助を行うとする場合には、様々な観点から補助事業者の分析を行い、その違いを明確にし、それを踏まえた上で、市としてどの程度の額を補助することが適当なのかを判断することが望ましい。

図2 補助事業者の通所者一人当たり補助金額比較

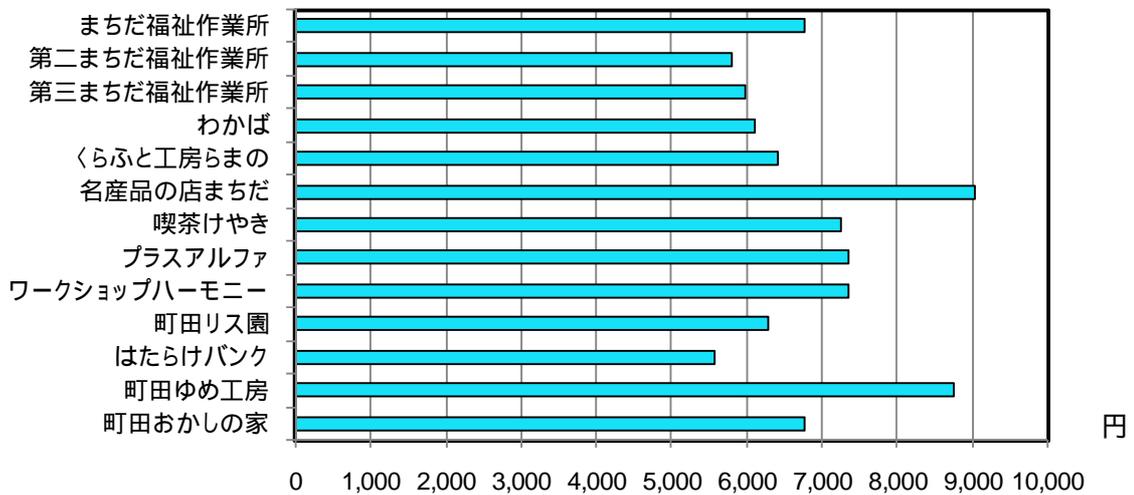
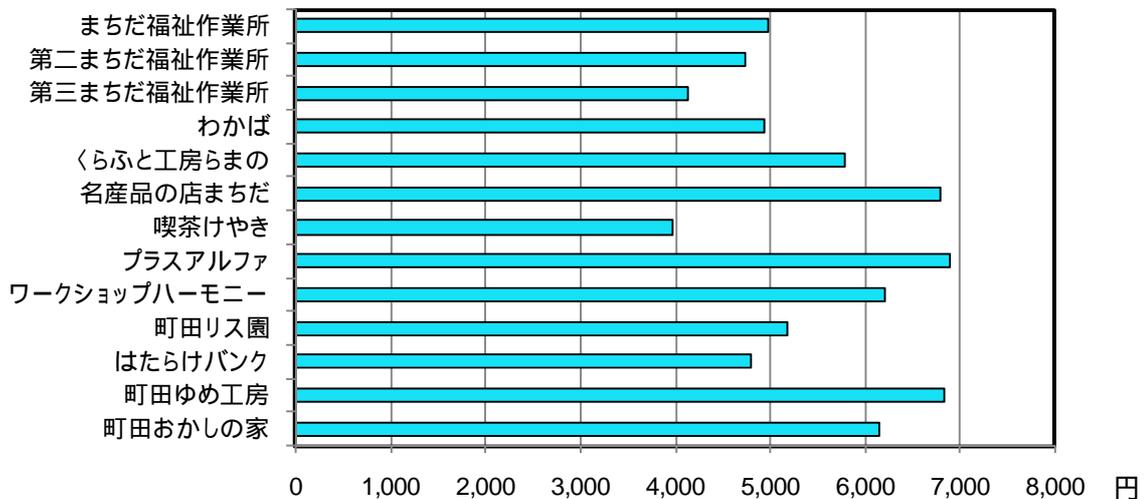


図3 補助事業者の通所者一人当たり人件費額



8. いきいき健康部・高齢者福祉課

(1) 社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金(補-62)

概要

補助金等名称	社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律
補助金交付要綱	社団法人町田市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱
制定年月日	昭和55年4月
直近の改正年月日	平成16年4月
補助目的	町田市シルバー人材センターに対して職員等人件費、管理運営費、事業費の一部に対して補助を行う。
補助事業	介護支援推進事業費・就業分野拡大推進事業費
補助事業者	社団法人町田市シルバー人材センター
補助金額の算定基準	別表により積算して得た額からシルバー人材センター連合からの補助金を減じて得た額で、予算に定める範囲内の額とする。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	64,380 (決算額)	53,923 (決算額)	55,916 (決算額)	53,815 (決算額)	53,428 (決算額)	54,428 (予算額)
市負担分	49,320	40,041	42,034	39,933	39,933	40,933
都負担分	15,060	13,882	13,882	13,882	13,495	13,495

上記補助金以外に、国の補助金が社団法人町田市シルバー人材センターに直接交付されている。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
国負担分	16,000	16,000	15,740	15,430	15,300	15,300

その他

2007年度町田市外郭団体監理委員会答申書
町田市は平成20年3月に「2007年度町田市外郭団体監理委員会答申書」(以下「答申書」という。)を公表しているが、答申書は、社団法人町田市シルバー人材センターに対する評価・提言として、「昨今、シルバー人材センターと同様もしくはそれ以上に専門的な事業を行う高齢者を中心としたNPOが設立されたこともあり、団塊の世代の受け皿として、これまで以上の存在意義が問われている。公的な補助金を受ける団体として、同様の事業を行う他の団体との差別化が必要である。」と記載している。

社団法人町田市シルバー人材センターについて

1) シルバー人材センターとは

社団法人全国シルバー人材センター事業協会によると、シルバー人材センターとは次の性格をもつ団体である。

表1 シルバー人材センターとは

シルバー人材センター（センター）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人です。

センターは、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行します。仕事の完成は、契約主体であるセンターが負います。

（社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページより）

2) 社団法人町田市シルバー人材センターの概要

本補助金は社団法人町田市シルバー人材センター（以下「市シルバー人材センター」という。）の運営及び事業に要する経費の一部に対する補助金である。

市シルバー人材センターは、任意団体として昭和55年3月6日に発足し、同年12月に法人認可された団体で、おおむね60歳以上の会員を構成員とし、一般家庭、事業所、官公庁等からの仕事を請負い、会員の希望にそった仕事を提供することを目的としている団体である。現在、会員数は3,300人超となっている。

平成19年度の歳入合計は、1,211百万円であり、そのうち事業収入が1,047百万円で歳入の大部分を占めている。また、市からの補助金（都補助金を含む）は53百万円で、国（シルバー人材連合）からの補助金額15百万円と合わせて、補助金は合計で69百万円となっている。一方、歳出は1,157百万円となっており、収支計算書によると、収支差額が平成18年度末で51百万円、19年度末で53百万円発生している。

3) 補助金事務の流れ

市シルバー人材センターの年間の事務の流れは次の通りである。

表2 市シルバー人材センター補助金の年間の事務の流れ

月	実施する事務の内容	
4月	市シルバー人材センターから補助金の申請受付・交付	(平成19年度分)
5月	市から都への補助金の申請	(平成19年度分)
10月	都補助金の実施状況報告(中間報告)	(平成19年度分)
	来年度予算の見積り	(平成20年度分)
11月	市シルバー人材センターから補助金の実施状況報告	(平成19年度分)
12月	市シルバー人材センターへ3月補正が必要か確認	(平成19年度分)
3月	(必要に応じて)補助金変更申請の受付・交付	(平成19年度分)
5月	補助金の確定・精算	(平成19年度分)

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助金のあり方の見直しを求めるもの

本補助金は、市シルバー人材センターの職員等人件費、管理運営費(一般管理費、嘱託職員賃金)及び特定事業費(介護支援推進事業費、就業分野拡大推進事業費)に対する補助である。「補助金等のあり方に関する最終報告(平成11年3月31日町田市行財政改革推進委員会補助金部会)」(以下「最終報告」という。)に定める考え方によれば、市シルバー人材センターという特定団体への補助となるため、補助対象経費が特定事業費が運営費であるかにかかわらず、本補助金は団体運営費補助金に該当する。

最終報告では、団体費運営費補助金は、一部例外を除いて原則禁止の方向性が打ち出されている。その理由として、補助金等は公益上の必要性が客観的に認められることが必要であるが、団体運営費補助金の場合、公益性、具体的には正当性、公平性、緊急性、有効性、責任性に問題がある事例が多く見受けられるため、となっている。また、団体運営費補助金は既得権化する傾向があり、補助効果を評価しにくいという運用上の問題もある。よって、今後、補助金の名称に特定団体の名称を付すことを廃し、事業費補助とするよう交付要綱等の整理を検討すべきとなっている。

この考え方に従えば、団体運営費補助金である「市シルバー人材センター補助金」は、例えば「シルバー人材事業補助金」等として、事業費補助金への転換を図る必要がある。

本補助金についても、町田市における団体運営費補助金である以上、見直しを検討する必要がある。なお、見直し案は、他の自治体を参考にしつつ、例えば、団体経費に占める補助金の割合が一定割合以下となる場合には補助金を廃止するなど、具体的な数値基準を用いる必要がある。

2) 市シルバー人材センターのあり方の検討を求めるもの

市シルバー人材センター補助金については、その必要性をどのように評価するかが問題となる。本補助金については、職員人件費など事業に直接的に結び付かないと思われる経費が補助の対象となっていることから、補助の効果をどう判断するかが難しい。この場合、団体そのものに公益性を見出し、その公益性が高いと認められる団体を維持・存続させることが補助の目的と解することになると考える。現時点では、市シルバー人材センターは市民にとって必要不可欠な団体であるとは思われるが、市シルバー人材センターと同様もしくはそれ以上に専門的な事業を行う高齢者を中心としたNPO法人が設立されているという状況では、公益性が高いと認められても、市シルバー人材センターだけに補助金を交付する理由は不明確となる可能性がある。

厚生労働省が公表している将来人口推計（表3参照）に見られるように、今後、ますます高齢化が進むことは間違いない。また、高齢化の進行に合わせて、市シルバー人材センターと同様の事業を行う団体もさらに増加する可能性がある。このような状況においては、市シルバー人材センター自身の方向性が重要となる。高齢者の増加、同種団体の設立等を考慮すれば、今後は会員の希望にそった仕事を提供する事業だけではなく、NPO法人間の連携の中心としてNPO法人の取りまとめ機関としての業務も重要になると思われる。市シルバー人材センター自身が規模の拡大を図るのか、規模の拡大を図らずにNPO法人との連携を強化しながら運営を行っていくのか、あるいは規模の拡大を図りながら、NPO法人との連携も強化していくのか、どのような方向性を目指すのかは重要な課題である。

今後は、市シルバー人材センターと他の団体との公平性が保たれる仕組みが必要である。そのためには、市シルバー人材センターの方向性を明確にして、その方向性により補助のあり方も見直す必要がある。

表3 将来推計人口

	平成 17 年 (2005 年)		平成 67 年 (2055 年)	
	人口	構成比	人口	構成比
1～14 歳	1,759 万人	13.8%	752 万人	8.4%
15～64 歳	8,442 万人	66.1%	4,595 万人	51.1%
65 歳以上	2,576 万人	20.2%	3,646 万人	40.5%
総人口	1 億 2,777 万人	100.0%	8,993 万人	100.0%

(厚生労働省「将来推計人口(平成 18 年推計)の概要」より)

3) 団体運営費補助金の条件の明確化を求めるもの

2) を踏まえ、今後も市シルバー人材センターに対して補助金を交付する場合、少なくとも次の条件を付す必要があると考える。

ア. 自立計画書の作成

団体運営費補助金の場合、団体そのものの存在に公益性を見出した上で、その存続自体が補助金交付の目的となる。このように考えると、団体運営費補助金はその団体が自立するまでの時限的な補助金と解釈できる。このことより、市は団体に対して、自立計画書を作成させ、その自立計画書に基づいて事前に補助金の期限を設

定する必要がある。事業補助についてはサンセット方式に基づいて3年から5年の期間で定期的な見直しが行われている補助金等も見受けられるが、団体運営費補助金についても同様の考え方を導入する必要がある。

イ．補助金率（補助金額/全体経費）の設定

経費全体に占める補助金額の割合が一定割合以下の場合には、補助金の影響が少ないということで、廃止の方向性を明確に打ち出すべきである。シルバー人材センターの場合、全体経費1,176百万円の内、補助金は53百万円で、4%強となっている。しかしながら、シルバー人材事業の場合、構成員への報酬に対するシルバー人材センターに残る収支差額が6%前後と限定されているため、4%の補助金でも重要な財源となっている。これに対する対応策としては、シルバー人材センターに残る収支差額について6%を少しでも上回る努力をする、シルバー人材センターで発生する経費（直接経費、間接経費）を削減し、収支差額の範囲内に近づくよう目標を定めて努力すること等が必要である。

ウ．繰越金の上限額の設定

市シルバー人材センターは平成19年度末時点において、補助金額とほぼ同額の53百万円の繰越金を有している。翌年度当初の運転資金に用いるために一定程度の繰越金は必要と考えるが、そうであれば、必要な額を見積り、それを繰越金の上限額として設定する必要がある。そして、設定した上限額を上回る繰越金の発生が見込まれる場合には、その上回る額を補助金額の確定・精算事務に反映させ、会計年度終了後に市に返還することを義務付ける仕組みを検討する必要がある。

エ．職員人件費に対する補助のあり方の見直し

補助金のかなりの部分が職員等人件費に充当されているが、人件費への充当額の上昇を抑える仕組みが必要である。例えば、補助金額の算定基準として、職員1人当たりの人件費に対する補助額の上限額を定めることも一つの方法である。

(2) 町田市老人クラブ運営費補助金(補-66)

概要

補助金等名称	町田市老人クラブ運営費補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	老人福祉法団体運営費補助13条2 町田市老人クラブ運営費補助金交付基準
補助金交付要綱	町田市老人クラブ運営費補助金交付要綱
制定年月日	昭和44年4月
直近の改正年月日	平成16年4月
補助目的	町田市の老人クラブに対して運営補助として補助を行う
補助事業	・社会奉仕活動 ・生きがいを高める活動 ・健康を進める活動 ・その他の活動(総会及びクラブ運営に関する活動)
補助事業者	市内にある老人クラブ
補助金額の算定基準	平成19年度は一律273,600円 (平成20年度は変更)

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	33,051 (決算額)	30,096 (決算額)	29,960 (決算額)	29,871 (決算額)	30,460 (決算額)	31,640 (予算額)
市負担額()	92	92	92	92	85	85
国負担額()	16	16	16	16	15	15
都負担額()	167	167	167	167	175	175

1件当たりの額

町田市老人クラブについて

1) 老人クラブとは

高齢者の自主組織として戦後、千葉県で結成されたのが始めとされている。現在は老人福祉法に地方公共団体による公的補助の実施が規定されている。

老人福祉法 (老人福祉の増進のための事業) 第13条 2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

2) 町田市老人クラブとは

実りある老後を送るため、地域の高齢者が自主的につくった団体である。各クラブとも、生きがいを高める活動、健康増進のための活動、社会奉仕活動、友愛活動等を中心に活動している。また、各老人クラブを集約した組織として町田市老人クラブ連合会がある。

町田市老人クラブ連合会では、各老人クラブ間の連絡調整や活動支援等を行うとともに、各種スポーツ大会、シニア塾、芸能大会、作品展、指導者研修会、交通安全活動など様々な事業を展開しているとしているとのことである。

3) 町田市老人クラブ運営費補助金の概要

町田市老人クラブ運営費補助金（以下「老人クラブ補助金」という。）は、町田市の老人クラブの運営並びに事業に対する補助である。補助事業は、公益性の高い次の4つの活動に関する支出に限定されている。

- ア．社会奉仕活動（友愛活動）
- イ．生きがいを高める活動
- ウ．健康を進める活動
- エ．その他の社会活動

老人クラブ単位当たりの交付額は年額273,600円で、期中に設立された老人クラブに対しては設立月を基準として月割り額が交付される。平成19年度は新たに3つの老人クラブが設立されているが、それらを含め、合計112件、30,462千円の補助金が交付されている。

4) 補助金事務の流れ

老人クラブ補助金の年間の事務の流れは次の通りである。

表1 老人クラブ補助金の年間の事務の流れ

月	実施する事務の内容	
4月	各老人クラブより市へ実績報告の提出 市補助金の申請受付	(平成19年度分) (平成20年度分)
5月	都へ実績報告の提出	(平成19年度分)
7月	市補助金額の確定 補助金の決定及び交付(第1回)	(平成19年度分) (平成20年度分)
9月	補助金の決定及び交付(第2回)	(平成20年度分)
10月	各老人クラブより市へ補助金の中間報告	(平成20年度分)
12月	市から各老人クラブに対する補正の必要性の確認	(平成20年度分)
1月	都への補助金の申請	(平成20年度分)

新設された老人クラブに対する補助の決定及び補助金交付の流れ

補助金の申請がなされてから3ヶ月後に当該老人クラブの活動地に出向き、活動の状況を確認して交付決定する。年度途中で交付決定する場合、補助金交付額は月割り額とする。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助対象経費の明確化を求めるもの

老人クラブ補助金については、町田市老人クラブ運営費補助金交付要綱(以下「老人クラブ交付要綱」という。)が定められているが、交付要綱における補助事業と補助対象経費の関係が不明確となっている。補助事業の定義を明確にするとともに、補助事業を実施する際に発生する経費(交通費、会場借り上げ費など)の中で、実際に補助対象とする経費を交付要綱に具体的に定めておく必要がある。

老人クラブ交付要綱の第4条には、補助対象経費として、ア.社会奉仕活動、イ.老人教養講座開設等、ウ.健康増進事業の3つの事業に要した経費が列挙されている。一方、前述した通り、老人クラブ補助金は、ア.社会奉仕活動(友愛活動)、イ.生きがいを高める活動、ウ.健康を進める活動、エ.その他の社会活動の4つの活動に対する補助であるが、その活動領域と交付要綱の第4条の関係が不明確である。交付要綱における、補助事業と補助対象経費の対応関係を明確にする必要がある。

また、老人クラブ交付要綱に定められている補助対象経費は、補助金の対象となる活動であって具体的な経費ではない。一方、補助金は老人クラブで発生した具体的な経費(交通費、会場借り上げ費など)に対して交付されるのであるから、老人クラブ交付要綱において、活動ごとに認められる具体的な経費(交通費、会場借り上げ費など)を記載する必要がある。この点については、「老人クラブ補助金 申請の手引き」の記載内容を参考とすることも1つの方法である。

表2 交付要綱に規定する補助事業と補助対象経費

補助事業	補助対象経費
1) 社会奉仕活動(友愛活動)	1) 社会奉仕活動
2) 生きがいを高める活動	2) 老人教養講座開設等
3) 健康を進める活動	3) 健康増進事業
4) その他の社会活動	

2) 補助金額の算定基準の見直しを求めるもの

老人クラブ補助金については、平成19年度までは老人クラブ当たりの交付額を一律同額としていたが、老人クラブの活動意欲を増進することを目的として、平成20年度からは前年度の活動実績を評価して補助金額を算定する方式に変更している(表3参照)。具体的には、各老人クラブを延べ活動規模、延べ参加人数及び会員数の観点から順位付けし、その順位に応じて補助金額を算定していくというもので、各老人クラブを相対的に評価しようとするものである(表4参照)。

表3 老人クラブ補助金の構成

		平成19年度	平成20年度
国基準	国	14,400円	14,400円
	都	14,400円	14,400円
	市	14,400円	14,400円
都	都	160,000円	160,000円
	市	0円	0円
市任意の加算		70,400円	(基本)46,800円 (活動加算)0円~45,000円
合計		273,600円	250,000円~295,000円

表4 平成20年度における老人クラブ補助金の加算表

	A(15,000円加算)	B(7,500円加算)	C(0円)
ア.延べ活動規模	1~40番	41番~80番	81番以降
イ.延べ参加人数	1~40番	41番~80番	81番以降
ウ.会員数	1~40番	41番~80番	81番以降

(注)アからウがすべてA評価の場合は、45,000円の加算となる。

平成19年度までは定額補助であったため、会員数が多く、多様な活動を行っている老人クラブに対しても、そうではない小規模な老人クラブに対しても同額の補助金が交付されていた。単に老人クラブごとに会員数、規模あるいは活動内容に差異が見られる状況においては、一律に定額の補助を行うことは公平性の観点から問題があると考えられる。よって、平成20年度に行われた老人クラブの規模に応じて補助金額を算定する基準への変更は、活動意欲の増進という意味においては評価できるものとする。

しかしながら、順位付けによる相対的な評価のため、各老人クラブの努力が補助金額に適切に反映されない可能性もあり、新たな不公平感を生み出す可能性も考えられる。老人クラブの活動意欲の増進を目的として市が補助を行うのであれば、相対的な評価ではなく絶対的な評価とすることが望ましい。例えば将来的には、延べ活動規模、延べ参加人数及び会員数の各項目についての絶対的な基準を設けて、その基準に基づき各老人クラブを評価し、補助金額を算定することも1つの方法であるとする。

3) 老人クラブが作成する決算書のひな型の見直しを求めるもの

市担当課は、老人クラブに対して実績報告書に含むべき決算書のひな型を用意しており、そのひな型に沿った決算書の作成を求めている。このひな型の歳出項目は、上述した4つの補助事業(表2参照)について、それぞれの事業の合計額だけを記載するものとなっているが、これでは決算書の記載項目としては不十分である。それぞれの補助事業の内訳の記載も求める必要がある。

【決算書例】

科目	金額	摘要
1) 社会奉仕活動	円	
交通費	円	福祉施設訪問の際の交通費その他
備品購入代	円	・・・
会場借り上げ料	円	・・・
原材料代	円	・・・
その他	円	・・・
2) 生きがいを高める活動	円	・・・
・・・	円	・・・

4) 現場確認の実施を求めるもの

現在、市担当課は、4月、10月の年2回、市民センター等で地区ごとに老人クラブ担当者に対してヒアリングを行い、活動状況の確認や、それぞれの活動に関する経費について帳簿との突合を行っている。しかしながら、老人クラブが実際に活動している状況を確認することは行っていない。

老人クラブに対する補助は、活動の実態があることが前提であるから、毎年度全ての老人クラブは困難であるとしても、ローテーションを実施するなどして一定数の老人クラブに対しては、実際の活動場面を確認することが望ましい。

また、老人クラブ交付要綱には、老人クラブは「事業の状況、費用の収支その他事業に関係のある書類を明らかにする書類および帳簿を備えておかなければならない。」と定められている。各老人クラブが実際にどのような方法で書類及び帳簿を管理しているのかを確認することも必要であるとする。

(3) 生活協力員住宅使用料助成費(そ-2)

概要

補助金等名称	シルバーピアにおける生活協力員の住宅使用料等の助成
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都シルバーピア事業運営要綱 ・シルバーピアにおける生活協力員の謝礼、及び、住宅使用料の助成、並びに借上げ型住宅生活協力員の居室の使用料を定める基準 ・シルバーピアにおける生活協力員の配置及び住宅の使用料の助成に関する要綱(第6条)
交付要綱	シルバーピアにおける生活協力員の配置及び住宅の使用料の助成に関する要綱
制定年月日	平成8年5月
直近の改正年月日	平成19年12月
補助目的	生活協力員の確保
補助事業	生活協力員専用住居の使用料
補助事業者	生活協力員
補助金額の算定基準	予算の範囲内で助成金を交付

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
助成金額(千円)	8,554	8,249	14,419	14,273	16,801	16,800
	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)
市負担分	4,884	4,449	9,904	9,001	11,934	15,005
都負担分	3,670	3,800	4,515	5,272	4,867	1,795

シルバーピア事業について

1) シルバーピア事業とは

シルバーピア事業とは、概ね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に対して、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活援助員を配置した高齢者住宅(シルバーハウジング)等を提供し、さらに入居者に対して、必要に応じて福祉サービスを提供できるように、在宅介護支援センター、介護保険施設または通所介護等事業所との連携を図るといった要件を満たした事業のことである。「東京都シルバーピア事業運営要綱」によると、シルバーピア事業の目的は、地域の実情に応じた高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画や体制づくりを行い、ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域社会のなかで、安心して生活できるようシルバーピア事業を運営することにより、在宅の高齢者の福祉の増進を図ることである。

2) 生活協力員への住宅使用料の助成

シルバー事業においては、生活援助員(町田市では生活協力員と呼んでいる)(以下「生活協力員」という。)を配置することが重要な要件となっているが、この生活協力員を経済的にサポートするため、生活協力員への謝礼のほかに、住宅使用料の一部を助成している。町田市では、平成19年度において21人に対して合計16,800千円の助成を実施している。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 生活協力員への住宅使用料の助成の目的の明確化を求めるもの

生活協力員住宅使用料助成額は東京都シルバーピア事業運営要綱に基づいているが、シルバーピア事業の実施主体は市町村(東京都シルバーピア事業運営要綱 第3)であることから、町田市も事業内容や助成の目的を交付要綱等で明確に定めておく必要がある。現状においては町田市が定めている「シルバーピアにおける生活協力員の配置及び住宅の使用料の助成に関する要綱」(以下「交付要綱」という。)においては、シルバーピア事業の目的や住宅使用料等の助成の目的が明確に定められていない。事業内容及び助成の目的を定め、交付要綱に明記しておく必要がある。

2) 生活協力員に関する住宅使用料助成額の基準の再検討を求めるもの

平成19年度の監査委員の定期監査において、シルバーピアの生活協力員に関して以下の指摘がなされている。

【定期監査の指摘】

市は、シルバーピアにおける生活協力員の配置及び住宅の使用料の助成に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、各シルバーピアに入居者の安否の確認等を行う生活協力員を配置するとともに、生活協力員に対し、謝礼を支払い、住宅使用料等の助成を行っている。

生活協力員の住宅使用料、謝礼、住宅使用料等の助成について、以下のことが見受けられた。

- (1) シルバーピアもりの、シルバーピアあいはらの生活協力員の住宅使用料は、入居者負担基準額のうち、一番負担額が低い区分の金額としているが、根拠とする基準はなかった。
- (2) 生活協力員の謝礼については、要綱で「予算の範囲内で支払うものとする。」と規定しているが、基準を定めたものはなかった。
- (3) 生活協力員に対する助成金額は、要綱で「市長が別に定める住宅使用料助成額に事務室の電気代相当分を加えた額の範囲内とする。」と規定しているが、住宅使用料助成額について別に定めたものはなかった。
- (4) 要綱では、助成の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、生活協力員住宅使用料助成決定通知書により申請者に通知すると規定

しているが、主管部課は生活協力員住宅使用料助成決定通知書を交付していなかった。

シルバーピアの生活協力員に関する住宅使用料、謝礼、住宅使用料助成額の基準を明確に定め、生活協力員住宅使用料助成決定手続を適正に行われたい。

この指摘の内、生活協力員への住宅使用料の助成に関する指摘は(3)及び(4)である。(3)については、住宅使用料助成額に事務室の電気代相当分を加えた額についての具体的な算定基準及び助成額の定めがないというものである。

市担当課ではこの指摘を受けて、平成20年2月に「シルバーピアにおける生活協力員の謝礼、及び、住宅使用料の助成、並びに借上げ型高齢者住宅生活協力員の居室の使用料を定める基準」(以下「基準」という。)を定め、謝礼及び助成額について次の通りに定めている。

- 1 シルバーピアにおける生活協力員の配置及び住宅の使用料の助成に関する要綱(平成8年5月1日施行)に基づき必要な事項を定める。
 - (1)要綱第4に定めるシルバーピア住宅生活協力員への謝礼については住宅使用料の助成金は月額80,000円とする。
 - (2)要綱第6の3項に定めるシルバーピア住宅生活協力員への住宅使用料の助成金は60,000円とする。

しかしながら、この基準においては次の問題点があり、再度の見直しが必要と考える。

- ア. 謝礼を80,000円、住宅使用料を60,000円と規定しているが、この金額の算定根拠が明確ではない。金額の算定根拠についても基準に記載する必要がある。
- イ. 謝礼、住宅使用料とは別に、事務室(相談室)の電力使用料相当額を、生活協力員1人当たり月額7,000円助成している。しかしながら、当助成額については基準に記載がない。7,000円の算定根拠と併せて基準に記載する必要がある。
- ウ. 住宅使用料の助成金は月額60,000円としているが、基準において「月額」が抜けているため、年額か月額かが不明となっている。

9. 子ども生活部・子ども総務課

(1) 預かり保育充実事業費補助金(補-85)

概要

補助金等名称	預かり保育充実事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市私立幼稚園預かり保育充実事業補助金交付要綱
制定年月日	平成17年
直近の改正年月日	-
補助目的	教育時間外に預かり保育を行う私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、子育てを行う家庭を支援し、もって次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の形成に寄与すること
補助事業	預かり保育事業
補助事業者	預かり保育を行っている私立幼稚園
補助金額の算定基準	前年の4月、5月の預かり保育に係る1日当たりの平均的な幼児数に応じて、1,200千円から3,600千円。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	-	-	9,000	10,200	12,000	16,200
	-	-	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)
市負担割合	-	-	100%	100%	100%	100%

都の補助(私立幼稚園預かり保育推進補助金)は幼稚園に直接交付される。

1) 預かり保育充実事業補助金の概要

預かり保育充実事業補助金(以下「預かり保育補助金」という。)は、教育時間外に預かり保育を行っている一定の要件を満たした私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助するものである。子育てを行う家庭を支援し、もって次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の形成に寄与することを補助の目的としている。

平成17年度から開始された補助事業であり、補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、1)教職員人件費、2)備品、消耗品等の購入費の2種類となっている。平成19年度は、7幼稚園に対して、12,000千円の補助を行っている。

2) 事務の流れ

預かり保育補助金の年間の事務の流れは次の通りである。

表1 預かり保育補助金の年間の事務の流れ

月	実施する事務の内容
4月	私立幼稚園からの交付申請書受付
5月	交付決定及び私立幼稚園への交付決定通知書の送付
6月	私立幼稚園からの交付請求及び交付
3月	私立幼稚園から事業実績報告書の提出
5月	補助金交付額の確定

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 預かり保育事業予算の検証を求めるもの

預かり保育補助金の交付額は、幼稚園が作成する預かり保育事業予算と、前年度（平成19年度の補助金については18年度）の実績をベースとして算定した額を比較して決定される。そのため、補助金の交付額を決定する上で、預かり保育事業予算の妥当性が重要な要素となる。

平成19年度の保育事業について、補助金交付額の要素となった予算を実績と比較した結果をまとめたものが表2である。幼稚園によっては予算と実績額との間に大きな差額が生じており、予算金額の妥当性に疑問が残る結果となっている。

市担当課は預かり保育事業予算の提出を受ける際には、その算定根拠も提出させ、内容を確認するなど、予算金額の妥当性を検討する必要がある。

表2 預かり保育事業の予算実績比較(平成19年度) (単位:千円)

幼稚園	予算(A)	実績(B)	差額(B-A)
1	4,500	3,407	1,097
2	1,800	2,750	950
3	8,800	7,826	974
4	1,350	7,866	6,516
5	1,523	3,487	1,964
6	3,200	3,735	535
7	7,380	7,330	50

2) 補助対象経費の実績額の検証を求めるもの

預かり保育補助金は、町田市私立幼稚園預かり保育充実事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づいて交付されるが、交付要綱によると、補助事業者は、補助事業が完了したときは、町田市私立幼稚園預かり保育充実事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならないとされている。

この実績報告書の添付書類として、収支報告書が補助事業者である幼稚園から提出されているが、現状においては、収支報告書に記載されている補助対象経費の実績額の検証が十分に行われていない。

例えば人件費は補助対象経費とされているが、全額が補助金の対象となるのではなく、預かり保育を行っている時間に対する人件費相当額のみが補助対象となる。

預かり保育を行っている時間に対する人件費相当額については幼稚園が報告してくるが、市担当課はその算定根拠及び金額の妥当性を確認する必要がある。しかしながら、現状においては、その点についての確認は十分に行われていない。預かり保育に対する補助については、東京都も補助を行っており、東京都が実績額をチェックしているとのことであるが、市も主体性をもって確認を行う必要がある。

表3は、幼稚園が報告した平成19年度の預かり保育に関する人件費と、預かり保育に従事した延べ担当職員数（月平均）との関係を示したものである。

例えば、幼稚園1と幼稚園3を比較すると、幼稚園3の人件費は2倍以上であるにもかかわらず、3時間以上の預かり保育に要する延べ担当職員数は幼稚園1を下回っており、整合性がとれていない。

このように預かり保育を行っている時間に対する人件費相当額については、収支報告書の妥当性に疑問が残る結果となっている。市担当課は、幼稚園から提出される収支報告書に記載されている補助対象経費の実績額の検証を十分に行う必要がある。

表3 人件費と延べ担当職員数の比較（平成19年度）

幼稚園	補助事業に要した 人件費（千円）	預かり保育延べ担当職員数（人/月）	
		3時間以上の預かり保育	早朝の預かり保育
1	3,407	71.83	20.08
2	2,750	40.41	38.08
3	7,539	38.67	35.33
4	7,866	50.25	176.75
5	3,350	37.83	30.33
6	3,495	23.75	-
7	5,900	60.16	23.91

3) 実績報告書の提出時期の見直しを求めるもの

平成19年度においては全ての幼稚園について、実績報告書の提出日が3月31日となっている。

実務上、3月31日に実績報告書を提出することは困難であると考えられる。市担当課は提出時期を会計年度末日後の適当な時期に定め、その期限内に提出を行うよう、幼稚園に要請する必要がある。

4) 実績報告書の添付書類の見直しを求めるもの

市担当課は、実績報告書の添付書類として収支報告書と事業実施状況報告書の提出を義務付けているが、それらの記載方法が幼稚園によって異なっており、これらの提出書類から得られる情報量にばらつきが生じている。

例えば、収支報告書に記載されている「備品、消耗品費等の購入費」について、総額のみを記載している幼稚園と費目別に詳細に記載している幼稚園がみられることや、事業実施状況報告書における「平均」欄について、月平均の数値を記載している幼稚園と日平均の数値を記載している幼稚園がみられる。また、記載されている数値の小数点以下の処理についても幼稚園によって取扱いが異なっている。

これらの書類は、補助事業である預かり保育事業の1年間の活動の結果を示すものであり、補助を行ったことによる成果を検証するためには幼稚園間の比較が可能なものであることが必要である。

市担当課は収支報告書と事業実施状況報告書のフォーマットと記載方法の詳細を幼稚園に示すことなどによって、記載内容の統一化を図ることが望ましい。

5) 補助事業の要件の緩和と効果測定を求めるもの

平成17年度から開始された預かり保育事業補助金は、保育園の待機児童が多い町田市において、幼稚園の預かり保育を支援することにより、保育園の待機児童を減少させることを目的としている。

町田市には36の幼稚園があり、その内29の幼稚園で預かり保育を行っているが、例えば、原則として夏休み期間なども含め年間を通じて毎日預かり保育を行わなければならないなど、補助を受けるための条件が厳しいこともあり、29のうち7園のみが本補助金の交付を受けているに留まっている。そのため、町田市は、各幼稚園に対して意見募集を行うなどして、補助金の交付条件を緩和することを検討している。

預かり保育に対する公的な補助等は、東京都内の市では町田市の他には小平市(幼稚園アットホーム事業費補助)とあきる野市(幼稚園における預かり保育促進委託)が行っているのみであり¹、町田市の対応は独自性という面で評価できると考える。しかしながら、現状においては、公的補助を行うことによって預かり保育事業にどのような効果が生じているかの検証が十分に行われていない。

交付条件を緩和すれば、補助対象となる幼稚園は増加することが予想される。また補助金総額も増加する可能性がある。単に補助対象先を増やすことを目的とするのではなく、補助対象先あるいは補助金額が増加することによって、どのような効果が期待できるのか、また、サービスを利用する市民にとってどのようなメリットがあるのかなどを慎重にシミュレーションした上で、交付条件を緩和する必要がある。

¹ 「都私幼連だより 平成20年度東京都区市町別補助金調査一覧表」(東京都私立幼稚園連合会、2008.5臨時号)

10. 子ども生活部・子育て支援課

(1) 保育所運営費加算補助金(補-90)

概要

補助金等名称	町田市保育所運営費加算補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市保育所運営費加算補助金交付要綱
制定年月日	平成14年4月
直近の改正年月日	平成20年4月
補助目的	保育内容の向上を図り、入所児童の福祉の増進を図る
補助事業	一般保育費、特別保育費、障がい児保育対策費
補助事業者	認可(民間)保育所
補助金額の算定基準	別途定めあり

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	205,281 (決算額)	206,543 (決算額)	340,222 (決算額)	275,950 (決算額)	308,508 (決算額)	319,819 (予算額)
市負担割合	80%	90%	84%	82%	84%	83%
都負担割合	20%	10%	16%	18%	16%	17%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 繰越金への対応を求めるもの

補助対象となっている保育所の中には、多額の繰越金を有している保育所や、収支差額を人件費積立金、修繕積立金、建築積立金等に計上している保育所があるなど、各保育所の財政状態のばらつきが大きい。そのため、個々の保育所の経営状態を明確に把握することが難しく、個々の保育所が本来どの程度の補助が必要なのかを判断することが困難となっている。

市は一定の条件を満たす保育所に対し、本補助金以外にも後述する待機児解消緊急対策補助金(補-92)により保育所の増改築等の費用を補助している。このような状況も考慮して、各保育所の財政状態と補助の必要性の程度を把握するよう努める必要がある。その上で、市は保育所の運営に必要となる繰越金の額を見積り、繰越金を過大に有していると判断される保育所に対しては、本補助金の削減等を検討する必要がある。

(2) 認証保育所運営費補助金(補-91)

概要

補助金等名称	町田市認証保育所運営費等補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	東京都認証保育所事業実施要綱
補助金交付要綱	町田市認証保育所運営費等補助金交付要綱
制定年月日	平成13年12月
直近の改正年月日	平成19年4月
補助目的	サービス水準の維持向上を図り、児童福祉の増進
補助事業	運営費、開設準備経費
補助事業者	認証保育所
補助金額の算定基準	別途定めあり

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	39,300 (決算額)	84,204 (決算額)	149,356 (決算額)	187,806 (決算額)	216,012 (決算額)	308,516 (予算額)
市負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%
都負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 交付要綱の規定内容の見直しを求めるもの

本補助金は町田市認証保育所運営費等補助金交付金要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて、東京都の認証を受けた保育所(以下「認証保育所」という。)に対する在籍児童数に応じた運営費の補助と、一定の条件を満たす認証保育所に対する開設準備経費の補助を行うものである。

現状において、町田市外の認証保育所も含めて町田市在住の児童数に応じて運営費補助を行い、開設準備経費の補助は市内に開設する認証保育所に限定している。しかしながら、町田市在住の児童数、あるいは市内に開設する認証保育所に限定する旨は、交付要綱に定められていない。現状に合わせて交付要綱の見直しを行うことが望まれる。

2) 補助金交付申請時の添付書類の見直しを求めるもの

補助を受けようとする事業者が補助金の交付申請書類を提出する際には、補助団体としての適格性を審査するため、事業計画書・報告書、予算・決算書を添付する必要があるが、現状において、市担当課はこれらの書類の提出は要請していない。

市担当課としては補助金の交付申請者に対して、これらの書類の提出を要請し補助金交付に当たっての審査を行う必要がある。

(3) 待機児解消緊急対策補助金(補-92)

概要

補助金等名称	町田市民間保育所整備事業費補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市民間保育所整備事業費補助金交付要綱
制定年月日	昭和49年4月
直近の改正年月日	平成19年4月
補助目的	保育所の拡充整備を促進し、児童福祉の向上を図る
補助事業	保育所の創設、増改築、増築、分園設置など
補助事業者	社会福祉法人等
補助金額の算定基準	国からの補助金額を基準として2倍以内他

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	134,438 (決算額)	93,396 (決算額)	206,721 (決算額)	201,541 (決算額)	64,214 (決算額)	184,744 (予算額)
市負担額	134,438	48,000	35,394	82,908	30,330	73,406
国負担額	-	-	86,838	72,687	7,107	75,871
都負担額	-	-	33,709	45,946	26,777	35,467
その他	-	45,396	50,780	-	-	-

平成16年度まで、国及び都の補助は法人への直接補助

平成19年度の補助金額64,214千円は、待機児解消緊急対策補助金(補-92)

50,000千円と木曾保育園施設整備費補助金(補-95)14,214千円を合算したものである。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助条件を満たしていない入札への対応を求めるもの

本補助金は、町田市民間保育所整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて補助を行うものである。交付要綱においては、市は、必要に応じて補助条件を付すことが定められており、その一つとして、契約予定価格が1,000万円以上の契約は競争入札に付し、入札参加業者数を10者以上とすることを補助条件としているとのことである。しかしながら、契約予定金額が6,500万円であることから競争入札に付したが、入札参加業者数が6者に留まり10者に満たなかったが入札を有効としている事例があった。

入札参加業者の不足など、補助条件を満たさない入札が行われたにもかかわらず補助を実施する場合は、入札参加業者数などの補助条件が実態に合っているかどうかを検討することが必要である。また、その際には、一定の基準を設けて調査を行

い、その上で、補助条件を満たすことができなかつた理由が正当なものであると判断される場合に限り、補助を行うことが必要である。

2) 交付要綱の規定内容の見直しを求めるもの

交付要綱では交付対象事業を広く児童福祉法に基づく保育所の整備事業としている。そのため、児童福祉法第35条4項の規定により設置する保育所の創設、増改築、拡張及び大規模な修繕並びに分園の設置などが補助対象となるが、その範囲を町田市内に設置される保育所に限定していない。

本補助金は町田市の補助金であることから、補助対象を町田市内に設置される保育所に限定し、そのことを交付要綱に定めておく必要がある。

3) 申請団体の財務状況の審査を求めるもの

補助金交付の審査に当たり、補助金申請団体の決算書類の審査を行っていないため、補助事業者の財務状況を考慮することなく補助が行われていることになる。交付要綱では、補助金の額に上限を定め、この上限額と補助対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額を交付額としている。このため上限額以下であれば、自己財源を豊富に有している補助事業者であっても、自己財源からの負担をせずに補助金のみで保育所の整備が可能となる。

施設整備に対する補助については、補助申請者の財務状況を勘案して補助金額を決定する仕組みが必要である。修繕・建設積立金や繰越金等の自己財源の有無を確認して、これら自己財源を保育所整備に充当することが可能かどうかを判断し、保育所整備に充当可能な自己財源を有している場合には、その状況によって、補助金額を決定する仕組みが必要である。そのためには、補助金額の算定基準を見直し、決算書類を入手して財務状況を審査する仕組みを構築する必要がある。

(4) 認可外保育所利用者補助金(補-93)

概要

補助金等名称	町田市認可外保育施設等入所児童保護者補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市認可外保育施設等入所児童保護者補助金交付要綱
制定年月日	平成19年4月
直近の改正年月日	平成20年4月
補助目的	保護者の経済的な負担の軽減
補助事業	保育料
補助事業者	市の指定する保育施設に入所している児童の保護者
補助金額の算定基準	市の指定する保育施設に入所している児童1人につき月額15,000円(同一保育施設で保育中の兄弟児等の2人目以降は7,500円)

補助金等の推移	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	45,607 (決算額)	62,498 (予算額)
市負担割合	100%	100%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 保護者の負担能力に応じた補助を求めるもの

認可外保育所の保育料は各認可外保育施設で設定した一律の料金であり、保護者の所得等は加味されていない。現在市は児童数などによる一律の定額補助を行っているため、所得の低い保護者にとっては負担が重くなり、所得が高く補助の必要のない保護者にも補助金が交付されている可能性がある。補助事務の負担等を勘案したうえで、保護者の負担能力に応じた補助に変更することを検討する必要がある。

(5) 家庭福祉員補助金(補-96)

概要

補助金等名称	町田市家庭福祉員制度補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	家庭福祉員制度等実施要綱
補助金交付要綱	町田市家庭福祉員制度補助金交付要綱
制定年月日	平成13年9月
直近の改正年月日	-
補助目的	家庭福祉員の運営を安定させることにより保育定員を確保し、児童福祉の向上を図る
補助事業	家庭福祉員がその家庭において保育を要する子どもを保育する事業(以下「家庭福祉員事業」という。)
補助事業者	家庭福祉員
補助金額の算定基準	保育する児童1人につき月額81,200円

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	5,846 (決算額)	5,928 (決算額)	7,876 (決算額)	6,496 (決算額)	13,966 (決算額)	14,698 (予算額)
市負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%
都負担割合	50%	50%	50%	50%	50%	50%

家庭福祉員について

1) 家庭福祉員制度

家庭福祉員とは保育ママとも呼ばれ、東京都の定める家庭福祉員制度等実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定める要件を備え、かつ、区市町村長に認定されている人のことをいう。保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行うことを目的としている。

2) 区市町村の支弁

実施要綱では、区市町村が家庭福祉員の保育に要する経費の一部を支弁(金銭の支払い)することを定めている。

実施要綱の規定

第5 区市町村の支弁

- 1 区市町村は、家庭福祉員に対し、その保育に要する経費の一部を支弁するものとする。
- 2 家庭的保育事業を実施する区市町村は、実施要綱(国)に定める要件に適合する家庭福祉員と連携保育所に対し、家庭的保育事業に要する経費の一部を支弁するものとする。

3) 町田市家庭福祉員制度

家庭福祉員による保育サービスを受けるためには、サービスを受けようとする市民が家庭福祉員と委託契約を締結する必要がある。家庭福祉員制度における保育の委託契約は、市内に在住しており、認可保育園の申し込みをしたにもかかわらず待機児童となっている市民の保護者が、家庭福祉員に直接保育の委託契約の申し込みを行うことによって成立する。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 保育委託契約書の提出の義務付けと委託契約終了の確認を求めるもの

市は家庭福祉員から、任意で保育委託契約書を入手して委託期間開始日の情報を確認し、補助金の支給月を確認している。しかしながら、保育委託契約書は補助金の支給開始日を決定する重要な役割を持つため、市担当課は確実に入手する必要があり、そのためには町田市家庭福祉員制度補助金交付要綱において申請書への添付を義務付けることが望ましい。

また、認可保育園の入園が認められる等により待機児童に該当しなくなった場合、家庭福祉員と当該児童の保護者との間の委託契約は終了することになるが、市担当課は委託契約が終了したことを、家庭福祉員から提出を受ける補助金交付申請書上の該当児童の氏名記載の有無のみで把握している。

各年度の補助金の最終の申請時等の時期を区切り、保育対象児童が補助期間中に家庭福祉員の保育児童であったことを確認し、あるいは委託契約が途中で終了していることを確認するなどの審査をする必要がある。

2) 補助額の見直しを求めるもの

補助金額は保育する児童 1 人につき月額 81,200 円とされているが、この基準は制度開始の平成 13 年度から変更されていない。また保護者負担額についても同様に制度開始後に変更は行われていない。家庭福祉員の需要と供給のバランス等を勘案して、補助単価や保護者負担額の定期的な見直し、検証を行うことが望ましい。

11. 経済観光部・産業観光課

(1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金(補-110)

概要

補助金等名称	財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	町田市財団法人に対する助成等に関する条例 町田市財団法人に対する助成等に関する条例施行規則
補助金交付要綱	-
制定年月日	-
直近の改正年月日	-
補助目的 (市作成資料より)	市内中小企業の事業主と勤労者の福利厚生事業を推進するため、財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターが行う調査研究・各種研修会・講習会・情報提供等、センターの運営費及び事業費を補助する。
補助事業	財団の運営及び事業に要する経費の一部 (町田市財団法人に対する助成等に関する条例第4条)
補助事業者	財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
補助金額の算定基準	毎年度予算の定めるところによる (町田市財団法人に対する助成等に関する条例第4条)

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	43,169 (決算額)	31,985 (決算額)	29,800 (決算額)	29,800 (決算額)	30,006 (決算額)	29,848 (予算額)
市負担額	26,669	17,585	16,300	21,700	21,906	21,748
国負担額	9,000	9,000	9,000	5,400	5,400	5,400
都負担額	7,500	5,400	4,500	2,700	2,700	2,700

その他

<p>国及び都からの補助の廃止</p> <p>平成20年度をもって国及び都からの補助が廃止されることが決定している。 平成21年度以降の市の対応は現時点では未定である。</p>
<p>2007年度町田市外郭団体監理委員会答申書</p> <p>町田市は平成20年3月に「2007年度町田市外郭団体監理委員会答申書」(以下「答申書」という。)を公表しているが、答申書は、財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターの今後について、「国・東京都からの補助金が終了になり、経費削減等の自助努力をしてもなお、経営が成り立たないのであれば、抜本的な組織替えが必要である。」と述べている。また、「重複する事業が多い商工会議所との統合も視野に入れた事業の整理・移管を検討すべきである」として、商工会議所との統合についても言及している。</p>

財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターについて

1) 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターとは

財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)は、町田市が300百万円を出資して設立した財団法人である。町田市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者(以下「中小企業勤労者」という。)並びに市民に対し、総合的かつ効果的に勤労者福祉事業を推進し、あわせて中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする団体で、中小企業が単独では実施することが難しい総合的な福祉事業を実施することを目的としている。

2) センターの性格

センターは中小企業勤労者福祉サービスセンターと呼ばれるもので、同種の団体は町田市以外にも存在している。東京都内多摩26市のうち、中小企業勤労者福祉サービスセンター及びこれに類似する事業を実施している互助会、共済会が存在している市は次の通りである。

表1 中小企業勤労者福祉サービスセンターが存在する東京都の市

町田市	八王子市	立川市	三鷹市	小金井市	日野市
東村山市	国分寺市()	西東京市	東久留米市()	府中市	稲城市()
調布市()	青梅市()	昭島市()	国立市()	狛江市()	多摩市()
武蔵野市()					

中小企業勤労者福祉サービスセンターと類似の事業を実施している互助会、共済会がある市 (市調査より)

3) センターの入会資格・会員数について

中小企業勤労者は、センターに入会することによってサービスを受けることが可能となる。加入は事業所単位だけではなく個人での加入も認められており、加入者は月会費を支払う必要がある。

表2 センターの加入資格と月会費

加入単位	加入資格	月会費
事業所単位	市内の事業所に勤務する勤労者(パートタイマーを含む)及び事業主	500円/人
個人	市内に居住し、市外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主	700円/人

(センターホームページより)

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) センターの存在意義の見直しを求めるもの

前述したように、本補助金は市が国及び都から補助を受け、その補助に市が上乘せをしてセンターに交付しているが、平成20年度をもって国及び都からの補助が打ち切られることが決定している。

表3はセンターの平成19年度の収支状況である。平成19年度のセンターへの補助金額は30,006千円であるが、そのうち国と都からの補助は合わせて8,100千円である。センターの総収入(決算額)は88,004千円であるから、国と都からの補助金が打ち切られると収入合計の1割弱が失われることとなり、センターに与える影響は大きいと思われる。

国と都からの補助金の打ち切りは、今後の市の補助金のあり方にも影響を与えると思われるが、現状では補助金のあり方を検討する前に、センターそのものの必要性を検討する必要がある。

センターは中小企業勤労者等の福利厚生の実現を図ることを目的とした団体であるが、同じ目的をもった団体は他にも存在する。その一例が表4に記載した団体であるが、その中には東京都の外郭団体である財団法人東京都中小企業振興公社も含まれている。同様のサービスを提供する団体が複数存在する中で、センターの必要性あるいは存在意義はどこにあるのかを市は明確にする必要がある。

表3 センター収支状況(平成19年度) (単位:千円)

科目		当初予算	決算	差異	
事業活動	収入	掛金収入	45,060	46,814	1,754
		事業収入	10,792	9,126	1,665
		補助金収入	30,006	30,006	-
		その他	1,771	2,058	287
		収入合計	87,629	88,004	375
	支出	事業費支出	60,973	61,904	931
		管理費支出	26,625	25,755	869
		返還金	1	-	1
支出合計		87,599	87,660	61	
事業活動収支差額		30	344	314	
投資活動	収入	特定預金取崩収入	26,003	26,000	3
	支出	特定預金積立支出	3	-	3
	投資活動収支差額		26,000	26,000	-
財務活動	支出	借入金返済支出	26,000	26,000	-
	財務活動収支差額		26,000	26,000	-
予備費支出		30	-	30	
当期収支差額		-	344	344	

前期繰越収支差額	5,000	8,046	3,046
次期繰越収支差額	5,000	8,391	3,391

(センター収支計算書より)

表4 中小企業等の福利厚生に関するサービスを提供している団体

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人東京都中小企業振興公社 ・従事者協会（都内の民間社会福祉施設・団体で働く職員の福利増進を図ることを目的としている。） ・民間事業者（（例）JTB ベネフィット） ・社会福祉法人福利厚生センター |
|--|

センターの存在意義として、市の出資団体という性格から地域に密着したサービスの提供が可能という点が考えられるが、それを存在意義とするならば、少なくともセンターは次の要件を満たしている必要がある。

- ア．センターが実際に地域に密着したサービスを実施していること
- イ．センターの活動成果等が市の施策に反映されていること
- ウ．市民（会員）が地域に密着したサービスの提供を望んでいること

ア．センターが地域に密着したサービスを実施していること

市担当課を通してセンターに対して会員の業種別の内訳を確認したところ、平成18年度以前に入会した会員の業種についてはデータをとっていないとのことであった。地域に密着したサービスを実施するのであれば、会員に関するデータは整備しておく必要があると考える。

センターは町田市森野1丁目に事務所と窓口を設けているが、窓口の開設時間が8:30から17:00で、土・日・祝日は定休日となっており、一般の勤労者等が訪れるのは困難な時間帯となっている。

上記のような状況を勘案すると、地域に密着したサービスの提供を促進するような体制とはなっていない印象を受ける。

イ．センターの活動成果等が市の施策に反映されていること

市民（会員）のセンターへの要望、あるいはセンターの活動成果を市の施策に反映する仕組みがあり、実際にその仕組みが機能しているのであれば、地域に密着したサービスを提供していると考えられるが、現状ではそのような仕組みは存在していない。

ウ．市民（会員）が地域に密着したサービスの提供を望んでいること

そもそも、市民（会員）がセンターに対して地域に密着したサービスを望んでいるのかがポイントである。このことについては具体的なデータがないため、市担当課及びセンターは会員のニーズを確認する必要がある。例えば、会員に対してアンケート調査を実施することも一つの方法である。センターに実施してもらいたい事業について具体的な回答を求め、その結果、センター以外の団体でも実施可能な事業が回答の多数を占めていれば、センターの存在意義は低いと判断される。

本補助金については、今後の補助金のあり方を検討する以前に、センターそのも

ののあり方を検討する必要がある。そのためには、市担当課及びセンターは会員のセンターに対するニーズを把握する必要があり、センターの存在意義を改めて確認する作業が必要である。

市担当課及びセンターが会員のニーズを確認し、その結果、市民（会員）が必ずしも地域に密着したサービスを望んでいないことが明確となった場合にはセンターは廃止せざるを得ない。多くの市民（会員）が地域に密着したサービスを望んでいることが明確となった場合は、センターの存在意義が認められたことになるが、その場合でも、センターのあり方、個々の事業内容、サービスのあり方についての見直しは必要である。表5はセンターの事業活動支出の内訳であるが、実施している事業について、実施する意義を十分に検討する必要がある。

また、センターは以下2)～4)についても見直しが必要であり、センターの対応について市担当課もサポートを行う必要がある。

表5 センター事業活動支出の内訳(平成19年度)

(単位：千円)

	科目	金額
事業費支出	人件費	12,813
	調査研究事業費	68
	研修会講習会等事業費	-
	情報提供事業費	5,352
	生活安定事業費(1)	12,490
	健康維持増進事業費(2)	14,937
	老後生活安定事業費	-
	自己啓発事業費	259
	指定宿泊事業費	1,832
	指定遊園事業費	2,325
	観覧・鑑賞事業費	4,254
	レクリエーション事業費	5,907
	加入促進事業費	1,663
	小計	61,904
管理費支出	人件費	21,525
	管理運営費	4,230
		小計
	合計	87,660

(センター収支計算書より)

センターの主な事業

(1)生活安定事業 利用会員を対象に慶弔給付金を支給。また、育児や教育に係る相談ダイヤルを開設するとともに、生活資金融資のあっせんを行っている。
(2)健康維持増進事業 事業所を対象とした健康診断補助や、個人を対象とした人間ドックの補助を行っているほか、健康相談ダイヤルを開設している。 また、健康増進を目的に民間福利厚生会社提携のスポーツ施設の割引利用分を負担している。

2)センターの 情報管理の見直しを求めるもの

会員に関する情報はセンターが活動する上での基本となる情報である。1)ア.で述べたように、センターにおいては基本情報の整理と情報の管理方法の見直しが必要である。このことについては市担当課もそのフォローを行う必要がある。

3) 事業収入(会員収入)の増加を図る努力を求めるもの

センターにおいては、会員数の増加とそれに伴う会員収入の増加に向けてより一層の努力が必要であり、市担当課もそのサポートを行う必要がある。

例えば、センターは中小企業勤労者の福利厚生の上昇を目的としているが、サービスの対象は一般の事業会社だけではなく、社会福祉法人やNPO法人、及び個人事業主の許で働く勤務者等も対象となっているとのことである。しかしながら、センター及び市の広報活動を見る限り、そのことは市民に十分に周知されていない可能性がある。会員の増加に向けて、センター及び市担当課はセンターのPR方法の見直しを行うことも一つの方法と考える。

表6 センターの事業者数・会員数の推移

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
会員数(人)	6,336	6,771	7,183	7,299	7,402
前年度比較(人)	5	435	412	116	103
事業所数	1,390	1,353	1,329	1,282	1,264
前年度比較	9	37	24	47	18
1事業所当たり 会員数(人)	4.56	5.00	5.40	5.69	5.86

(センター事業報告書より)

4) 窓口のあり方の見直しを求めるもの

1) ア. で述べたようにセンターは窓口を設けているが、この窓口がある建物は市が民間から有償で借り受けているもので、市はこの建物を無償でセンターに貸付けている。これは、「補助金等のあり方に関する最終報告」で触れられている便益の供与に該当するもので、実質的には補助金を交付することと同様の効果をもつものである。

市は毎月612千円の家賃を支払っているが、現状の窓口の開設時間等も考え合わせると、市がこのような家賃負担を行ってまで現在の建物に窓口を開設する必要性は低く、市担当課はこの便益の供与を中止する必要がある。この建物にはセンターの事務所も置かれているが、センターは事務所を移転させ、今後も窓口が必要と考えるのであれば、併せて窓口も移転する必要がある。

5) 基本財産の見直しを求めるもの

表7はセンターの平成19年度の貸借対照表を要約したものである。資産合計(資産合計)386百万円のうち、基本財産300百万円が77.6%と大きな割合を占めているのが特徴的である。基本財産の占める割合が高いということは財務的な安定性が高いとも言えるが、センターの場合は、事業規模に比して基本財産が過大であると言える。例えば、前述した財団法人東京都中小企業振興公社の場合は、平成19年度の総資産額は7,829百万円であるが、そのうち基本財産は556百万円で、基本財産の総資産に占める割合は7.1%に過ぎない。

基本財産の処分に関して、財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター寄附行為

によると、第8条で、止むを得ない理由があるときは、センターの理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部に限り、基本財産を処分することができることと定められている。

センターの基本財産は全て定期預金であるが、市及びセンターはこの一部を取崩してセンターの事業活動支出に充当することも一つの方法であり、そのために上記規定の実現可能性について検討する必要がある。

表7 センター貸借対照表（平成19年度）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	2,826	未払金	2,385
有価証券	8,514	その他	796
その他	522	流動負債合計	3,182
流動資産合計	11,863	固定負債	
固定資産		退職給付引当金	1,586
基本財産		負債合計	4,768
定期預金	300,000	正味財産の部	
特定資産	71,677	指定正味財産	300,000
その他の固定資産	2,927	一般正味財産	81,699
固定資産合計	374,604	正味財産合計	381,699
資産合計	386,468	負債及び正味財産合計	386,468

（センター貸借対照表より）

6) 補助事業・補助対象経費・補助金額の算定基準の明確化を求めるもの

センターに対する補助金は町田市財団法人に対する助成等に関する条例（以下「助成条例」という。）に基づいて交付されているが、助成条例では経費の助成に関して下記のように規定するのみで、補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準を具体的に定めていない。また、助成条例以外にこれらを定めている規則等も存在していない。平成21年度以降も補助金を支給する場合には補助事業、補助対象経費及び補助金額の算定基準を具体的に定めた規則（交付要綱）を作成する必要がある。

町田市財団法人に対する助成等に関する条例 （経費の助成） 第4条 市は、財団に対して、その運営及び事業に要する経費の一部を 毎年度予算の定めるところにより助成するものとする。
--

(2) 商工会議所補助金(補-109)

概要

町田商工会議所に対する補助金は、町田商工会議所産業振興事業補助金(以下「振興事業補助金」という。)と町田市中心企業相談所事業補助金(以下「相談所事業補助金」という。)の2つに区分される。

	補助金額
1) 町田商工会議所産業振興事業補助金	17,700 千円
2) 町田市中心企業相談所事業補助金	12,700 千円
合計	30,400 千円

1) 町田商工会議所産業振興事業補助金

補助金等名称	町田商工会議所産業振興事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田商工会議所産業振興事業補助金交付要綱
制定年月日	平成元年
直近の改正年月日	平成20年
補助目的	産業振興に係る事業に要する経費の一部を補助することにより、地域産業の活性化及び振興を図る。
補助事業	商工会議所における一般会計に属する個々の産業振興に係る事業で次に掲げる事業を除くもの 商工会議所の法人管理に関する事業 事業の性質上、補助することが適当でないとして市長が認める事業
補助事業者	町田商工会議所
補助金額の算定基準	補助事業ごとに算定するものとし、補助対象経費の2分の1(補助事業が一定の条件を満たしている場合は3分の2)以内とし、予算の範囲内で市長が別に定める。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	27,540 (決算額)	19,841 (決算額)	11,881 (決算額)	11,500 (決算額)	17,700 (決算額)	17,000 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2) 町田市中小企業相談所事業補助金

補助金等名称	町田市中小企業相談所事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱
補助金交付要綱	町田市中小企業相談所事業補助金交付要綱
制定年月日	平成元年
直近の改正年月日	平成 20 年
補助目的	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づいて実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって市内中小企業の健全な発達に寄与する
補助事業	商工会議所が実施する経営改善普及事業
補助事業者	町田商工会議所
補助金額の算定基準	補助対象経費の総額から、東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱の規定により都が補助する額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で市長が別に定める。

補助金等の推移	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
補助金額(千円)	19,000 (決算額)	19,076 (決算額)	22,464 (決算額)	20,500 (決算額)	12,700 (決算額)	13,000 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

商工会議所とは

1) 日本の商工会議所のあらまし

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の非営利法人である。

日本の商工会議所は明治 11 年、東京、大阪、神戸の 3 箇所に設立されたのがはじまりとされているが、現在の形態の商工会議所は、昭和 28 年 8 月に制定された商工会議所法に基づいて設立・運営されている。

2) 町田商工会議所

町田商工会議所（以下「商工会議所」という。）の概要は次の通りである。

表 1 商工会議所の概要

項目	内容
目的	地区内における商工業者の協働社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与する。

表1 商工会議所の概要

項目	内容				
設立	平成元年6月1日				
会員数	区分	年度当初会員数	新規加入者数	脱退者数	年度末会員数
	個人	1,614人	146人	110人	1,650人
	法人	2,672人	76人	124人	2,624人
	団体	29人	5人	0人	34人
	合計	4,315人	227人	234人	4,308人

(商工会議所「平成19年度事業報告書」・「定款」より)

3) 収支状況

商工会議所の平成19年度の収支状況は次の通りである。

振興事業補助金(17,698千円)は一般会計の収入金額の中に、相談所事業補助金(12,677千円)は中小企業相談所特別会計の収入金額の中に含まれている。

表2 商工会議所収支状況(平成19年度)

(単位:千円)

会計名称	収入	支出	次期繰越 収支差額
一般会計	194,461	172,454	22,006
中小企業相談所特別会計	62,006	62,006	-
福祉共済特別会計	36,348	36,348	-
会館建設特別会計	334,744	53,923	280,821
退職給与積立金特別会計	101,305	29,598	71,707
財政調整積立金特別会計	51,481	-	51,481
創立20周年記念事業積立金特別会計	3,000	-	3,000
小計	783,347	354,331	429,016
固定財産	74,863	1,835	73,028
合計	858,211	356,166	502,044

(商工会議所「平成19年度収支決算書総括表」より)

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助事業の明確化及び補助率の明確化を求めるもの(振興事業補助金)

振興事業補助金は町田商工会議所産業振興事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。交付要綱には補助事業、補助対象経費、補助金の交付額が定められているが、補助事業は「(商工会議所の)一般会計に属する個々の産業振興に係る事業」とされており、補助対象経費はその事業に係る費用のうち表3に記載した経費を除いたものとされている。

補助事業を「産業振興に係る事業」とすると、商工会議所が行うどの事業を補助

事業とするのかが不明確である。市が補助対象とする事業は、補助の目的と補助の成果が明確で、補助を行うことの正当性が認められる事業に限定する必要がある。現状では、補助事業は市の予算策定に際して市と商工会議所の話し合いによって決められているが、補助を行うことの正当性が認められるためには補助事業を交付要綱で特定しておく必要がある。

補助対象経費に対する補助率については、交付要綱によると、補助金の交付額は補助事業ごとに算定するものとし、補助対象経費の2分の1または3分の2以内で、予算の範囲内で市長が別に定めるとされている。補助事業を交付要綱で特定していないため、補助率も特定されていない。補助事業を交付要綱で特定する場合には、補助対象経費に対する補助率も具体的に定めておく必要がある。

表3 補助対象経費として認められないもの

(1)	食糧費等事業の参加者が負担すべき性格の経費
(2)	備品購入費等商工会議所に帰属する物品の購入に要する経費
(3)	協賛金、寄付金等金銭の支出が直接の目的となる経費
(4)	予備費等直接事業に充当が予定されない経費
(5)	一般管理費等事業が属する会計の共通事務費等の経費
(6)	前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、補助対象事業費とすることが適当でないと市長が認める経費

(「町田商工会議所産業振興事業補助金交付要綱」より)

2) 補助の必要性の明確化を求めるもの(振興事業補助金)

表4は商工会議所の平成19年度の一般会計の支出総額(172,454千円:表2参照)の内訳を示したものであるが、現状においては、産業振興を図るために市として商工会議所に何を求めるのか、商工会議所への補助によってどのような成果を期待しているのかが不明確となっている。そのため、表4に記載した実際の補助事業についても、市として補助を行う上でどのような成果を期待しているのかが不明確な事業が見受けられる。

地域の産業振興に関する基本方針と行政の責務を定め、産業振興を担う様々な主体の責務を明らかにすることを目的として、平成20年12月議会で町田市産業振興基本条例が制定されている。また、当条例の実効性を確保するために、(仮称)町田市産業振興計画、及びその他産業振興に関連する計画の策定を進めていくとしている。産業振興を担う様々な主体の中には商工会議所も含まれていることから、(仮称)町田市産業振興計画等の策定に当たっては、商工会議所に期待する成果を明確にし、その成果の達成のためには市が補助を行う必要があるのか、必要性があるとした場合にはどのような事業へ補助を行うことが最も効果的なのかなど、商工会議所に対する補助のあり方についても検討することが望ましい。

表4 商工会議所一般会計の支出内訳 (単位：千円)

科目	決算額	補助対象経費	補助金充当額	補助率
総合振興費				
中小企業対策費	3,660	3,452	2,301	2 / 3
商店街活性化事業費	2,146	2,059	1,373	2 / 3
国際交流事業費	44	-	-	-
会員増強促進費	502	-	-	-
福利厚生事業費	1,193	371	185	1 / 2
都市整備・まちづくり調査費	2,002	2,002	1,334	2 / 3
ISO 取得支援事業費	738	346	173	1 / 2
創業塾費	4,657	-	-	-
名産品推奨費	600	600	400	2 / 3
安心安全なまちづくり事業費	301	-	-	-
町田就職フェア開催費	1,216	1,006	670	2 / 3
産学公交流事業費	1,691	1,401	934	2 / 3
観光振興調査事業	1,185	1,176	784	2 / 3
商工業活性化事業推進費	1,095	1,095	730	2 / 3
総合振興費計	21,036	13,508	8,884	-
会報発行費	8,694	6,044	2,903	1 / 2
部会振興費	7,760	4,814	2,406	1 / 2
支部事業費	2,966	-	-	-
委員会活動費	697	-	-	-
商工技術振興費	26,786	-	-	-
産業振興催事事業費	7,679	7,010	3,505	1 / 2
情報活動費	1,691	-	-	-
法定台帳作成管理運用費	1,230	-	-	-
一般事業費計	78,544	31,376	17,698	56.4%
管理費	79,236	-	-	-
退職給与積立金	2,416	-	-	-
繰出金	12,257	-	-	-
支出合計	172,454	31,376	17,698	56.4%

(商工会議所「平成19年度収支決算書総括表」より)

3) 補助事業・補助率の見直しを求めるもの(振興事業補助金)

2) で述べたように、商工会議所に対する補助についてはそのあり方を改めて検討する必要があるが、少なくとも次の事項については具体的な対応が必要である。

ア. 補助率の適用条件の見直し

交付要綱では補助金の交付額は補助事業ごとに算定するものとし、補助対象経費の2分の1または3分の2以内と定めている。原則は2分の1以内であるが、交付要綱によると、補助事業が次に掲げる条件を全て満たす場合は、補助率は3分の2以内と定めている。

表5 補助率を3分の2以内とする条件

- | |
|--|
| (1) 事業の対象者を商工会議所会員に限定せず、広く市内商工業者としており、かつ、そのための周知方法が計画されている場合
(2) 市の産業振興政策と密接な関係を有する場合 |
|--|

(「町田商工会議所産業振興事業補助金交付要綱」より)

現状においては、表5の(2)「市の産業振興政策と密接な関係を有する場合」の意味が不明確である。表4によると、実際に補助率を3分の2以内としている科目(補助事業)も見受けられるが、「市の産業振興政策と密接な関係を有する場合」の意味・考え方をまとめておくことが望まれ、今後、この補助率を適用する際には、その考え方に沿って適用の是非を検討することが望まれる。

イ. 商店街活性化事業費の見直し

商店街活性化事業を補助事業としており、当該事業に含まれる補助対象経費の3分の2以内を補助している。しかしながら、商工会議所が実施している事業とは別に、市は商店街に対して補助金(町田市新・元気を出せ商店街事業補助金)を交付している。

商店街の活性化を図る対策は市と商工会議所がそれぞれ実施しているが、現状では、市が商工会議所の実施している事業まで補助する必然性は低いと考える。町田市新・元気を出せ商店街事業補助金については後述するが、市と商工会議所のそれぞれの役割を見直し、商店街活性化事業を商工会議所への補助金の補助事業に含めないことも含め、商店街活性化のためにはどのような補助を行うことが適切なのかを検討する必要がある。

ウ. 調査費に対する補助

補助事業である都市整備・まちづくり調査費の内容は、中心市街地通行量調査、小山・小山ヶ丘調査地域買い物動向調査、及びそれら調査結果の報告会に係る費用である。中心市街地通行量調査は例年行っており、小山・小山ヶ丘調査地域買い物動向調査は市内での人口の伸び率の高い同地域の買い物動向を調査することによって、地元商店会への振興策を図ることを目的としている。

調査事業を補助事業とする場合は、市においてあらかじめ調査結果の活用方法が決められており、その調査結果が今後の市の施策に活用されるものであることが望まれる。市の施策への活用を予定していないのであれば、補助事業から外す必要があると考える。

4) 補助事業の成果の明確化を求めるもの(相談所事業補助金)

相談所事業補助金は商工会議所が実施する経営改善普及事業(以下「中小企業相談所事業」という。)に対する補助である。

平成19年度の収支は表6に記載した通りであるが、収入の大部分は補助金であり、都も商工会議所に直接補助を行っている。支出では中小企業相談所事業に携わる経営指導員6名及び補助職員2名分の人件費が大きな割合を占めている。

経営指導員の活動状況を見ると、中小企業相談所事業自体はその目的を果たしていると思われるが、市が補助を行う正当性を明確にするためには、中小企業相談所

事業の活動の成果を市の施策に反映させる仕組みが構築されることが望まれる。例えば、経営指導員が巡回・窓口相談指導を行った際に会員等から寄せられた意見・要望を定期的に市担当課が吸い上げる仕組みの構築等が考えられる。

表6 相談所事業の収支（平成19年度）（単位：千円）

科目		決算額	摘要
収入	補助金		
	都補助金	43,761	小規模事業補助
	市補助金	12,677	中小企業振興補助
	一般会計繰入金	4,620	
	雑収入	946	
収入合計		62,006	
支出	人件費	49,105	補助対象職員8名
	指導事業費	6,978	
	資質向上対策事業費	152	
	小規模企業施策普及費	1,554	
	管理費	4,213	
	支出合計		62,006
当期収支差額		-	
前期繰越収支差額		-	
次期繰越収支差額		-	

（商工会議所「平成19年度中小企業相談所特別会計収支決算書」より）

表7 経営指導員の巡回・窓口相談指導件数（平成19年度）（単位：件）

区分	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境	その他	計
巡回指導	4	740	90	477	372	130	5	8	22	1,848
窓口指導	13	403	51	453	353	60	4	5	2	1,344

（商工会議所「平成19年度事業報告書」より）

(3) 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金(補-107、108)

概要

町田市新・元気を出せ商店街事業補助金(以下「商店街補助金」という。)は、商工業活性化支援事業(以下「商工業支援事業」という。)とポイントカード支援事業(以下「カード支援事業」という。)の2つに大別される。さらに商工業支援事業はイベント事業に対する補助と活性化事業に対する補助に区分される。

		補助金額
1) 商工業活性化支援事業(補-107)	イベント事業	41,166千円
	活性化事業	2,192千円
	小計	43,358千円
2) ポイントカード支援事業(補-108)		24,312千円
合計		67,670千円

補助等金名称	町田市新・元気を出せ商店街事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱
補助金交付要綱	町田市新・元気を出せ商店街事業補助金交付要綱
制定年月日	平成15年4月
直近の改正年月日	
補助目的	町田市21世紀商店街づくり振興プラン(平成14年3月策定)に基づき、市内の商店街等が実施するイベント事業及び活性化事業に対し、必要な経費の一部を補助することによって、市内の商店街の振興を図り、もって市内経済の活性化に寄与する。
補助事業	商店街等、地域のまちづくりを推進する中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社もしくは一般社団法人等 ² 、社会福祉法人またはNPO法人が提案し、4月1日から翌年3月31日までの間において市内の商店街等が主催する別に定めるイベント事業または活性化事業。
補助事業者	市内の中小小売商業またはサービス業等に属する事業を主たる事業として営む者で組織する商店街等その他これに類する団体(以下「商店街等」という。)
補助金額の算定基準	イベント事業を実施する場合は1商店街等1事業当たりの補助限度額300万円と補助対象経費の3分の2以内の額とを比較し、いずれか低い方の額。 活性化事業を実施する場合は1商店街等1事業当たりの補助限度額1億円と補助対象経費の3分の2以内の額とを比較し、いずれか低い方の額。

² 町田市新・元気を出せ商店街事業補助金交付要綱は平成20年12月に改正されており、改正後の文言を使用している。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	73,766 (決算額)	58,015 (決算額)	54,534 (決算額)	49,255 (決算額)	67,670 (決算額)	53,625 (予算額)
市負担額	33,306	24,189	23,846	23,343	31,977	25,354
都負担額	40,460	33,826	30,688	25,912	35,693	28,271

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助金支出の効果の明確化を求めるもの(商工業支援事業)

商工業支援事業補助金は、都の補助金制度を利用して都から財源を調達し、市が上乘せをして交付するものである。平成19年度の概要は表1に示した通りであるが、イベント事業と活性化事業合わせて42件の事案に43,358千円の補助を行っている。そのうち23,537千円が都負担分であり、市負担分は19,821千円である。

補助対象としているイベントの多くは商店街等が行う歳末大売り出しや夏祭り等であるが、現状においては、イベントを開催しても商店街等の活性化にどの程度結びついているかが不明確な事案も存在するとのことである。

町田市においても大型スーパー等郊外型店舗の増加等、古くからある商店街にとっては厳しい状況が続いており、商店街は自らの力で活性化を図る努力をしなければ生き残るのが難しい環境となっている。リーダーシップを発揮できる人物がいる商店街は活性化を図る努力が見られるが、中心となる人物がいない商店街はなかなかそのような努力が見られないとのことである。

市は、商店街等が行う補助金の申請内容が都の定める基準(東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱)に合致すれば補助を行うこととしている。そのため、都の補助金制度を利用している補助金については、補助を行う必要性、目的及び補助の成果等に対する市としての考え方が曖昧になる傾向がある。

例えば、活性化のための努力が見られない商店街でも、企画されたイベントが都の定める基準を満たすものであれば補助を行うことになる。その場合にはイベント自体は成功するかもしれないが、その成功を今後活かす試みがなされず、イベントの効果は一過性のもので終わり、商店街の振興を図るといふ商工業支援事業補助金の本来の目的は達成されていない可能性がある。したがって、補助を行う際には、活性化に向けて努力を続けている商店街等に限定することが本来のあり方であると考えられる。

制度上、補助事業者を選別することが難しいため、活性化に向けての努力が期待できない商店街にも補助を行わざるを得ないのであれば、補助を行うことの正当性が欠けていることになり、市担当課は都の補助金制度を利用すること自体を見直す必要がある。あるいは、補助金自体には有効性があるとして今後も補助を継続する意向であるならば、例えば補助事業者の選別が可能となるよう等、都に対して現在の制度の見直しを要請することも必要である。

表1 商工業支援事業補助金の平成19年度の概要 (単位：千円)

項目	交付 件数	総事業費	補助対象 経費	補助金交付額			補助率 B/A
			(A)	都負担分	市負担分	合計(B)	
イベント事業	39	69,579	63,312	22,442	18,724	41,166	65.0%
活性化事業	3	3,341	3,289	1,095	1,097	2,192	66.6%
合計	42	72,921	66,601	23,537	19,821	43,358	65.1%

(産業観光課作成資料より)

2) 補助金支出後の効果の検討を求めるもの(ポイントカード支援事業)

カード支援事業補助金は、町田市商店会連合会が平成19年12月から開始しているポイントカード事業(『すき・まち POINT』)に対する補助である。



ポイントカード事業とは、左記のシールが貼ってあるすき・まちポイント加盟店舗で自らが所有する交通系電子マネーカード(PASMO・Suica)の番号を登録すると、以後、登録したカードを使ってすき・まちポイント加盟店舗で買い物、飲食を行うとポイントが貯まる事業である。交通系電子マネーカードを所有していない場合には、町田市商店会連合会が独自に発行する「すき・まち POINT」カードが発行されるので、交通系電子マネーカードを所有して

いなくてもサービスの利用は可能となっている。

市の補助はポイントカードシステム導入時の初期投資費用の一部を補助するもので、商工業支援事業補助金と同様、都の補助金制度を利用して都から財源を調達し、市が上乗せをして交付している。平成19年度の概要を表2に示しているが、町田市商店会連合会に24,312千円の補助を行っており、都と市はそれぞれ12,156千円ずつ負担している。

カード支援事業補助金はシステム導入時の初期投資費用の一部を補助する目的であるため継続的に補助を行う予定はなく、補助は平成19年度で終了するが、市担当課は今後もポイントカードの利用状況等、設備投資の効果が商店街の活性化につながっているのかなどについて事業検証を行うことが望ましい。

ポイントカード事業を発展させていく責任は商店会あるいは個々の店舗にあるが、町田市も地域経営の観点から市内におけるポイントカードの利便性を高める努力を行い、ポイントカード事業の活性化のための支援を行うことが望まれる。

表2 カード支援事業補助金の平成19年度の概要 (単位：千円)

項目	総事業費	補助対象経費	補助金交付額			補助率 B/A
		(A)	都負担分	市負担分	合計(B)	
カード支援事業	36,468	36,468	12,156	12,156	24,312	66.6%

(産業観光課作成資料より)

(4) 町田ターミナル総合管理業務負担金(負-92)

概要

負担金名称	町田ターミナル総合管理業務負担金
負担金額	64,247千円
負担金支出先	東京急行電鉄株式会社
負担金協定書等	運営管理業務に関する協定書・運営管理業務仕様書
協定年月日	平成19年4月1日
負担目的	町田ターミナルプラザ設備の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、町田ターミナルプラザの全体を常に最適な環境状況に保つために適切な保守管理を行い、町田ターミナルプラザの美観及び存続期間を一層増加させ、町田ターミナルプラザをより市民に親しまれるようにすること
負担事業	運営管理業務
負担金額の算定基準	別途市と東京急行電鉄株式会社の間で負担割合・負担額を算定

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
負担金額(千円)	66,649 (決算額)	63,880 (決算額)	63,775 (決算額)	63,669 (決算額)	64,247 (決算額)	65,652 (予算額)
市負担額	100%	100%	100%	100%	100%	100%

1) 町田ターミナルプラザについて

現在のJR横浜線町田駅はかつて原町田駅と称されていたが、昭和55年4月に駅自体が八王子駅寄りに340メートル移動した際に町田駅と改称されている。この原町田駅の旧駅跡地に立てられた再開発ビルが町田ターミナルプラザ(以下「ターミナル」という。)である。

ターミナルの1階部分はバスターミナルと呼ばれるバス発着場で、2階から上が商業ビルとなっており各種テナントが入居している。ターミナルの底地は市が所有し、ターミナルは市と東京急行電鉄株式会社(以下「東急」という。)が区分所有している。市はターミナルのうちバスターミナルと地上2階部分の一部(市民広場)を所有している。

2) ターミナル負担金について

町田ターミナル総合管理業務負担金(以下「ターミナル負担金」という。)はターミナルの管理費のうち市持分に対応するものを負担するものである。市と東急の間であらかじめ負担割合・負担額を定め、市は定められた負担額を毎月東急に支払っている。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) テナントの出店への積極的な対応を求めるもの

ターミナルのうち市持分である市民広場（地上2階部分）は店舗スペースとなっている。市はこのスペースを行政財産の目的外使用許可によりテナントに貸出し、テナントから家賃として使用料を受け取っている。この店舗スペースは8店舗分あるが、現在5店舗分が空き店舗となっている。

ターミナル負担金の中には固定費的な経費が含まれており、テナントの有無にかかわらず市は一定の負担を負わなければならない。そのため、負担を少しでも軽減するためにはテナントを確保していく必要がある。市担当課はテナント探しについては外部業者に委託しているが、現状では十分な成果が得られていない。

例えば、テナントから徴収する使用料（家賃）については、ターミナルオープン時から見直していなかったとのことであり、現在、条件の見直しを検討しているとのことであるが、テナント確保のためには柔軟な対応を図ることが望まれる。

また、短期的にはテナントの確保が重要な課題であるが、中長期的にはターミナル自体のあり方について十分な検討が必要である。町田市町田ターミナル条例によると、ターミナルの設置目的は町田市中心市街地の商業の振興及び交通の利便を図るためとある。今後どのようにターミナルの設置目的を果たしていくのか、市においては継続的な検討が必要である。

ターミナル（写真右手が空き店舗）



(5) さくら祭り負担金(負-93)

概要

負担金名称	さくら祭り負担金
負担金額	7,800 千円
負担金支出先	2008 町田市民さくら祭り実行委員会
負担金協定書等	2008 町田市民さくら祭り実行委員会規約
協定年月日	-
負担目的	-
負担事業	-
負担金額の算定基準	-

1) 「まちださくらまつり」

本負担金は平成20年3月29日から4月6日にかけて開催された「まちださくらまつり」(以下「さくら祭り」という。)の開催のために設立された、2008 町田市民さくら祭り実行委員会(以下「さくら祭り実行委員会」という。)に対する負担金である。

2) さくら祭り実行委員会の収支状況

平成19年度及び平成20年度のさくら祭りについて、さくら祭り実行委員会の収支は次の通りである。

表1 さくら祭り実行委員会の収支状況 (単位:千円)

科目		H19年さくら祭り	H20年さくら祭り
歳入	市負担金	10,000	7,800
	事業収入	855	2,605
	雑収入	25	1
	繰越金	1,640	1,877
	合計	12,520	12,284
歳出	会場設備費	5,272	5,105
	会場管理・運営費	3,933	2,756
	その他	1,436	2,702
	合計	10,643	10,564
次期繰越金		1,877	1,719

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) さくら祭り実行委員会規約の見直しを求めるもの

市においては、実行委員会を立ち上げ、当該実行委員会に対して負担金を支出している事案が見受けられるが、さくら祭り実行委員会負担金もその一つである。

「第4 2.(2) 実行委員会に対する補助の見直しを求めるもの」で述べた通り、市においては実行委員会に関する統一的な取扱いが定められておらず、実行委員会の設立要件、実行委員会が定めるべき事務手続等について、市としての考え方が明確となっていない。

さくら祭り実行委員会については、その目的に公益性がみられ、また、さくら祭り自体は多数の市民の参加がみられることから、市民との一体性も実現していると思われる。このような状況から、さくら祭り実行委員会は実行委員会形式とするこの要件は満たしていると判断される。

しかしながら、さくら祭り実行委員会については2008 町田市民さくら祭り実行委員会規約において、表2に記載した事項が具体的に定められていない。実行委員会が定めるべき事務手続等については、市としての考え方が明確となっていないため、現状においては市担当課の判断に任せられているが、表2に記載した事項については具体的に定めておく必要がある。市担当課においては表2に記載した事項を具体的に定め、さくら祭り実行委員会規約に明記する必要がある。

表2 祭典委員会で具体的に規定すべき事項

ア．実行委員会が準拠すべき市の規定 イ．各年度の剰余金の取扱い ウ．財務事務に関する承認権限 エ．チェック機能（監査手続等） オ．実行委員会負担金の再評価の時期あるいは事業の存続期間

12. 経済観光部・農業振興課

(1) 農業祭負担金(負-97)

概要

負担金名称	農業祭負担金
負担金額	4,000千円
負担金支出先	町田市農業祭「太陽と緑のまつり」祭典委員会
負担金協定書等	第34回町田市農業祭「太陽と緑のまつり」開催要綱集
協定年月日	-
負担目的	町田市が農あるまちづくりを推進するに当たり、農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を目指し、また、市民が都市農業の重要性の認識と理解を深め交流を図る場となり、もって地産地消の促進に寄与することを目的とする。
負担事業	町田市農業祭「太陽と緑のまつり」
負担金額の算定基準	-

1) 町田市農業祭「太陽と緑のまつり」

平成19年度の町田市農業祭「太陽と緑のまつり」(以下「農業祭」という。)は、平成19年11月24日・25日に開催されている。

2) 町田市農業祭「太陽と緑のまつり」祭典委員会の収支状況

町田市農業祭「太陽と緑のまつり」祭典委員会(以下「祭典委員会」という。)の平成19年度の収支は次の通りである。

表1 祭典委員会の収支状況 (単位:千円)

科目		平成19年度の収支状況		
		当初予算	決算	予算決算差異
歳入	市負担金	4,000	4,000	-
	団体負担額	2,000	2,000	-
	その他	154	425	270
	繰越金	588	588	-
	合計	6,743	7,013	270
歳出	報償費	1,948	1,599	348
	委託料	3,080	3,152	72
	その他	1,715	1,343	371
	合計	6,743	6,096	646
次期繰越金		-	917	917

(第34回町田市農業祭「太陽と緑のまつり」事業報告より)

3) 平成19年度の主な実施事業

町田市農業祭「太陽と緑のまつり」開催要綱(以下「開催要綱」という。)によると、農業祭として実施する事業は次の通りである。

表1 農業祭の事業内容

	事業内容	
ア	農業経営技術競技会	そ菜栽培技術競技会 椎茸生産技術競技会
イ	農産物品評会	
ウ	畜産共進会	
エ	その他	

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 開催要綱の見直しを求めるもの

市においては、実行委員会を立ち上げ、当該実行委員会に対して負担金を支出している事案が見受けられるが、祭典委員会負担金もその一つである。

「第4 2.(2) 実行委員会に対する補助の見直しを求めるもの」で述べた通り、市においては実行委員会に関する統一的な取扱いが定められておらず、実行委員会の設立要件、実行委員会が定めるべき事務手続等について、市としての考え方が明確となっていない。

祭典委員会については、その目的に公益性がみられ、市以外にも町田市農業協同組合が負担金を支出している。また、農業祭自体は多数の市民の参加がみられ、市民との一体性も実現していると思われる。このような状況から、祭典委員会は実行委員会形式とすることの要件は満たしていると判断される。

しかしながら、祭典委員会については開催要綱において、表2に記載した事項が具体的に定められていない。実行委員会が定めるべき事務手続等については、市としての考え方が明確となっていないため、現状においては市担当課の判断に任せられているが、表2に記載した事項については具体的に定めておく必要がある。市担当課においては表2に記載した事項を具体的に定め、開催要綱に明記する必要がある。

表2 祭典委員会で具体的に規定すべき事項

ア．実行委員会が準拠すべき市の規定
イ．各年度の剰余金の取扱い
ウ．財務事務に関する承認権限
エ．チェック機能(監査手続等)
オ．実行委員会負担金の再評価の時期あるいは事業の存続期間

13. 都市づくり部・都市計画課

(1) 市民バス運行事業補助金(補-136)他

概要

以下の2補助金について検討する。

	補助金額
1) 市民バス運行事業補助金(補-136)	13,876千円
2) 地域コミュニティバス運行事業補助金(補-137)	4,255千円
合計	18,131千円

町田市では、東西に長い地形に起因する交通不便地域の解消や市民の交通利便性の向上、また、町田市の中心市街地に点在する市民病院など公共施設の利便性の向上を図るため町田市民バスを運行している。また、市では、地域住民と民間事業者との三者協働のもとで、公共交通不便地域の解消とだれもが利用可能な公共交通サービスの拡大を目指し、地域コミュニティバスを運行している。

1) 市民バス運行事業補助金

補助金等名称	市民バス運行事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市民バス運行事業補助金交付要綱
制定年月日	平成9年8月
直近の改正年月日	平成10年4月
補助目的	事業者が行う町田市民バスの運行に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることにより、町田市内の公共施設等を利用する市民の交通利便の向上に寄与することを目的とする。
補助事業	町田市と協定を結んだ事業者が行う町田市民バス運行事業
補助事業者	町田市と町田市民バス運行協定を結んだ事業者
補助金額の算定基準	補助対象経費から運行収入を減じて得た額で、予算の範囲内のもの
その他	現在運行しているのは、以下の2ルート ・「相原ルート」 ・「公共施設巡回ルート」

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	14,711 (決算額)	14,913 (決算額)	16,255 (決算額)	15,822 (決算額)	13,876 (決算額)	15,500 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2) 地域コミュニティバス運行事業補助金

補助金等名称	町田市地域コミュニティバス運行事業補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市地域コミュニティバス運行事業補助金交付要綱
制定年月日	平成17年3月
直近の改正年月日	-
補助目的	市内の公共交通不便地域を解消するための地域コミュニティバス運行事業を行うバス事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、公共交通サービスを拡充し、もって市民の交通の利便性の向上に寄与することを目的とする。
補助事業	バス事業者が行う地域コミュニティバス運行事業
補助事業者	町田市と町田市地域コミュニティバス運行事業協定を締結したバス事業者
補助金額の算定基準	交付要綱第4に定める補助の対象となる経費
その他	現在運行しているコミュニティバスは、以下の3ルート ・玉川学園コミュニティバス・東ルート ・金森地区コミュニティバス・成瀬驛ルート ・玉川学園コミュニティバス・北ルート」

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	- (決算額)	- (決算額)	- (決算額)	73 (決算額)	4,255 (決算額)	12,000 (予算額)
市負担割合	-	-	-	100%	100%	100%

地方公共団体が行う自動車運送事業について

1) 地方公共団体が行う自動車運送事業

路線バスの維持が困難である地域の住民の移動を確保するために導入されるもので、その運行は公共の福祉を確保するために止むを得ない場合に限られる。運行形態としては、地方公共団体が道路運送法第80条の許可を受け、自家用バスで有償運送するもの(80条許可)と地方自治体が借り上げる形でバス事業者に運行を依頼するもの(21条許可)がある。

2) 一般的な補助の形態

一般的に想定される補助の形態としては以下のようなものが考えられる。

表1 一般に想定される補助の形態

形態	内訳	内容
補助金形式	車両購入費補助	・車両購入費の全額を補助 ・車両購入費の一定割合を補助
	運行費補助	・運行費の全額を補助 ・運行費の一定割合を定額で補助
	運行損失補助	・運行費から運行収入を差引した損失部分の全額を補助 ・運行費から運行収入を差引した損失部分の一部を補助
運行委託形式		-

3) 町田市における補助の形態

町田市地域コミュニティバス運行事業補助金（以下「コミュニティバス補助金」という。）は、町田市地域コミュニティバス運行事業補助金交付要綱（以下「コミュニティバス交付要綱」という。）に基づいて交付されており、コミュニティバス交付要綱では補助対象経費を次のように定めている。

表2 コミュニティバス補助金の補助対象経費

<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・燃料及び油脂類の補給に要する経費 ・地域コミュニティバス運行事業に使用するバス又はこれに類する自動車に係る諸税 ・バスの運行に係る保険の契約の締結に関する経費 ・バスの整備及び修繕に要する経費 ・バスの減価償却費又は使用料（使用料、リース料その他名称の如何を問わない） ・補助事業を行うについて市長が必要と認めた経費
--

（コミュニティバス交付要綱より）

一方、町田市民バス運行事業補助金（以下「市民バス補助金」という。）は、町田市民バス運行事業補助金交付要綱（以下「市民バス交付要綱」という。）に基づいて補助を行っているが、市民バス交付要綱においては、補助対象経費の範囲についてコミュニティバス交付要綱のような定めはない。しかしながら、実際の補助金の交付金額の算定に当たっては、上記の定めと同様の考え方で積算をしている。

補助金の交付金額の積算資料から検討を加えると、町田市における補助については下記のような関係となっている。

図1 両補助金の性格

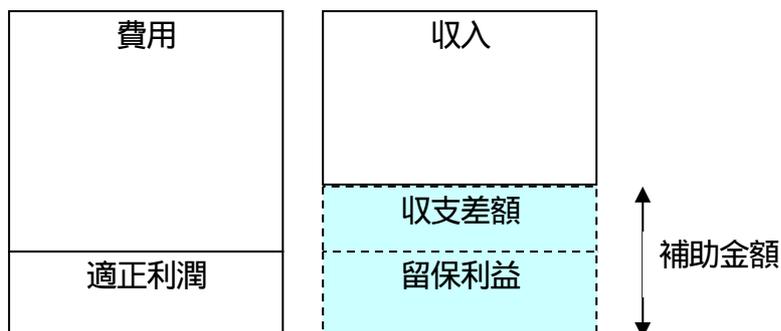


図1に示した通り、補助金額は、毎年度の収支差額 + 適正利潤から構成されていることになる。

上記の費用には、事務職人件費も含まれているが、バス事業者が当該補助事業を管理するために要する一般管理費と適正利潤との関係は明確ではない。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助対象経費の明確化を求めるもの

市民バス交付要綱にはコミュニティバス交付要綱のように補助対象経費について明確な記載内訳がない。市民バス交付要綱に関しても、補助対象経費の範囲に関する基準を明確にする必要がある。

2) 交付要綱における補助対象経費の範囲に係る考え方の明確化を求めるもの

市民バス補助金及びコミュニティバス補助金とも、補助金額を積算するに際して、「適正利潤」を「補助対象経費」に含めている。

上述したように、市民バス交付要綱には補助対象経費の定めがない。また、コミュニティバス交付要綱上では、補助の対象となる経費について、表2に示したように詳細な規定があるものの、適正利潤は補助対象経費として明記されていない。また、コミュニティバス交付要綱第4(7)には「前各号に掲げるもののほか、補助事業を行うについて市長が必要と認めた経費」との定めもあるが、これも経費に関する包括規定であり、適正利潤を補助するという利潤補助の概念を想定した定めではない。なお、積算に際しては、補助対象経費に事務職人件費が含まれている。

以上から、バス事業者が当該補助事業を管理するために要すると認められる一般管理費と適正利潤との関係を整理し、適正利潤の性格を再度検討したうえで、交付要綱に記載されている補助対象経費の範囲に係る考え方を明確にする必要がある。

3) 補助金の交付申請の期限の明確化を求めるもの

市民バス交付要綱第7及びコミュニティバス交付要綱第6では、補助金の交付申請の期日を定めており、その規定は「…別に定める期日までに市長に提出しなければ

ばならない。」とされている。しかしながら、「別に定める期日」が具体的にいつであるのかという点について、定めがない状況となっている。

補助金の交付事務につき、適正な執行を確保する観点から、交付申請の期限の明確化を検討する必要がある。

4) 協定書の法務的な視点からの検討を求めるもの

市民バス事業に関しては、市民バス交付要綱とは別に市と補助事業者との間で町田市民バス運行事業協定書(以下「市民バス協定書」という。)が締結されている。この市民バス協定書には、協定の期限、事業実施に関して発生した第三者に対する損害賠償義務等の基本的な法律事項について具体的に規定されていない。

市民バス事業は運送事業でもあり、交通事故等の損害賠償リスクも存在することから、市民バス協定書の内容について、総務部法務課において法務的な視点からの検討が必要である。

14. 都市づくり部・住宅課

(1) 住宅改良助成金(そ-17)

概要

補助金等名称	住宅改良助成金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日付け建設省住街発第63号建設省住宅局長通知)(以下「国要綱」という。) 東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱(平成16年3月31日付け15住地密第261号東京都住宅局長決定)(以下「都要綱」という。)
補助金交付要綱	町田市住宅改修助成金交付要綱 町田市木造住宅耐震診断助成金交付要綱 町田市優良建築物等整備事業補助金交付要綱 地域住宅交付金交付要綱(国の要綱)
制定年月日()	平成17年10月
直近の改正年月日()	-
補助目的()	市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給を促進すること
補助事業()	国要綱及び都要綱の規定に該当する事業で、市が国の補助を受けるもの等
補助事業者()	国要綱に規定する施行者のうち民間事業者等
補助金額の算定基準()	予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内の額

町田市優良建築物等整備事業補助金交付要綱の規定を記載している。

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	4,938 (決算額)	3,865 (決算額)	27,954 (決算額)	76,069 (決算額)	84,215 (決算額)	184,600 (予算額)
市負担額	4,291	3,115	14,543	20,435	21,624	77,223
国負担額	647	750	9,729	39,967	44,341	69,227
都負担額	-	-	3,682	15,667	18,250	38,150

山崎団地一街区地区優良建築物等整備事業補助金について

住宅改良助成金84百万円のうちの73百万円(表1参照)は山崎団地一街区地区優良建築物等整備事業(以下「山崎団地整備事業」という。)に対する補助である。

山崎団地整備事業に関しては、平成17年度に町田山崎住宅マンション建替組合(以下「組合」)が、市に対して「町田山崎住宅マンション建替組合事業計画書」(以下「事業計画書」)を提出している。平成19年度の山崎団地整備事業補助金73百万円は、事業計画書に記載されている山崎団地整備事業の平成19年度分整備事業費977百万円(表1参照)に対する補助である。

山崎団地整備事業補助金は優良建築物等整備事業補助金交付要綱（以下「整備事業交付要綱」という。）に基づき交付されているが、整備事業交付要綱によると、事業が複数年度に亘る場合には、補助事業の要件として、事業を各年度単位で分割し、分割された事業は市の会計年度内に完了するものであることが定められている（交付要綱 第4(3)）。本件についても各年度に分割された事業が各年度において補助事業としてそれぞれ認可され、補助金の交付も各年度に行われている。また、補助事業及び補助率も整備事業交付要綱に定められている。

しかしながら、山崎団地整備事業補助金の補助金額は、当初の計画段階において、東京都の定める補助金限度額に関する基準（表2参照）に基づき、その総額が330百万円であることが別途定められている。また、各年度の交付額も実際の事業費が確定する前から概ね決定しており、実際の交付額も平成18年度62百万円、平成19年度73百万円で、概ね当初計画通りの金額となっている。

表1 山崎団地整備事業の整備事業費及び補助金額（当初計画）（単位：百万円）

	総額	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
整備事業調査等準備費	14	14	-	-	-	-
整備事業費	5,843	-	178	977	728	3,960
補助金額	330	14	66	73	141	35

表2 東京都の基準による補助金額

共同施設整備費補助	一戸当たり 1,000 千円
マンション建替に伴うその他の補助	一戸当たり 100 千円
東京都の定める補助金限度額	↓
上記合計 1,100 千円 × 山崎団地戸数	300 戸 = 330 百万円

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 債務負担行為としての取扱いを求めるもの

山崎団地整備事業補助金については、次の理由から、東京都の定める補助金限度額の上限額330百万円を、平成17年度から21年度までの5年間で分割して支給することが平成17年度以前に決められていた。

数年間にわたる工事の資金計画を立案する上で補助金交付額の予定が必要であったこと

東京都の定める補助金限度額の上限額330百万円は、整備事業交付要綱に基づいて算定される補助金額と比較しても妥当な金額であると考えられたこと等

実態として当初の計画段階で総額330百万円の補助金交付を決定しているのであれば、次年度以降の負担額を明らかにするため、交付決定時に次年度以降交付予定額について債務負担行為としての取扱いを検討する必要があったと思われる。

今後、整備事業交付要綱に基づく補助で、東京都の定める基準に基づいて複数年度に亘る補助金の総額をあらかじめ決定する場合には、次年度以降の交付予定額について債務負担行為としての取扱いを検討する必要がある。

2) 補助終了後の効果の検証を求めるもの

山崎団地整備事業補助金については、町田市優良建築物等整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に補助の目的が定められているが、交付要綱によると、「市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給を促進すること」が補助の目的とされている。よって、老朽化した建物等の建替工事を行い、工事が完成して入居し、実際に住宅として使用されている状況になって初めて補助の目的を達成したことになる。したがって、市担当課においては、補助が終了した後に補助の成果を検証する必要がある。

山崎団地整備事業補助金は平成21年度で終了する見込みであるが、その後、他の整備事業においても同様の補助を行う場合に、山崎団地整備事業の補助の成果を適切に検証していなければ、山崎団地整備事業の経験を十分に活かさない可能性も考えられる。

市担当課においては、山崎団地整備事業について、補助を終了した後にその成果を検証する必要があることに留意しておく必要がある。

3) 公平性への配慮を求めるもの

当該補助金は、多くのマンション等で老朽化が進んでいる昨今の状況において、補助対象物件を特定する場合に、なぜマンション等の建替えに対して市が補助を行う必要があるのかという点についての配慮が求められる。マンションの建替えは個人・事業者の負担で行うものであるとの考え方もあり、その費用の一部を市が負担することについては、補助の目的あるいは必要性等、補助を行うことの正当性について説明責任に対する配慮が必要である。

さらに、将来的には、補助条件を満たす案件が複数、同時期に生じることも可能性として考えられる。そのような場合には、補助対象物件を特定した際に公平性の問題が生じる可能性があり、この点についても十分な配慮が必要になる。

このように本補助金については、市担当課は長期的な視点を持って対応することが望まれる。

15. 学校教育部・学務課

(1) 奨学金(そ-26)

概要

補助金等名称	町田市奨学資金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	町田市奨学資金支給条例 町田市奨学資金支給条例施行規則
補助金交付要綱等	-
制定年月日	昭和40年2月
直近の改正年月日	平成10年12月
補助目的	修学上必要な学資金を支給することにより、有用な人材を育成する
補助事業	-
補助対象者	1年前から引き続き町田市内に住所を有する者の子弟で、東京都内または神奈川県内の高等学校等に在学する生徒で市の定める一定の要件を満たす生徒
補助金額の算定基準	一律月額8,700円

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	15,373 (決算額)	15,486 (決算額)	15,225 (決算額)	15,164 (決算額)	15,529 (決算額)	15,974 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

町田市奨学資金は、高等学校または高等専門学校に在学する者に対して、修学上必要な資金を支給し、もって有用な人材を育成することを目的として設定された返還不要な奨学金である。

市は、学業が優秀であり経済的理由により就学が困難な者毎年50名を奨学生として選び、正規の修業期間にわたり毎月8,700円を支給している。以前、東京都立高等学校の1ヶ月の授業料が8,700円であったことから、当時は当該授業料相当額を支弁するものであった。その後、都立高等学校の授業料は値上げされたが、市では奨学金の支給額を据え置いているため、都立高等学校の授業料相当額の一部を支弁することとなっている。

奨学生の資格要件は、学業成績、人物及び経済的理由を選考基準として決定されている。奨学生決定の選考は市教育委員会関係者等から構成される町田市奨学資金審議会(以下「審議会」という。)により行われる。

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 給付に当たっての事務手続の見直しを求めるもの

経済的理由の選考基準では、保護者が学資を家計から全く支弁できないか、一部支弁できるかによって認定される。このため、奨学金の給付に当たっては保護者の所得確認を行う必要があるが、保護者の範囲及び所得確認の基準が不明確である。

また、奨学金の給付基準に「経済的理由により就学が困難」との規定があるが、どのような状況を想定して定めたものなのかが明確ではない。その結果、奨学金の給付について次の課題が挙げられる。

ア．所得を計算する際の対象者の範囲

市は同居する家族のうち、親子関係以外で「生計を別にしている」と申告を受けた家族については所得を計算する際の対象者の範囲外としている。このため、同居する所得の高い家族については「生計を別にしている」と申告することにより、所得を低く見せることができる。

所得を計算する際の対象者の範囲を申請者の申告により決定するのは妥当ではなく、世帯単位で判断し、同居する親族は所得を計算する際の対象者として捉える等、一定の基準を定めておく必要がある。

イ．所得確認の基準

市担当課は、奨学金の申請を受けた場合に申請者の所得を調査しているが、この調査を申請者から提出された源泉徴収票の確認のみで済ますケースがある。しかしながら、他の所得もある可能性がある場合などは、必要に応じて、住民税の課税・非課税証明書などの提出を要請することも一つの方法である。なお、奨学金の申請の受付は例年2月上旬から3月上旬の間で行われ、申請時点では直前年度に係る住民税の課税・非課税証明書の入手は不可能であるため、奨学金を支給した後に提出を受けることになる。

ウ．経済的理由により就学が困難の状況

市は、「経済的理由により就学が困難」に該当するかを所得基準の算定式を使用して客観的に判断している。しかしながら、市の定める所得基準を超える保護者の子弟や、「経済的理由」に住宅ローン返済や海外ホームステイの資金確保を挙げている申請者が含まれる。

当該奨学金は返還不要の奨学金であり、奨学金の支給を受けなければ就学が困難な程に経済的に困窮している保護者の子弟に対して、高等教育を安定して受けることを可能にするための制度である。制度の趣旨に合致しない者からの申請であっても、現状では市は審査事務を画一的に取り扱って審査を行わなければならない、市の事務負担を増大させている。

「経済的理由により就学が困難」との規定があるが、どのような状況を想定して定めたものなのか、例えば生活保護費を受給していることを条件とするなど、給付基準を具体的に定めておく必要がある。

2) 給付後の事務手続の見直しを求めるもの

奨学生は、毎学年末に学業成績証明書を出し、市に提出する。市は、奨学生が以下の事項に該当するに至った場合は、審議会の議を経て奨学金の支給の停止・返還を求めることができるとしている。

- ア．傷病その他身体的故障のため修業の見込みがないと認められるとき
- イ．学業成績・操行が著しく不良になったとき
- ウ．本市外に住所を移した時
- エ．東京都外及び神奈川県外に所在する高等学校等に転校したとき
- オ．奨学金の支給を必要としない事情となったとき

しかしながら、市が実際に奨学生から入手している学業成績証明書のみでは上記に該当するかどうかについて十分な審査を行うことができず、現在は学業成績とウ・エのみの確認に留まっている。審査方法が定められていないため、「学業成績・操行が著しく不良になった」とはどのような状態を指すのか明確ではない。具体的な基準や審査方法を定めて審査を行う必要がある。

例えば、学業成績証明書に出席日数等の必要事項の記載を求め、一定以上の出席率を維持していること、奨学金支給開始時から比較して一定水準以下まで成績が下がった場合や所属する高等学校等で追加試験を要求される成績になったときとするなどといった基準を設け、該当すると認められる場合は、それが一時的なものであるかどうかを確かめるために一定期間モニタリングを行うといった方法等が考えられる。

16. 学校教育部・指導課

(1) 教育研究会補助金(補-146)

概要

補助金等名称	町田市公立小学校教育研究会補助金 町田市公立中学校教育研究会補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市学校教育関係団体補助金交付要綱
制定年月日	昭和49年4月
直近の改正年月日	昭和49年4月
補助目的	町田市における学校教育の発展を図るため、学校教育関係団体を助成し、団体の活動を円滑にし、学校教育の向上に寄与することを目的とする。
補助事業	学校教育の進展に寄与するものと認められるもの。 1) 団体の会員、役員の相互研さん事業 2) 学校教育振興に役立つための調査、視察事業 3) 学校教育及び業務の普及、向上を目的とする会議講演の開催及び学校教育関係の資料を作成し頒布する事業
補助事業者	学校教育に携わる職員により構成され、職務を修学研さんし、学校教育の振興を促進する団体
補助金額の算定基準	-

補助金額等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	4,095 (決算額)	3,070 (決算額)	3,070 (決算額)	3,270 (決算額)	3,070 (決算額)	3,070 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

教育研究会とは

教育研究会は町田市立小中学校の教職員で構成される団体であり、小学校教育研究会と中学校教育研究会の2団体がある。教育研究会補助金はこの2団体に対する補助金であるが、教育研究会は町田市からの補助金の他に会員からの会費を主な活動財源としている。

平成18年度及び19年度の各教育研究会の財務状況は次の通りである。

表1 教育研究会の財務状況 (単位：千円)

区分	小学校教育研究会		中学校教育研究会		
	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度	
前年度繰越金(a)	590	976	318	339	
町田市補助金(b)	2,325	2,125	945	945	
会費等収入(c)	1,639	1,668	477	470	
収入合計(d=a+b+c)	4,554	4,770	1,740	1,754	
支出合計(e)	3,578	3,789	1,401	1,436	
次期繰越金(f=d-e)	976	980	339	318	
補助比率(b/d)	51.0%	44.5%	54.3%	53.9%	
繰越金比率	対補助金 (f/b)	42.0%	46.1%	35.9%	33.7%
	対収入合計 (f/d)	21.4%	20.6%	19.5%	18.1%

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 補助金のあり方の再検討を求めるもの

教育研究会補助金は町田市学校教育関係団体補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づいて交付されている。交付要綱には、補助事業として団体の会員及び役員の相互研さん事業などが示されているが、補助対象経費及び補助金の算定基準が明確に定められていない。また、交付要綱以外で補助対象経費及び補助金の算定基準を定めているルール等も存在していない。市担当課によると、現状においては小学校教育研究会と中学校教育研究会それぞれの団体からの予算要望や過去の経緯、市の予算等を勘案して補助金額を決定しているとのことである。補助金額をこのような方法で決定すると、既に補助を行うことの目的は達成されていても、補助が継続的に行われてしまう可能性がある。

また、教育研究会は交付要綱に基づき、補助事業完了後あるいは市の会計年度終了後に実績報告書及び決算報告書(以下「実績報告書等」という。)を市に提出している。両教育研究会とも、どの支出経費に補助金を充当しているのかが事業報告書等において明瞭に表示されていないため、補助金が適正に使用されているかどうかを市担当課が審査することが困難な状況となっている。市担当課が全ての領収書を確認することが補助金の使途の適正性を審査する最も確実な方法であるが、そのような方法は効率性に欠ける面もある。

本補助金については、市が補助する必要があるのか、会員からの会費だけで賄うことはできないのかなど、補助を行うことの必要性を再検討する必要がある。今後も補助を行う必要があると判断するならば、どの程度まで補助を行うことが適切なのかを検討し、補助対象経費と補助金額を明確化するなど、透明性の確保に向けた対応が必要である。

2) 次期繰越金の適正額の見積りを求めるもの

両教育研究会とも次期繰越金が収入合計の20%前後を占めている。また、この次期繰越金は市からの補助金額の40%前後に相当している。次期繰越金は次年度開始当初の運営資金を賄うために、一定程度はその必要性が認められるが、そうであれば、次年度開始当初の活動のために必要となる次期繰越金の額を適正に見積る必要がある。そして、見積額を上回る部分については、各教育研究会に対して自らの活動財源に充当させることを求め、過剰な繰越金がある場合には補助金額を減額する必要がある。

3) 実績報告書の正確性の検証を求めるもの

教育研究会は交付要綱に基づき、補助事業完了後あるいは市の会計年度終了後に実績報告書等を市に提出している。本来であれば、市は実績報告書等の正確性を検証する必要があり、そのことが定められている必要があるが、交付要綱においても実績報告書等の審査は求められておらず、正確性の検証については定められていない。

市担当課では、実績報告書等とともに教育研究会から任意で領収書の提出を受け、市担当者が決算報告書の内容の確認を行っているとのことである。しかしながら、領収書の提出を受けた際に市担当課は教育研究会に対して預り証を発行しておらず、領収書を教育研究会に返却する際にも返却書は入手していない。また領収書を確認した結果に関する記録も残されていない。そのため、どのような手続を実施して確認を行い、その結果はどうであったのかが不明確となっている。

実績報告書等の正確性の検証を行うことを交付要綱に定め、検証手続、検証結果の報告及びそれらの記録の保存等についても定め、その定めに従って実績報告書等の正確性の検証を行う必要がある。

4) 決算報告書と監査報告書の日付の見直しを求めるもの

実績報告書には、決算報告書と決算報告書に対して監査を実施した旨の報告書(監査報告書)が含まれている。この決算報告書の報告日付と監査報告書の日付について、一方の団体は会計年度末日で統一されており、もう一方の団体は会計年度末日の翌日で統一されている。

実務上、会計年度末日に決算報告を行い、その日に監査を終了する、あるいは会計年度末日の翌日に決算報告を行い、その日に監査を終了することは困難である。決算報告書の日付は実際に決算報告を行った日付、そして監査報告書の日付は実際に監査を終了した日付としておく必要がある。

(2) 町田市立小・中学校に対する補助金等

以下の4補助金について検討する。

	補助金額
1) 中学生職場体験事業交付金(交-6)	15,254千円
2) 研究奨励費補助金(補-145)	3,568千円
3) 集団宿泊行事補助金(補-143、144)	64,610千円
4) 特色ある学校づくり推進事業交付金(交-5)	24,652千円
合計	<u>108,086千円</u>

概要

1) 中学生職場体験事業交付金

補助金等名称	中学生職場体験事業交付金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市立中学校職場体験事業交付金交付要綱
制定年月日	平成17年4月
直近の改正年月日	-
補助目的	町田市立中学校に対し中学生の職場体験事業に要する経費を交付中学校の教育活動の充実に資すること
補助事業	中学校における職場体験事業
補助事業者	町田市立中学校
補助金額の算定基準	各校への配分額 = 400千円(一律配当) + 9,000千円 × 各学校生徒数 / 中学校2年生の生徒数 予算額17,000千円を上記の基準により、各学校へ配分
その他	平成20年度より、交付金は廃止し、予算を各校に配当し、各校が直接執行する方式に変更した。

補助金額等の推移	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額(千円)	15,550 (決算額)	13,527 (決算額)	15,254 (決算額)	- (予算額)
市負担割合	100%	99.76%	100%	-
都負担割合	-	0.24%	-	-

2) 町田市研究奨励費補助金

補助金等名称	町田市研究奨励費補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市研究奨励費交付要綱
制定年月日	平成 11 年 4 月
直近の改正年月日	平成 13 年 1 月
補助目的	自主的研究を行う町田市立小・中学校の教員グループの研究を補助することにより、その成果を教育指導上の参考に資するとともに、学校教育の充実・振興に寄与することを目的とする。
補助事業	教員グループによる自主的教育活動
補助事業者	ア．研究奨励校 単一学校内の全教員を持って組織し、学校教育に関する実践的研究を行う団体 イ．研究奨励グループ 学校に勤務する、原則 5 名以上の教員で組織し、研究活動に相当の実績を有し、かつ、今後も継続する意思を有する団体
補助金額の算定基準	ア．研究奨励校 各年度に募集・選定して奨励校の数を決定し、予算額から 1 校当たりの額を決定する。 イ．研究奨励グループ 現在は募集・交付を行っていない。
その他	平成 17 年度に市担当課で内規を定め、現在はこれに沿って運用している。補助金交付要綱では補助事業者を研究奨励校と研究奨励グループとしているが、この内規では研究推進事業の実施主体を学校として、研究推進校または研究校に指定することとしている。すなわち、現在は内規において、補助事業者を研究推進校または研究校に限定している。

補助金等の推移	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
交付金額(千円)	3,802 (決算額)	3,260 (決算額)	3,637 (決算額)	3,495 (決算額)	3,568 (決算額)	3,600 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
補助事業者	研究奨励校 22 校	研究奨励校 20 校	研究奨励校 22 校	研究奨励校 25 校	研究奨励校 14 校	研究奨励校 13 校

3) 集団宿泊行事補助金

補助金等名称	集団宿泊行事補助金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市立小・中学校集団宿泊行事に対する補助金交付要綱
制定年月日	平成11年4月
直近の改正年月日	平成20年6月
補助目的	保護者負担の軽減を図り、もって教育活動の充実に資する
補助事業	集団宿泊行事
補助事業者	町田市立小・中学校
補助金額の算定基準	各学年のクラス数、生徒数や利用するバスの台数の合計に予算で定める金額を乗じて算出する

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
補助金額(千円)	小 26,130 中 61,419 (決算額)	小 19,008 中 43,282 (決算額)	小 20,345 中 43,236 (決算額)	小 20,878 中 42,466 (決算額)	小 21,682 中 42,928 (決算額)	小 24,124 中 47,248 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4) 特色ある学校づくり推進事業交付金

補助金等名称	特色ある学校づくり推進事業交付金
補助金等の交付等の根拠となる法令、条例及び規則等	-
補助金交付要綱	町田市特色ある学校づくり推進事業交付金交付要綱
制定年月日	平成14年4月
直近の改正年月日	-
補助目的	町田市立小・中学校に対し地域に開かれた特色ある学校づくりに要する経費を交付し、学校の教育活動の活性化に資すること。
補助事業	-
補助事業者	町田市立小・中学校
補助金額の算定基準	通常補助金 96 千円(一律配当) + 通常学級数×10 千円 + 特別支援学級数×2 千円 部活動振興分(中学校のみ)として基本額 100 千円を基礎配当とし予算額を生徒数割合で案分して各学校へ配分

補助金等の推移	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
交付金額(千円)	14,117 (決算額)	14,038 (決算額)	14,359 (決算額)	14,782 (決算額)	24,652 (決算額)	22,886 (予算額)
市負担割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

結果

1) 補助金とすることの見直しを求めるもの

補助金等規則では、市が市以外の者に対して交付するものを補助金等と定義している。しかしながら、上記補助金等のうち中学生職場体験事業交付金以外の補助金等は町田市立小・中学校（以下「小中学校」という。）、中学生職場体験事業交付金は町田市立中学校（以下「中学校」という。）に対する補助で、いずれも実質的には市から市への補助となっている。したがって、補助金等規則に合致していない。

なお、中学生職場体験事業交付金については、平成20年度から補助金制度を廃止し、予算を各校に配当したうえで、各校が直接執行する方式に変更されている。

意見

1) 補助金等の統合を求めるもの

中学生職場体験事業交付金以外の補助金等について、当面は補助金等という形で予算配分せざるを得ないのであれば、事務の効率化のためにもそれらの補助金等を1つに統合し、それぞれの補助金等の補助事業である集団宿泊行事事業、研究奨励事業及び特色ある学校づくり推進事業を統合した補助金等の補助事業と位置付けることが望ましい。さらに、以下、2)～7)についても見直しが望まれる。

2) 補助金等で購入した物品等の管理の徹底を求めるもの

研究奨励事業及び特色ある学校づくり推進事業では補助金等により書籍を消耗品として大量に購入している。また、中学生職場体験事業交付金では交付校20校のうち7校が合計1,306千円のデジタルカメラを購入している。そのうち2校は平成18年度に合計351千円、平成19年度は合計587千円と確定交付額の30%から40%をデジタルカメラ購入費用に充当している。

これら物品等については補助事業終了年度以降も使用が可能であるが、その取扱いが明確となっていない。補助事業終了後の有効利用・適正管理についての基準を定める必要がある。

3) 補助金等の使途の見直しを求めるもの

4つの補助金等は、市担当課が小中学校（中学生職場体験事業交付金については中学校のみ）の提出する交付申請書に基づき交付決定を行っている。そして、各小中学校は会計年度終了後、実績報告書を作成して市担当課に提出している。実績報告書あるいは各補助金等に関連する書類を確認した結果、次のような事案が見受けられた。市担当課は、交付決定の内容に反していないかどうかを調査する必要がある。

ア．中学生職場体験事業交付金

中学生職場体験事業交付金について、市担当課が作成した「2007年度町田市中学生職場体験事業交付金執行についての留意事項」（以下「留意事項」という。）によると、消耗品は購入価格が1点30千円未満のものに限ると定められているのに対し、1点30千円未満になるように分割して購入していると考えられる消耗品が見受けられる。

留意事項では、パソコン周辺機器はセキュリティの問題があるので、単独で使用する場合を除いては金額にかかわらず購入できないとしている。しかしながら、多くの中学校がパソコンに接続して使用するSDカードやUSBメモリーなどのパソコン周辺機器を購入している。

また、平成18年度、19年度と2年連続で印刷機や大型ホチキス、デジタルカメラ等を購入している中学校があるが、これらの物品について1年で使用不可能となる性質のものなのかどうか、あるいは、なぜ長期間使用可能なものを購入しなかったのかなど、市担当課はその用途を調査する必要がある。例えば、印刷機については教育予算を用いて購入するケースも見受けられる。教育予算で購入した印刷機があるにもかかわらず、中学生職場体験事業交付金を用いて新たに購入する必要性がどこにあったのかなどについても調査する必要がある。

イ．特色ある学校づくり推進交付金

特色ある学校づくり推進交付金の目的は、地域に開かれた特色ある学校づくりに要する経費を交付し、学校の教育活動の活性化に資することである。しかしながら、実績報告書によると、日々の授業やその際に必要な教材、教育ボランティア費で賄い切れなかった講師費用など、補助目的とは直接関係ないと思われる費用や、本来教育予算から支弁すべき費用に当該交付金を充当しているものが見受けられる。

4) 補助金額の算定基準の見直しを求めるもの

特色ある学校づくり推進事業交付金及び中学生職場体験事業交付金については、市担当課が補助金等の上限額を設定し、各小中学校にはその範囲内で補助金等の申請を行うよう求めている。しかしながら、全ての学校が上限額で申請しており、実質的には上限額が補助金等申請額となっている。このため、各学校の申請額は小中学校の規模あるいは小中学校側のニーズを必ずしも反映した金額とはなっていない可能性がある。

中学生職場体験事業交付金では、事業実施に要する費用の多くは交通費であり中学校や訪問先の立地条件の影響を受け、必ずしも生徒数には比例しない。このため交付校20校のうち40%にあたる8校が交付された補助金等の10%以上を返還しており、中には交付額の77%を返還する中学校もあるなど、多額の返還金が生じている中学校が見受けられる。

多額の返還金が生じた中学校は翌年度において補助金等を使い切るために必要以上の経費を発生させる可能性がある。例えば、平成18年度に交付金額913千円の36%にあたる332千円を返還した中学校では平成19年度においてデジタルカメラ199千円を購入し、補助金等の返還額を1千円にまで減少させている。

市担当課は、小中学校（中学生職場体験事業交付金については中学校）に対し、各校の実情に応じ、事業に必要な額を補助金等の金額として申請するよう指導する必要がある。

5) 補助金申請方法の見直しの検討と規則の順守を求めるもの

町田市立小・中学校集団宿泊行事に対する補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）では、集団宿泊行事補助金の申請書は原則として補助事業を実施する1ヶ月

前までに市長に提出しなければならないと定めている。しかしながら、過半数の学校が補助金等の申請が事後的になされており、実施の2ヶ月後に申請を行っている学校もある。交付要綱は原則として事前申請を行う旨を定めているが、補助事業の性質等を勘案して事前申請を原則とすることが適切なかどうか、事後申請を認めるとしたらどのような条件を満たしていることが必要なかを検討し、その検討結果を踏まえて、交付要綱の順守のための適切な指導をする必要がある。

6) 実績報告書の記載内容の見直しを求めるもの

各小中学校が提出する実績報告書の記載内容・記載方法について次の問題点が見受けられた。

ア．特色ある学校づくり推進事業交付金

実績報告書提出日前の日付で実績報告書を受理して、補助金確定通知の決裁を行っているが、実際の日付を受理日・通知日とする必要がある。また、実績報告書には達成目標と実績・成果に対する自己評価等を記載する必要があるが、提出された実績報告書の中には、補助事業の報告がなされていないもの、1月にサツマイモの栽培を行って10月に収穫をし、2月に夏休み親子料理教室を開催するなど事実と明らかに異なると思われるものが見受けられる。市担当課においては報告書の審査を徹底し、適切な指導を実施する必要がある。

イ．研究奨励費補助金

小中学校は交付申請書に「研究にかかる経費」を記載しなければならず、会計年度終了後に市担当課に提出する実績報告書には、研究について実際に支出した項目を記載しなければならないとされている。

現状においては、交付申請書における「研究にかかる経費」と実績報告書の内容が表1に示したように乖離している小中学校がみられる。町田市研究奨励費交付要綱では、実績報告の審査に当たり、研究の成果が奨励費の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、奨励費の交付額を確定するとしている。予算と実績の乖離がある場合は、補助金等の交付決定の内容等に適合しているかどうかの審査を可能にするため、実績報告書においてその理由等の記載を求める必要がある。

表1 交付申請書と実績報告書で記載内容に違いが見られる例

交付申請書		実績報告書	
講師謝礼金	150千円	消耗品	90千円
		印刷製本費	32千円
		通信費	1千円
		研修参加費	27千円

ウ．中学生職場体験事業交付金

実績報告書には訪問した職場の数や参加した生徒の人数は記載されているが、実際に訪問した職場に関する記載がない。少なくともどのような職場を訪問したのかは記載させる必要がある。

7) 実績報告書の正確性の検証を求めるもの

小中学校は交付要綱に基づき、補助事業完了後あるいは市の会計年度終了後に実績報告書等を市に提出している。本来であれば、市は実績報告書等の正確性を検証する必要があり、そのことが定められている必要があるが、交付要綱においても実績報告書等の審査は求められておらず、正確性の検証については定められていない。

市担当課では、実績報告書等とともに小中学校から任意で領収書の提出を受け、市担当者が決算報告書の内容の確認を行っているとのことである。しかしながら、領収書の提出を受けた際に市担当課は小中学校に対して預り証を発行しておらず、領収書を小中学校に返却する際にも返却書は入手していない。また領収書を確認した結果に関する記録も残されていない。そのため、どのような手続を実施して確認を行い、その結果はどうであったのかが不明確となっている。

実績報告書等の正確性の検証を行うことを交付要綱に定め、検証手続、検証結果の報告及びそれらの記録の保存等についても定め、その定めに従って実績報告書等の正確性の検証を行う必要がある。

17. 町田市民病院・経営企画室

(1) 病院事業会計負担金(負-6)

概要

1) 町田市民病院の概要

表1 町田市民病院の概要

施設	敷地面積	15,792.74 m ²
	建物	東棟・南棟・エネルギーセンター棟
	病床数	458床
設備等	代表的な設備・医療機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・集中治療室,救急治療室 ・磁気共鳴断層撮影装置・CT スキャナー装置 ・血管造影映画撮影装置・体外衝撃波結石破碎装置 ・乳房撮影専用装置・骨密度測定装置・手術ビデオ編集装置 ・無菌注射調剤システム・自動アンプル払出装置・ビデオ内視鏡システム その他
診療科目		内科(呼吸器科,消化器科,リウマチ科・アレルギー科),循環器科,外科(小児外科),形成外科,心臓血管外科,整形外科,脳神経外科,皮膚科,泌尿器科,小児科,産婦人科,神経(精神)科,耳鼻咽喉科,眼科,歯科・歯科口腔外科,放射線科,リハビリテーション科,麻酔科
診療実績	年延外来患者数	311,456人(平成18年度実績)
	年延入院患者数	127,662人(平成18年度実績)
	一般病床利用率	85.3%
職員数		504人(平成19年4月1日現在) 医師75人,歯科医師2人,助産師19人,看護師307人,准看護師3人,薬剤師15人,医療技術員53人,事務職員28人,その他2人

1) 病院事業に係る一般会計負担金の概要

地方公営企業の経費で政令で定めるもののうち、以下のものについては、地方公共団体の一般会計等からの負担金の支出により負担するものとされている(地方公営企業法第17条の2)。

- ・ その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当ではない経費
- ・ 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

病院事業においては、救急の医療を確保するために要する経費や高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費等について、一

般会計から病院事業特別会計へ繰り入れられることとなる（地方公営企業法施行令第8条の5）。

実務的には、これらを受けて、毎年度、総務省自治財政局から、地方公営企業繰出金に係る通知が発出され、この通知に定められた計算方法に基づき積算された繰出金が病院事業会計への負担金となる。

2) 町田市における病院事業負担金の推移

一般会計の負担金は、地方公営企業法施行規則に基づき、地方公営企業である病院の収益的収入及び支出（地方公営企業法施行規則 別表第5 第3条）に係る負担金（いわゆる3条繰入）と資本的収入及び支出（地方公営企業法施行規則 別表第5 第4条）に係る負担金（いわゆる4条繰入）に区分される。

なお、収益的収支は通常の病院事業の営業に係る収入及び支出であり、資本的収支は病院事業の建設改良やそのための資金調達・償還に係る収入及び支出である。

町田市における、3条繰入及び4条繰入の推移は次の通りである。

表2 負担金の推移

（単位：千円）

負担金の推移	H15年度 (決算額)	H16年度 (決算額)	H17年度 (決算額)	H18年度 (決算額)	H19年度 (決算額)	H20年度 (予算額)
収益的収支への 繰入(3条繰入)	1,308,775	1,268,151	1,283,331	1,270,106	1,310,902	1,350,000
資本的収支への 繰入(4条繰入)	323,555	81,849	66,668	79,893	39,097	-

結果

特に記載すべき事項はない。

意見

1) 将来における病院の内部留保と病院負担金のバランスを求めるもの

町田市における負担金総額のうち、町田市病院事業会計への一般会計からの繰入に伴う負担金はその約50%を占めている。

当該負担金の計算は、他地方公共団体の公立病院と同様に、総務省自治財政局から毎年度発出される地方公営企業繰出金に係る通知に基づいて算出されており、特段の問題はない。

町田市においては、当該通知による計算基準額を超過する任意の繰入金（いわゆる基準外繰入金）は無く、また地方公営企業の資本的収支に係る支出（いわゆる4条収支）については、極力、町田市民病院の医業収入等を基礎とする内部留保で充当しており、平成20年度予算においては、資本的収支に対する繰入は行っていない状況となっている。

病院事業特別会計に対する一般会計からの繰入に関して他の地方公共団体と比較して考えるならば、相対的に健全なものであるといえる。

しかしながら、高齢化社会の到来と高度医療に対するニーズの増加等を考慮するならば、公立病院における資本的収支の拡充は不可欠な環境にあるものと推測され

る。町田市もその例外ではなく、現状のような一般会計からの繰入を継続するならば、表3に示したように将来的には内部留保が枯渇することが十分想定される。

想定され得る内部留保の減少に対して、公的医療サービスを継続的に維持していくためには、市民病院の自助努力により医業収入を増加させるか、あるいは一般会計の負担金を増加させるかの判断を迫られることになるものと考えられる。

表3 市民病院内部留保額の推移 (単位：百万円)

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4,893	5,272	5,482	5,553	3,918	2,128	1,326	990	802

(本表の数値は町田市経営企画室の推定計算による)

継続的な公的医療サービスの提供のためには、適切な医業支出のための財源確保のバランスが重要であり、経営合理化のために支出を抑制するだけでは、適切な公的医療サービスの提供は困難となる。そのため、適切な医業支出の維持のための財源として、一般会計からの適切な負担金と病院独自の医業収入のバランスをどのように考えるかという点が重要な課題となる。

これらのバランスをどのように維持していくかが財政運営上の課題となると考えられるため、町田市としては、病院経営の将来収支予測を常に考慮しつつ、これらのバランスを維持しながら、健全な運営がなされるよう配慮することが重要である。現在、町田市は「病院経営改革会議」を設置し、さらに市民病院経営診断委託などを実施しているが、それらをより有効に活用すること等を通じて、適時・適切に経営のモニタリングをしていく必要がある。

・その他

1. 補助金、交付金、その他

監査範囲に含めなかった補助金、交付金及びその他についても、それぞれの担当課は次の事項について対応を図る必要がある。

(1) 交付要綱等の見直し及び実績報告書の正確性の検証を求めるもの

意見

1) 交付要綱等の見直しを求めるもの

補助金等は、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められるものでなければならない。そのためには補助事業等を交付要綱等で具体的に定めておく必要がある。

「第2 1.(4)平成19年度をもって廃止された補助金等」に記載したように、町田市は平成20年度予算編成の際に補助金等の見直しを行っている。その際の調査において、ほとんどの補助金、交付金及びその他については、交付要綱等が存在していた。しかしながら、監査範囲とした補助金等の交付要綱等を検討した結果、補助事業、補助対象経費、補助金額の算定基準あるいは補助事業者の条件(以下「補助事業等」という。)が明確に定められていないものが見受けられた。したがって、監査範囲としなかった補助金等の中にも、補助事業等が具体的に定められていないものが存在する可能性がある。

交付要綱等においては補助事業等を具体的に定める必要があり、現状においてそのような定めのない補助金等は交付要綱等の見直しが必要である。

2) 実績報告書の入手とその正確性の検証を求めるもの

補助金等の予算の執行に関する規則第11条によると、実績報告として、補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、あるいは市の会計年度が終了したときには、当該事業等の成果または結果を記載した報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならないとされている。

したがって、全ての補助金等について実績報告書を入手する必要があり、当該補助金等が団体運営費補助金に該当する場合は、実績報告書の関係書類として補助事業者の決算書も入手する必要がある。

また、補助事業者から入手する実績報告書及び決算書(以下「実績報告書等」という。)については、市の補助金がどの事業にいくら充当されているのかが明瞭に表示されている必要がある。しかしながら、監査範囲とした補助金等の実績報告書等の中には、市の補助金等がどの事業にいくら充当されているのかが不明確なものが見受けられた。したがって、監査範囲としなかった補助金等の実績報告書の中にも、同様の記載内容となっているものが存在する可能性がある。補助事業者から提出を受けている実績報告書等について、市の補助金の充当額と補助事業者の決算数値とのつながりが不明確な場合には、担当課は補助事業者に対して、実績報告書等の表示内容の見直しを要請する必要がある。

2. 負担金

(1) 負担金のあり方の見直しを求めるもの

調査内容

「第2 3.(2) 調査書により現状分析を実施した負担金」に記載した通り、負担金について、本報告書中の「参考資料：市担当課に作成を依頼した調査書(例)」に記載した調査書の作成を市担当課に依頼し、回答を入手して負担金の現状を分析した。

表1 負担金について実施した調査の概要

項目	内容			
調査対象	一般会計及び特別会計(下水道事業会計及び受託水道事業会計)の負担金のうち、監査範囲とした負担金及び下水道受益者受益者負担金を除いた負担金。 調査書の作成を依頼した負担金については、「参考資料：1.(2)負担金」に記載している。 記載箇所 「参考資料：1.(2)表5 一般会計の負担金」 「参考資料：1.(2)表6 下水道事業会計の負担金」 「参考資料：1.(2)表7 受託水道事業会計の負担金」			
調査件数	会計	調査依頼件数	回答入手件数	
	一般会計	175件	186件	1
	下水道事業会計	10件	11件	2
	受託水道事業会計	1件	1件	
	合計	186件	198件	
	1 「参考資料：1.(2)表5 一般会計の負担金」に記載している負担金の中には、複数の負担金を一括して表示しているものがあるため、調査依頼件数と回答入手件数が一致していない。 2 「参考資料：1.(2)表6 下水道事業会計の負担金」に記載している負担金の中には、複数の負担金を一括して表示しているものがあるため、調査依頼件数と回答入手件数が一致していない。			
分析対象	回答を入手した198件の負担金のうち、市担当課が研修負担金であると回答した22件については現状分析の対象から除外した。よって176件の負担金について現状分析を実施した。			

調査結果

回答を入手した176件の集計結果は次の表2の通りである。

法令等に規定があるものが、82件、協定書等が存在するものが19件、請求書を入手しているの168件となっている(複数回答のため、合計額は176件に一致しない)。

第4 監査の結果及び意見

表2 負担金の現状分析の回答結果 (単位：件、千円)

項目	件数	合計	平均金額 /	最高額	最低額
1 当該負担金について個別に規定した法令、条例または規則等(以下「法令等」という。)がある	82	23,175	282	3,675	0.5
2 当該負担金の支出先と協定書あるいは契約書(以下「協定書等」という。)を締結している	19	6,784	357	1,883	19
3 先方からの請求書もしくは支払通知(以下「請求書等」という。)に基づき支出している	168	40,172	239	3,675	0.5
4 1～3以外	2	101	50	100	1

回答の分析結果は表3に示した通り、176件の負担金については、法令等あるいは協定書等が存在するものが101件、請求書等のみが存在するのが73件、その他が2件となっている。また、法令等あるいは協定書等が存在する101件の中でも、それらに負担金額の定めがないものが22件ある。

表3 負担金の現状分析の分析結果 (単位：件、千円)

項目	件数	合計	平均金額 /	最高額	最低額
1 当該負担金について個別に規定した法令等、あるいは、当該負担金の支出先と協定書等を締結している	101	29,959	296	3,675	0.5
2 先方からの請求書等のみに基づき支出している	73	11,282	154	2,868	3
3 1・2以外	2	101	50	100	1
合計	176	41,343	234	3,675	0.5
4 1のうち、法令等あるいは協定書等に負担金額が明記されていない	22	9,175	417	3,675	0.5

表3の2に記載している73件のうち、支出額が500千円以上の負担金は、次の7件である。

表4 請求書等のみで支出がなされている500千円以上の負担金 (単位：千円)

	課	負担金名	支出額
負 - 12	広報広聴課	多摩西人権擁護委員協議会負担金	717
負 - 56	スポーツ課	市町村総合体育大会負担金	510
負 - 66	国際版画美術館	版画美術館友の会イベント負担金	1,200
負 - 68	福祉総務課	南多摩保護観察協会負担金	2,868
負 - 156	農業委員会事務局	東京都農業会議負担金	971
負 - 216	水再生課	汚泥処理負担金	807
負 - 218	水道部業務課	負担金補助及び交付金	933
合計			8,008

分析対象とした176件について、それぞれの担当課が負担金を支出することによって、どのような対応を図っているのかを記載したのが表5である。

全体の7割弱にあたる123件が、負担金支出先が主催する会合・イベントに市として参加しており、全体の8割弱にあたる139件が、負担金支出先から何らかの資料等を入手している。また、回答に担当課として期待する効果の記載のなかった負担金は6件存在した。

表5 負担金の効果の分析結果 (単位：件、千円)

項目		件数	合計	平均金額 /	最高額	最低額
1	負担金支出先が主催する会合・イベントに参加しているもの	123	27,976	227	3,675	1
2	負担金支出先が発行する資料等を入手しているもの	139	31,089	223	3,675	1
3	負担金を支出する効果について具体的な記載のなかったもの	6	3,034	505	970	64

意見

1) 協定書等の作成の基準の明確化を求めるもの

補助金等に含まれる負担金についても、公益性、正当性、公平性、有効性等が認められる必要がある。そのためには、原則として、個別に規定された法令、条例または規則等(以下「法令等」という。)が存在すること、もしくは負担金の支出先と協定書あるいは契約書等(以下「協定書等」という。)を締結していることが必要である。回答を入手した176件の6割弱にあたる101件については、法令等あるいは協定書等が存在しているが、73件は請求書もしくは支払通知(以下「請求書等」という。)のみで支出を行っており、この73件の中には、表5に示した通り、比較的に多額の負担金も含まれている。

一方、負担金には少額(例えば10千円未満)のものも多く含まれている。少額

な負担金についても、協定書等の作成を義務付けるのかは、事務の効率性との兼ね合いで検討の余地がある。現状の対応においては、市全体で金額の基準を設け、その金額基準以上の負担金に関して、個別に規定された法令等が存在しない場合には、協定書等の締結を義務付けることも一つの方法である。

2) 少額負担金の必要性の見直しを求めるもの

1) で述べたように、負担金には少額（例えば10千円未満）のものが多く含まれている。少額の補助金に関しては、補助の効果が不明確であり、必要性が疑問視される。一方、少額の負担金に関しては、義務的に支出せざるを得ない等、必要性を認めざるを得ないものと、補助金と同様、必要性が疑問視されるもの双方が混在している可能性がある。

市全体として、少額負担金の必要性を判断する考え方を明確にして、各課に周知徹底することが望まれる。

参考資料

1. 町田市の補助金等の一覧

表1及び表2は町田市の補助金等の額の平成19年度の状況を示したものである。

表1 補助金等の金額 (単位：千円)

区分	補助金	負担金	研修負担金 (1)	交付金	その他 (2)	合計
一般会計	3,257,375	3,053,150	27,746	99,955	543,214	6,981,442
特別会計	637	60,772	331	81,046	-	142,787
下水道	637	59,839	331	-	-	60,807
鶴川馬込北土地 区画整理	-	-	-	81,046	-	81,046
受託水道	-	933	-	-	-	933
合計	3,258,012	3,113,923	28,077	181,001	543,214	7,124,229

- 1 市外部で行われた研修に市の職員が参加した際の参加費
- 2 補助金、負担金、研修負担金及び交付金のいずれにも区分することが困難なもの。

表2 補助金等の件数 (単位：件)

区分	補助金	負担金	研修負担金	交付金	その他	合計
一般会計	151	204	62	8	26	451
特別会計	1	14	1	1	0	17
下水道	1	13	1	0	0	15
鶴川馬込北土地 区画整理	0	0	0	1	0	1
受託水道	0	1	0	0	0	1
合計	152	218	63	9	26	468

表3から表12は表1の内訳を示したものである。また、これらの表に記載している「監査範囲」及び「監査結果」の内容は次の通りである。

監査範囲		規則・書類等を確認し、市担当課へのヒアリングを実施
		市担当課に調査書の作成を依頼して現状分析を実施
	-	監査範囲から除外
監査結果		結果、意見とも記載事項あり
		意見について記載事項あり
	-	監査範囲から除外した。もしくは監査を実施したが結果・意見とも該当事項なし

(1) 補助金

表3 一般会計の補助金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補- 1	広報広聴課	日本司法支援センター補助金	平成19年度をもって廃止		300
補- 2	防災安全課	自主防災組織補助金			10,057
補- 3	防災安全課	自主防災組織防災倉庫購入補助金	-	-	1,082
補- 4	防災安全課	町田防火防災協会補助金	-	-	192
補- 5	防災安全課	町田防火管理者研究会補助金	-	-	171
補- 6	防災安全課	町田危険物安全協会補助金	-	-	78
補- 7	納税課	納税貯蓄組合連合会補助金	平成19年度をもって廃止		473
補- 8	市民課	センターまつり補助金	-	-	82
補- 9	市民課	センターまつり補助金	-	-	82
補- 10	文化振興課	(財)町田市文化・国際交流センター補助金			60,000
補- 11	市民協働推進課	町内会・自治会補助金			25,964
補- 12	市民協働推進課	集会所建設費補助金	-	-	17,253
補- 13	市民協働推進課	町内会・自治会連合会補助金	-	-	4,000
補- 14	市民協働推進課	中規模集会所施設整備費補助金	-	-	705
補- 15	市民協働推進課	地域・テーマコミュニティ協働事業補助金	-	-	452
補- 16	市民協働推進課	センターまつり補助金	-	-	82
補- 17	市民協働推進課	センターまつり補助金	-	-	82
補- 18	市民協働推進課	センターまつり補助金	-	-	82
補- 19	市民協働推進課	消費生活センター運営協議会補助金	-	-	535
補- 20	忠生市民センター	センターまつり補助金	-	-	82
補- 21	堺市民センター	センターまつり補助金	-	-	82
補- 22	小山市民センター	センターまつり補助金	-	-	82
補- 23	防災安全課	民間交番運営費補助金	-	-	3,518
補- 24	防災安全課	町田防犯協会補助金	-	-	766
補- 25	防災安全課	青色防犯パトロール補助金	-	-	324
補- 26	福祉総務課	(社福)町田市社会福祉協議会補助金			172,788
補- 27	福祉総務課	やまゆり号運行サービス運営費補助金			27,264
補- 28	福祉総務課	福祉サービス第三者評価受審事業補助金		-	6,348
補- 29	福祉総務課	市民外出支援サービス運営費補助金			6,000
補- 30	福祉総務課	福祉輸送サービス共同配車センター運営費補助金			4,302
補- 31	福祉総務課	バリアフリーマップ運営費補助金	-	-	2,450
補- 32	福祉総務課	拠点づくり事業補助金	-	-	1,864
補- 33	福祉総務課	町田市原爆被害者の会町友会補助金	-	-	290
補- 34	福祉総務課	町田市戦没者遺族会補助金	-	-	290
補- 35	福祉総務課	町田地区保護司会補助金	-	-	218
補- 36	福祉総務課	福祉有償運送運転者講習事業補助金	平成19年度をもって廃止		184
補- 37	障がい福祉課	心身障がい者授産事業運営費補助金			269,426
補- 38	障がい福祉課	精神障がい者共同作業所通所訓練事業運営費補助金		-	173,652

表3 一般会計の補助金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補- 39	障がい福祉課	心身障がい者(児)訓練事業 運営費補助金		-	55,758
補- 40	障がい福祉課	心身障がい者(児)地域デイ グループ事業運営費補助金		-	42,288
補- 41	障がい福祉課	重度重複障がい者集中施設 運営費補助金		-	36,989
補- 42	障がい福祉課	精神障がい者グループホーム 運営費補助金		-	36,662
補- 43	障がい福祉課	美術工芸館運営費補助金	平成19年度をもって廃止		24,401
補- 44	障がい福祉課	通所サービス利用促進事業補助金		-	19,500
補- 45	障がい福祉課	精神障がい者通所授産事業運営費 補助金	平成19年度をもって廃止		12,499
補- 46	障がい福祉課	小規模作業所等新体系移行 支援事業補助金		-	11,986
補- 47	障がい福祉課	(社福)まちだ育成会補助金	平成19年度をもって廃止		11,689
補- 48	障がい福祉課	重度障がい児者医療連携支援事業 補助金	-	-	5,820
補- 49	障がい福祉課	湯舟共働学舎建設費補助金	-	-	5,550
補- 50	障がい福祉課	障がい者福祉ホーム運営費補助金	-	-	5,068
補- 51	障がい福祉課	(社福)ルピナス「木曾作業所」建設 費補助金	-	-	3,500
補- 52	障がい福祉課	(社福)富士福祉会「ひあたり野津田」 施設整備費補助金	-	-	3,500
補- 53	障がい福祉課	町田荘施設整備費補助金	-	-	2,419
補- 54	障がい福祉課	訪問入浴事業補助金	-	-	1,920
補- 55	障がい福祉課	町田市身体障害者福祉協会補助金	-	-	1,080
補- 56	障がい福祉課	さるびあホーム補助金	-	-	1,030
補- 57	障がい福祉課	町田市知的障がい者育成会補助金	-	-	870
補- 58	障がい福祉課	町田市障害児者を守る会 (すみれ会)補助金	-	-	360
補- 59	障がい福祉課	特定非営利活動法人町田市精神 障害者さるびあ会補助金	-	-	210
補- 60	障がい福祉課	町田市ダウン症児を守る会 (こばと会)補助金	-	-	100
補- 61	障がい福祉課	町田市自閉症児者親の会補助金	-	-	100
補- 62	高齢者福祉課	(社)町田市シルバー人材センター 運営費補助金			53,428
補- 63	高齢者福祉課	(社福)賛育会第二清風園整備費 補助金	-	-	52,246
補- 64	高齢者福祉課	(社福)七五三会いづみの里 整備費補助金	-	-	41,166
補- 65	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム(社福)合掌苑整備 費補助金	-	-	37,627
補- 66	高齢者福祉課	町田市老人クラブ運営費補助金			30,460

表3 一般会計の補助金

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補- 67	高齢者福祉課	(社福)町田市福祉サービス協会高齢者福祉施設整備費補助金	-	-	22,901
補- 68	高齢者福祉課	地域介護・福祉空間整備補助金	-	-	22,000
補- 69	高齢者福祉課	(社福)福音会高齢者福祉施設整備費補助金	-	-	19,416
補- 70	高齢者福祉課	(社福)創和会ケアセンター成瀬整備費補助金	-	-	16,200
補- 71	高齢者福祉課	認知症高齢者グループホーム整備事業補助金	-	-	13,125
補- 72	高齢者福祉課	社会福祉法人の減免実施補助金[国制度]	-	-	5,931
補- 73	高齢者福祉課	地域介護・福祉空間整備補助金	-	-	3,000
補- 74	高齢者福祉課	町田市みどりクラブ連合会補助金	-	-	2,589
補- 75	高齢者福祉課	デイサービス成瀬会館管理運営費補助金	-	-	500
補- 76	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあいもみじ館(金森)事業)	-	-	497
補- 77	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあいいちよう館(鶴川)事業)	-	-	497
補- 78	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあいくぬぎ館(木曾山崎)事業)	-	-	497
補- 79	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあい桜館(小山田)事業)	-	-	491
補- 80	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあいまっこく館(町田)事業)	-	-	430
補- 81	高齢者福祉課	社会福祉法人等の減免実施補助金[都制度]	-	-	200
補- 82	高齢者福祉課	町田市高齢者福祉施設運営協議会補助金	-	-	150
補- 83	高齢者福祉課	マッサージ事業補助金 (ふれあいいけやき館(堺)事業)	-	-	138
補- 84	子ども総務課	私立幼稚園等園児保護者補助金	-	-	537,623
補- 85	子ども総務課	預かり保育充実事業費補助金	-	-	12,000
補- 86	子ども総務課	幼稚園児災害共済補助金	-	-	2,375
補- 87	子ども総務課	町田市私立幼稚園協会補助金	-	-	900
補- 88	児童青少年課	町田市青少年健全育成地区委員会活動費補助金	-	-	4,512
補- 89	児童青少年課	冒険遊び場事業補助金	-	-	880
補- 90	子育て支援課	保育所運営費加算補助金[市制度]	-	-	308,508
補- 91	子育て支援課	認証保育所運営費補助金	-	-	216,012
補- 92	子育て支援課	待機児解消緊急対策補助金	-	-	50,000
補- 93	子育て支援課	認可外保育所利用者補助金	-	-	45,607
補- 94	子育て支援課	民間保育所施設整備借入金償還対策費補助金	-	-	14,331
補- 95	子育て支援課	木曾保育園施設整備費補助金	-	-	14,214
補- 96	子育て支援課	家庭福祉員補助金	-	-	13,966
補- 97	子育て支援課	産休・病休代替職員費補助金[都制度]	-	-	7,185

表3 一般会計の補助金

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補-98	子育て支援課	法人立保育園協会事業補助金	-	-	800
補-99	子育て支援課	資格取得講習受講料補助金 [都制年度]	-	-	523
補-100	子育て支援課	非常通報装置設置事業補助金	-	-	300
補-101	環境保全課	住宅用太陽光発電システム 設置補助金	-	-	9,436
補-102	環境保全課	飼い犬・飼い猫の避妊・去勢 手術補助金	-	-	4,787
補-103	環境保全課	まちだ動物愛護のつどい補助金	-	-	203
補-104	公園緑地課	保護樹木に対する補助金	-	-	197
補-105	産業観光課	企業誘致補助金	-	-	104,435
補-106	産業観光課	中小企業融資利子補助金	-	-	103,901
補-107	産業観光課	町田市新元気をかせ商店街 事業補助金			43,358
補-108	産業観光課	町田市新元気をかせ商店街 事業補助金			24,312
補-109	産業観光課	商工会議所補助金			30,400
補-110	産業観光課	(財)町田市勤労者福祉 サービスセンター補助金			30,006
補-111	産業観光課	信用保証料補助金		-	19,669
補-112	産業観光課	商店街街路灯補助金	-	-	3,807
補-113	産業観光課	中小企業退職金共済掛金補助金	-	-	2,090
補-114	産業観光課	公衆浴場利用促進事業補助金	-	-	1,654
補-115	産業観光課	公衆浴場施設改善事業補助金	-	-	768
補-116	産業観光課	町田仲見世商店会公衆便所上下水 道使用料補助金	平成19年度をもって廃止		150
補-117	農業振興課	農業振興事業補助金	-	-	7,976
補-118	農業振興課	地力培養事業補助金	-	-	666
補-119	農業振興課	優良家畜等購入費補助金	-	-	500
補-120	農業振興課	乳用牛育成委託事業補助金	-	-	425
補-121	農業振興課	農作業支援事業補助金	-	-	346
補-122	農業振興課	家畜伝染病予防事業補助金	-	-	299
補-123	農業振興課	農産物出荷容器購入事業補助金	-	-	260
補-124	農業振興課	町田市農協青壮年部会事業補助金	-	-	200
補-125	農業振興課	認定農業者連絡協議会事業補助金	-	-	200
補-126	農業振興課	防雀網購入事業補助金	平成19年度をもって廃止		157
補-127	農業振興課	地産地消事業補助金	-	-	142
補-128	ごみ減量課	生ごみ処理機購入費補助金	-	-	2,132
補-129	ごみ減量課	町田ごみフェスタ事業補助金	-	-	700
補-130	道路管理課	街路灯電気料補助金	-	-	4,249
補-131	交通安全課	町田交通安全協会補助金	-	-	7,519
補-132	道路用地課	私道移管補助金		-	17,715
補-133	道路用地課	私道整備補助金		-	9,896
補-134	道路用地課	私道移管補助金		-	7,854

表3 一般会計の補助金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補-135	道路用地課	市街地道路拡幅整備補助金	-	-	303
補-136	都市計画課	市民バス運行事業補助金			13,876
補-137	都市計画課	地域コミュニティバス運行事業補助金			4,255
補-138	都市計画課	小野路宿通り街並み修景支援補助金	-	-	3,080
補-139	業務課	合併処理浄化槽設置事業補助金		-	75,080
補-140	農業委員会事務局	町田市都市農業婦人団補助金	-	-	220
補-141	学務課	通学費補助金 (中学校通学費補助事業)	-	-	5,672
補-142	学務課	通学費補助金 (小学校通学費補助事業)	-	-	3,643
補-143	指導課	集団宿泊行事補助金 (中学校集団宿泊行事推進事業)			42,928
補-144	指導課	集団宿泊行事補助金 (小学校集団宿泊行事推進事業)			21,682
補-145	指導課	研究奨励費補助金			3,568
補-146	指導課	教育研究会補助金			3,070
補-147	指導課	生徒派遣交通費・大会参加費補助金	-	-	2,230
補-148	指導課	中学校体育連盟町田支部補助金	-	-	935
補-149	生涯学習課	指定文化財保護育成補助金 (史跡保存事業)	-	-	7,402
補-150	生涯学習課	指定文化財保護育成補助金 (文化財保護促進事業)	-	-	450
補-151	生涯学習課	社会教育関係団体事業費補助金	-	-	412
				合計	3,257,375

表4 特別会計(下水道事業会計)の補助金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
補-152	下水道総務課	下水道事業団補助金	-	-	637
				合計	637

(2) 負担金

表5 一般会計の負担金

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負- 1	企画調整課	市制50周年記念事業実行委員会負担金			5,000
負- 2	企画調整課	協議会等参加負担金		-	1,100
負- 3	企画調整課	日本非核宣言自治体協議会負担金		-	60
負- 4	企画調整課	首都圏業務外都市首長会議負担金		-	50
負- 5	企画調整課	厚木基地関係8市連絡会議負担金		-	40
負- 6	経営企画室	病院事業会計負担金			1,350,000
負- 7	経営改革室	協議会等参加負担金		-	50
負- 8	秘書課	東京都市長会負担金		-	6,411
負- 9	秘書課	全国市長会負担金		-	1,878
負- 10	秘書課	全国市長会関東支部負担金		-	40
負- 11	秘書課	各種市長会等負担金		-	24
負- 12	広報広聴課	多摩西人権擁護委員協議会負担金		-	717
負- 13	広報広聴課	日本広報協会負担金		-	42
負- 14	総務課	東京市町村総合事務組合管理運営費負担金		-	7,779
負- 15	総務課	東京都統計協会負担金		-	20
負- 16	総務課	東京都市固定資産評価審査委員会 審査事務協議会負担金		-	15
負- 17	総務課	東京都市統計協議会負担金		-	10
負- 18	職員課	東京都市公平委員会負担金		-	3,675
負- 19	職員課	昇任候補者選考通信教育受講料負担金		-	1,037
負- 20	職員課	研修参加負担金		-	151
負- 21	職員課	(社)東京都教職員互助会負担金		-	64
負- 22	職員課	中央労働災害防止協会負担金		-	50
負- 23	職員課	社会保険協会負担金		-	29
負- 24	情報システム課	東京都区市町村電子自治体共同運営負担金		-	360
負- 25	情報システム課	地方自治情報センター負担金		-	360
負- 26	情報システム課	日本マルチペイメント推進協議会負担金		-	100
負- 27	管財課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 28	市民税課	東京税務協会負担金		-	118
負- 29	資産税課	評価システム研究センター負担金		-	120
負- 30	資産税課	事業所税都市連絡協議会負担金		-	6
負- 31	市民協働推進課	管理組合負担金		-	35,985
負- 32	市民協働推進課	NPOのつどい参加負担金		-	100
負- 33	市民協働推進課	下水道受益者負担金	-	-	19
負- 34	市民協働推進課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 35	市民協働推進課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 36	防災安全課	特別会員交通災害共済費負担金		-	32
負- 37	防災安全課	損害補償・退職報償負担金		-	16,863
負- 38	防災安全課	消火栓維持管理負担金		-	8,045
負- 39	防災安全課	消火栓移設負担金		-	6,239
負- 40	防災安全課	消火栓設置負担金		-	5,389
負- 41	防災安全課	防災行政無線電波利用負担金		-	2,324

表5 一般会計の負担金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負- 42	防災安全課	消防団員福祉共済負担金		-	1,449
負- 43	防災安全課	協議会等負担金		-	514
負- 44	防災安全課	特別会員交通災害共済費負担金		-	330
負- 45	防災安全課	下水道受益者負担金	-	-	20
負- 46	市民課	東京都外国人登録事務協議会負担金		-	17
負- 47	市民課	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金		-	14
負- 48	市民課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 49	市民課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 50	忠生市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 51	忠生市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 52	南市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 53	なるせ駅前市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 54	鶴川市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 55	堺市民センター	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 56	スポーツ課	市町村総合体育大会負担金		-	510
負- 57	スポーツ課	8市親善野球大会負担金		-	40
負- 58	スポーツ課	東京都体育指導委員協議会負担金		-	35
負- 59	スポーツ課	体育施設協会負担金		-	10
負- 60	博物館	巡回展負担金			5,250
負- 61	博物館	日本博物館協会負担金		-	30
負- 62	博物館	三多摩公立博物館協議会負担金		-	10
負- 63	博物館	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 64	博物館	日本民俗学会負担金		-	8
負- 65	博物館	東京都博物館協議会負担金		-	5
負- 66	国際版画美術館	版画美術館友の会イベント負担金		-	1,200
負- 67	国際版画美術館	全国美術館会議負担金		-	30
負- 68	福祉総務課	南多摩保護観察協会負担金		-	2,868
負- 69	障がい福祉課	下水道受益者負担金	-	-	138
負- 70	障がい福祉課	町田精神保健福祉推進会負担金		-	87
負- 71	障がい福祉課	団体研修随行者負担金		-	70
負- 72	障がい福祉課	団体研修随行者負担金		-	40
負- 73	障がい福祉課	東京都障害者雇用促進協会負担金		-	30
負- 74	ひかり療育園	青年音楽祭負担金		-	1
負- 75	健康課	町田市救急業務連絡協議会負担金		-	100
負- 76	健康課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 77	国保年金課	東京都国民年金協議会負担金		-	8
負- 78	国保年金課	後期高齢者医療広域連合負担金		-	54,648
負- 79	高齢者福祉課	高齢者福祉団体施設維持管理負担金		-	295
負- 80	高齢者福祉課	高齢者生活等相談室負担金		-	273
負- 81	高齢者福祉課	下水道受益者負担金	-	-	213
負- 82	高齢者福祉課	防火管理者研究会負担金		-	9
負- 83	高齢者福祉課	防火管理者研究会負担金		-	9

表5 一般会計の負担金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負- 84	児童青少年課	東京都公立児童厚生施設連絡協議会負担金		-	17
負- 85	児童青少年課	児童厚生施設関係職員事務研究会負担金		-	5
負- 86	児童青少年課	児童健全育成推進財団負担金		-	5
負- 87	子育て支援課	日本体育・学校健康センター負担金		-	254
負- 88	子育て支援課	保育展負担金		-	160
負- 89	子育て支援課	東京都母子妊娠連絡研究会負担金		-	3
負- 90	すみれ教室	東京都心身障害児施設協議会負担金		-	15
負- 91	ひなた村	電波利用料負担金		-	0
負- 92	産業観光課	町田ターミナル総合管理業務負担金			64,247
負- 93	産業観光課	さくら祭り負担金			7,800
負- 94	産業観光課	町田ターミナル設備修繕負担金		-	4,689
負- 95	産業観光課	コミュニティビジネス市民協働事業負担金		-	976
負- 96	産業観光課	(社)首都圏産業活性化協会負担金		-	10
負- 97	農業振興課	農業祭負担金			4,000
負- 98	農業振興課	農業改良普及事業協議会負担金		-	78
負- 99	農業振興課	八王子食肉処理場運営協議会負担金		-	49
負-100	農業振興課	農林統計協会負担金		-	25
負-101	農業振興課	土地改良事業団体連合会負担金		-	20
負-102	環境総務課	東京たま広域資源循環組合負担金		-	933,011
負-103	環境総務課	多摩ニュータウン環境組合負担金		-	52,203
負-104	環境総務課	全国都市清掃会議負担金		-	243
負-105	環境総務課	東京都高圧ガス保安協会負担金		-	29
負-106	環境総務課	電気主任技術者協会負担金		-	9
負-107	環境総務課	全都清関東地区協議会負担金		-	5
負-108	環境総務課	三多摩清掃施設連絡協議会負担金		-	5
負-109	環境保全課	南多摩斎場組合負担金		-	350,953
負-110	環境保全課	南多摩都市霊園負担金		-	970
負-111	環境保全課	地球一日博物館負担金		-	847
負-112	環境保全課	境川引地川水系水質浄化等促進協議会負担金		-	42
負-113	環境保全課	都市公害事務連絡協議会負担金		-	10
負-114	環境保全課	グリーンネットワーク参加負担金		-	10
負-115	ごみ減量課	資源化物処理負担金		-	491
負-116	清掃工場	ボイラー・タービン主任技術者会負担金		-	45
負-117	清掃工場	電気主任技術者協会負担金		-	45
負-118	建設総務課	橋梁改修負担金		-	1,883
負-119	建設総務課	橋梁新設工事負担金		-	847
負-120	建設総務課	土木積算システム使用負担金		-	96
負-121	建設総務課	道路整備期成同盟東京都協議会負担金		-	93
負-122	建設総務課	東京都道路整備推進大会負担金		-	30
負-123	建設総務課	首都道路協議会負担金		-	30
負-124	道路管理課	JR町田駅南口エスカレーター電気料負担金		-	116
負-125	道路管理課	大型街路灯共架負担金		-	19
負-126	道路用地課	東京都国土調査街路協議会負担金		-	30
負-127	道路整備課	全国街路事業促進協議会負担金		-	68

表5 一般会計の負担金

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負-128	道路整備課	関東国道協会負担金		-	40
負-129	道路整備課	東京地区用地対策連絡協議会負担金		-	15
負-130	道路整備課	東京都区市町村土木関係技術 管理連絡協議会負担金		-	7
負-131	道路補修課	下水道受益者負担金	-	-	273
負-132	交通安全課	特別会員交通災害共済費負担金		-	122
負-133	交通安全課	全国自転車問題自治体連絡協議会負担金		-	20
負-134	都市計画課	都市計画協会負担金		-	240
負-135	都市計画課	全国建築審査会協議会負担金		-	50
負-136	都市計画課	全国地区計画推進協議会負担金		-	45
負-137	都市計画課	日本都市計画学会負担金		-	30
負-138	都市計画課	多摩地域都市モノール等 建設促進協議会負担金		-	30
負-139	都市計画課	南多摩ニュータウン協議会負担金		-	20
負-140	建築指導課	日本建築行政会議負担金		-	120
負-141	公園緑地課	公園緑地協会負担金		-	130
負-142	公園緑地課	全国都市公園整備促進協議会負担金		-	47
負-143	公園緑地課	日本ばたん協会負担金		-	3
負-144	区画整理課	新都市建設公社連絡協議会負担金		-	10
負-145	区画整理課	東京土地区画整理事業推進街連盟負担金		-	5
負-146	業務課	東京都合併処理浄化槽普及促進協議会負担金		-	35
負-147	選挙管理委員会 事務局	東京都市選挙管理委員会連合会 負担金		-	105
負-148	選挙管理委員会 事務局	東京都市選挙管理委員会連合会 研修会負担金		-	100
負-149	選挙管理委員会 事務局	全国市区選挙管理委員会連合会負担金		-	84
負-150	選挙管理委員会 事務局	東京都市明るい選挙推進協議会第4 ブロック合同研修会負担金		-	20
負-151	選挙管理委員会 事務局	全国市区選挙管理委員会連合会 東京支部負担金		-	5
負-152	選挙管理委員会 事務局	東京都市明るい選挙推進協議 連合会負担金		-	5
負-153	監査事務局	全国都市監査委員会負担金		-	139
負-154	監査事務局	東京都市監査委員会負担金		-	35
負-155	監査事務局	関東都市監査委員会負担金		-	28
負-156	農業委員会事務局	東京都農業会議負担金		-	971
負-157	農業委員会事務局	親子体験農業実行委員会負担金		-	90
負-158	農業委員会事務局	南多摩地区農業委員会協議会負担金		-	66
負-159	議会事務局	全国市議会議長会負担金		-	1,891
負-160	議会事務局	東京都市議会議長会負担金		-	150
負-161	議会事務局	関東市議会議長会負担金		-	76
負-162	議会事務局	都市行政問題研究会負担金		-	70
負-163	議会事務局	南多摩市議会議長会負担金		-	50

表5 一般会計の負担金

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負-164	議会事務局	三多摩上下水及び道路整備促進協議会負担金		-	40
負-165	議会事務局	全国自治体病院経営都市議会協議会負担金		-	18
負-166	議会事務局	東京都市区議会議長会負担金		-	14
負-167	教育総務課	下水道受益者負担金	-	-	816
負-168	教育総務課	防火管理者研究会負担金		-	360
負-169	教育総務課	防火管理者研究会負担金		-	180
負-170	教育総務課	東京都市町村教育委員会連合会負担金		-	177
負-171	教育総務課	東京都市教育長会負担金		-	53
負-172	教育総務課	教育長各種協議会負担金		-	53
負-173	教育総務課	関東甲信静市町村教育委員会連合会総会負担金		-	12
負-174	教育総務課	全国都市教育長協議会等出席者負担金		-	3
負-175	施設課	東京都公立学校施設整備期成会負担金		-	15
負-176	学務課	日本スポーツ振興センター負担金		-	21,116
負-177	学務課	日本スポーツ振興センター負担金		-	8,068
負-178	学務課	学校保健会負担金		-	1,200
負-179	学務課	東京都学校給食教育研究会負担金		-	40
負-180	指導課	学校関係団体負担金		-	4,615
負-181	指導課	中学校体育連盟負担金		-	792
負-182	指導課	学校関係団体負担金		-	213
負-183	指導課	学校関係団体負担金		-	84
負-184	指導課	中学校吹奏楽連盟負担金		-	80
負-185	指導課	中学校合唱連盟負担金		-	12
負-186	生涯学習課	東京都青少年委員会連合会負担金		-	62
負-187	生涯学習課	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金		-	45
負-188	生涯学習課	東京都町村社会教育委員連絡協議会負担金		-	25
負-189	生涯学習課	多摩郷土誌フェア負担金		-	15
負-190	生涯学習課	歴史学研究会負担金		-	10
負-191	生涯学習課	日本考古学会負担金		-	6
負-192	生涯学習課	町田地方史研究会負担金		-	3
負-193	図書館	エルムビル総合管理負担金		-	60,918
負-194	図書館	エルムビル施設修繕負担金		-	1,504
負-195	図書館	駐車場管理運営費負担金		-	120
負-196	図書館	日本図書館協会負担金		-	50
負-197	図書館	清掃負担金		-	36
負-198	図書館	全国文学館協議会負担金		-	20
負-199	図書館	東京都市町村立図書館長協議会負担金		-	9
負-200	図書館	防火管理者研究会負担金		-	9
負-201	図書館	防火管理者研究会負担金		-	9
負-202	公民館	東京都公民館連絡協議会負担金		-	20
負-203	公民館	公民館大会等参加負担金		-	7
負-204	公民館	公民館大会等参加負担金		-	5
				合計	3,053,150

表6 特別会計（下水道事業会計）の負担金（単位：千円）

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負-205	下水道総務課	多摩川流域下水道南多摩処理区 処理負担金		-	40,463
負-206	下水道総務課	川崎市下水処理負担金		-	7,612
負-207	下水道総務課	横浜市下水処理負担金		-	6,531
負-208	下水道総務課	多摩川流域下水道南多摩処理区 建設費負担金	-	-	2,614
負-209	下水道総務課	日本下水道協会負担金	-	-	1,238
負-210	下水道総務課	多摩川流域下水道南多摩処理区 維持管理負担金	-	-	254
負-211	下水道総務課	相模原市下水処理負担金	-	-	168
負-212	下水道総務課	東京河川改修促進街連盟協議会負担金	-	-	55
負-213	下水道総務課	東京都総合治水対策協議会負担金	-	-	50
負-214	下水道総務課	東京都多摩地区下水道事業積算 施工適正化委員会負担金	-	-	20
負-215	下水道総務課	総会・会議参加負担金	-	-	15
負-216	水再生課	汚泥処理負担金	-	-	807
負-217	水再生課	日本電気技術者協会負担金	-	-	9
				合計	59,839

表7 特別会計（受託水道事業会計）の負担金（単位：千円）

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
負-218	水道部業務課	負担金補助及び交付金	-	-	933
				合計	933

(3) 研修負担金

表8 一般会計の研修負担金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
研- 1	企画調整課/総務課	研修負担金	-	-	71
研- 2	防災安全課	消防団研修負担金	-	-	519
研- 3	防災安全課	研修負担金	-	-	123
研- 4	市民協働推進課	研修負担金	-	-	11
研- 5	職員課	東京市町村総合事務組合研修負担金		-	17,199
研- 6	職員課	研修負担金	-	-	2,158
研- 7	市政情報課	研修負担金	-	-	47
研- 8	情報システム課	研修負担金	-	-	2,287
研- 9	管財課	研修負担金	-	-	429
研- 10	管財課	研修負担金	-	-	67
研- 11	管財課	研修負担金	-	-	12
研- 12	営繕課	研修負担金	-	-	53
研- 13	契約課	研修負担金	-	-	100
研- 14	契約課	研修負担金	-	-	67
研- 15	契約課	研修負担金	-	-	33
研- 16	契約課	研修負担金	-	-	33
研- 17	資産税課	研修負担金	-	-	134
研- 18	資産税課	研修負担金	-	-	60
研- 19	納税課	研修負担金	-	-	20
研- 20	スポーツ課	研修負担金	-	-	3
研- 21	国際版画美術館	研修負担金	-	-	24
研- 22	福祉総務課	研修負担金	-	-	3
研- 23	生活援護課	研修負担金	-	-	480
研- 24	障がい福祉課	研修負担金	-	-	240
研- 25	障がい福祉課	研修負担金	-	-	10
研- 26	ひかり療育園	研修負担金	-	-	220
研- 27	健康課	研修負担金	-	-	112
研- 28	健康課	研修負担金	-	-	63
研- 29	高齢者福祉課	研修負担金	-	-	60
研- 30	子育て支援課	研修負担金	-	-	181
研- 31	子育て支援課	研修負担金	-	-	180
研- 32	子育て支援課	研修負担金	-	-	120
研- 33	子育て支援課	研修負担金	-	-	114
研- 34	子育て支援課	研修負担金	-	-	70
研- 35	子育て支援課	研修負担金	-	-	56
研- 36	子育て支援課	研修負担金	-	-	42
研- 37	子育て支援課	研修負担金	-	-	40
研- 38	子育て支援課	研修負担金	-	-	33
研- 39	子育て支援課	研修負担金	-	-	25
研- 40	子育て支援課	研修負担金	-	-	19
研- 41	すみれ教室	研修負担金	-	-	53

表8 一般会計の研修負担金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
研- 42	農業振興課	研修負担金	-	-	15
研- 43	清掃工場	研修負担金	-	-	787
研- 44	道路管理課	研修負担金	-	-	27
研- 45	道路補修課	研修負担金	-	-	118
研- 46	都市計画課	研修負担金	-	-	24
研- 47	開発指導課	研修負担金	-	-	116
研- 48	開発指導課	研修負担金	-	-	72
研- 49	建築指導課	研修負担金	-	-	78
研- 50	公園緑地課	研修負担金	-	-	156
研- 51	選挙管理委員会事務局	研修負担金	-	-	5
研- 52	監査事務局	研修負担金	-	-	146
研- 53	農業委員会事務局	研修負担金	-	-	30
研- 54	議会事務局	研修負担金	-	-	17
研- 55	教育総務課	研修負担金	-	-	155
研- 56	教育総務課	東京都市町村教育委員会連合会 研修負担金	-	-	100
研- 57	施設課	研修負担金	-	-	19
研- 58	学務課	研修負担金	-	-	128
研- 59	学務課	研修負担金	-	-	12
研- 60	学務課	研修負担金	-	-	8
研- 61	図書館	研修負担金	-	-	120
研- 62	図書館	研修負担金	-	-	30
合計					27,746

表9 特別会計(下水道事業会計)の研修負担金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
研- 63	下水道総務課	研修負担金	-	-	331
合計					331

(4) 交付金

表10 一般会計の交付金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
交- 1	職員課	町田市職員互助会交付金			48,866
交- 2	職員課	(財)東京都福利厚生事業団交付金	-	-	67
交- 3	防災安全課	消防団交付金			7,966
交- 4	防災安全課	歳末警戒交付金	-	-	292
交- 5	指導課	特色ある学校づくり推進事業交付金			24,652
交- 6	指導課	中学生職場体験事業交付金			15,254
交- 7	指導課	小・中一貫教育推進事業交付金	平成19年度をもって廃止		1,964
交- 8	指導課	中学校部活動指導事業・生活指導事業交付金	-	-	891
合計					99,955

表11 特別会計(鶴川駅北土地地区画整理事業会計)の交付金 (単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
交- 9	鶴川駅前地区画整理事務所	土地地区画整理清算交付金	-	-	81,046
合計					81,046

(5) その他

表 12 一般会計のその他

(単位：千円)

	課	補助金等名	監査範囲	監査結果	交付額
そ- 1	職員課	通信教育受講料助成金	-	-	1,401
そ- 2	高齢者福祉課	生活協力員住宅使用料助成費			16,801
そ- 3	高齢者福祉課	全国シルバー人材センター事業協会賛助金	-	-	50
そ- 4	高齢者福祉課	長寿祝金	-	-	8,440
そ- 5	健康課	予防接種事故治療費給付金	-	-	468
そ- 6	健康課	予防接種助成費	-	-	1,426
そ- 7	健康課	予防接種助成費	-	-	122
そ- 8	子ども総務課	専修学校等在学心身障がい者奨学金	-	-	590
そ- 9	子ども総務課	幼児教育手当[市制度]	-	-	756
そ- 10	子ども総務課	幼稚園就園奨励費[国制度]			366,648
そ- 11	児童青少年課	地域子ども教室助成金	-	-	1,896
そ- 12	公園緑地課	民有緑地保全奨励金	-	-	8,563
そ- 13	産業観光課	商店街近代化特別融資利子補給金	-	-	306
そ- 14	農業振興課	農業経営基盤強化資金利子助成金	-	-	167
そ- 15	農業振興課	農業振興資金利子補給金	-	-	196
そ- 16	清掃工場	環境保全協力金	-	-	56
そ- 17	住宅課	住宅改良助成金			84,215
そ- 18	住宅課	利子補給金	-	-	220
そ- 19	交通安全課	民営自転車等駐車場助成金	-	-	912
そ- 20	道路用地課	拡幅整備助成金			6,617
そ- 21	道路用地課	隅切用地寄附奨励金			2,134
そ- 22	道路用地課	全国国土調査協会会費	-	-	49
そ- 23	道路整備課	隅切用地寄附奨励金	-	-	217
そ- 24	都市計画課	地区街づくり活動運営助成金	-	-	952
そ- 25	議会事務局	政務調査費			24,480
そ- 26	学務課	奨学金			15,529
				合計	543,214

市担当課に作成を依頼した調査書（例）

課	負 - 2
負担金名	企画調整課
負担金額	協議会等参加負担金
負担金支出先	1,100,000 円

1. 負担金の性格

当該負担金は研修負担金の性格を有するものである

Yes No

↓

2. 負担金支出の根拠

当該負担金について個別に規定した法令、条例または規則等がある

Yes No

↓

法令名・条例名・規則名をご記入ください。

法令名

条例名

規則名

当該負担金の支出先と協定書あるいは契約書を締結している。

Yes No

↓

協定書名・契約書名をご記入ください。

協定書名

契約書名

先方からの請求書もしくは支払通知に基づき支出している

Yes No

3. 負担金額の根拠

の法令、条例または規則等に負担金額が定められている。

Yes No

の協定書または契約書に負担金額が定められている。

Yes No

4. 負担金支出の効果

負担金交付先が主催する会合・イベントに参加している。

Yes No

↓

負担金交付先が19年度に主催した会合等の出席回数をご記入ください。 回

負担金交付先が発行する資料等を入手している。

Yes No

↓

負担金交付先からの19年度の資料の入手回数をご記入ください。 回

負担金を支出することによって、次の効果を期待している。

1) 関係機関との連携を深める Yes No

2) 情報の共有化を図る Yes No

3) その他 Yes No

↓

期待されている効果をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。